

評価対象			
事務事業名	障害者差別解消推進	開始年度	平成 27 年度
所属	保健福祉支援部障害者福祉課障害者福祉係	種別	—
所管課長	保健福祉支援部障害者福祉課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(23) 障害者のゆたかで自立した地域での生活を支援する		
施策名	① 障害者が安心して暮らせる社会の実現		

事業概要	
事業の目的	地域全体へ障害者差別解消法の趣旨を浸透させるとともに、相談体制の整備や地域ネットワークを構築することにより、地域全体で差別の起こらない地域社会の実現を目指します。
事業の対象	区民、職員
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ●障害者差別解消法職員研修の実施 ●障害者差別解消地域支援協議会の開催 ●差別解消法啓発リーフレット等の作成
根拠法令等	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 港区職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する要綱

【ステップ1】①事業継続の必要性に係る評価									
開始当時の背景・これまでの経緯	講演会の開催は、障害者差別解消法の理解を深めるための事業として一定の効果を示したと考えます。より多くの区民及び民間事業者に参加していただき法の効果的な周知が可能となりました。今後の課題として、障害者差別解消支援地域協議会を障害者施策を総合的かつ計画的に推進するための会議体である障害者地域自立支援協議会に機能付加していくなど、運営面での効率性を検討する必要があります。								
評価	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>A 高い</td> <td>B どちらともいえない</td> <td>C 低い</td> </tr> </table>		A 高い	B どちらともいえない	C 低い				
	A 高い	B どちらともいえない	C 低い						
評価の着眼点	<table border="1"> <tr> <td>公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)</td> <td>◎</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)</td> <td>◎</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)	◎			今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)	◎		
公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)	◎								
今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)	◎								
①事業継続の必要性	◎								
①事業継続の必要性評価の理由	(歴史的役割を終えていないか、区の関与は必要か、代替可能な事業はないか) 研修の実施、リーフレットの配布等を通じ、区民や民間事業者等が法の趣旨や障害者への理解を深め、障害のある人もない人も、共に生きる地域社会について、地域全体で考える契機とするため必要です。								

【ステップ2】②事業の効果性・③事業の効率性に係る評価

②事業の効果性に係る評価

事業の成果	指標1	啓発講演会の参加者数			指標2	職員研修の参加者数			指標3	差別解消法啓発リーフレット配布数		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成29年度	200	134	67.0%	平成29年度	60	49	81.7%	平成29年度	8,000	7,300	91.3%
平成30年度	250	165	66.0%	平成30年度	80	79	98.8%	平成30年度	6,500	11,000	169.2%	
令和元年度	—	—	—	令和元年度	80	—	—	令和元年度	11,000	—	—	
指標から見た事業の成果	啓発講演会のアンケート結果では、「大変参考になった」「参考になった」と回答した割合が9割を超えていました。参加者の高い満足度を示しており、事業の効果があると考えます。職員研修について、平成28年4月1日に法律が施行、平成30年度10月1日に都条例が施行されたため、30年度は悉皆研修に含めてもらい重点的に行いました。元年度以降も、対象をしぼり、内容を工夫して実施していきます。											
評価	A 高い			B どちらともいえない			C 低い					
②事業の効果性	◎											
②事業の効果性評価の理由	(事業の目的を実現できているか、区民のニーズに応える手段として妥当か) 作成したリーフレット(啓発マンガ)を毎年度小学校新4年生を対象として配布し、リーフレットを用いて授業を行ったという小学校もあり、効果的に活用されています。											

③事業の効率性に係る評価

予算状況の内訳(千円)												決算状況(千円)	
事業費の状況	年度	当初予算額	一般財源割合	一般財源	国庫支出金	都支出金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率	
	平成29年度	3,950	0%	0	1,974	987	989	157	0	4,107	3,560	87%	
平成30年度	3,145	0%	0	1,570	785	790	1,161	0	4,306	4,231	98%		
令和元年度	4,205	0%	0	2,104	1,031	1,070	—	—	—	—	—		
事業費から見た事業の状況	毎年度流用実績があるため、事業費は今後増加する見込みです。												
評価	A 高い			B どちらともいえない			C 低い						
③事業の効率性	◎												
③事業の効率性評価の理由	(費用対効果や受益者負担等の観点から、コストに見合う成果が得られているか) リーフレットの作成については、委託することによって、職員の事務の軽減化を図るとともに効率的な事業運営を行っています。												

**【ステップ3】
総合評価**

拡充
 継続
 改善
 統合
 廃止

本事業に係る所管課の意見

総合評価に係る具体的な理由(根拠)と来年度の実施内容(又は廃止後の対応)を記載します。

- ・「拡充」：レベルアップ
- ・「継続」：現状維持
- ・「改善」：対象範囲、事業規模、実施方法等の変更(一部廃止、縮小を含む)
- ・「統合」：他事業と統合

障害者差別解消法の施行から3年が経過し、新たに東京都条例が施行されたため事業内容について、見直しが必要な部分もありますが、今後も、区民や民間事業者等が法の趣旨や障害者への理解を深め、障害のある人もない人も、共に生きる地域社会について、地域全体で考えていくため、啓発講演会の開催及びリーフレットの作成等、法の周知啓発に積極的に取り組んでいく必要があります。

さらに現在、(仮称)港区手話言語の理解促進及び障害者の多様な意思疎通の推進に関する条例の制定に向けて検討を進めており、事業の拡充を図ります。

評価対象			
事務事業名	ヘルプカード普及事業	開始年度	平成 25 年度
所属	保健福祉支援部障害者福祉課障害者事業運営係	種別	—
所管課長	保健福祉支援部障害者福祉課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(23) 障害者のゆたかで自立した地域での生活を支援する		
施策名	① 障害者が安心して暮らせる社会の実現		

事業概要	
事業の目的	身体障害者・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳の所持者全員、難病患者全員を対象にヘルプカードを配布することにより、災害等の緊急時の安全確保に寄与することを目的としています。また、啓発活動を行うことで共助の意識を高めます。
事業の対象	区内に住所を有する、身体障害者手帳、愛の手帳及び精神障害者保健福祉手帳の所持者並びに難病患者
事業の概要	区内に住所を有する身体障害者等に対して、緊急時や災害時に各々が必要とする支援内容等を記載できるようにしたヘルプカードを配布します。ヘルプカードを外出時などに携行することによって、緊急時や災害時に周囲からの効果的な支援が得られます。
根拠法令等	

【ステップ1】①事業継続の必要性に係る評価									
開始当時の背景・これまでの経緯	都の「ヘルプカード作成促進事業」として、平成25年度より作成・配布しています。カードは、東京都が標準様式を策定し、区がカードを作成・配布することとなっています。平成30年度には、ヘルプマークを啓発するステッカーを作成し、障害者施設、ちいばす等に貼り、ヘルプマークを周知しています。								
評価	<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">A 高い</td> <td style="text-align: center;">B どちらともいえない</td> <td style="text-align: center;">C 低い</td> </tr> </table>	A 高い	B どちらともいえない	C 低い					
A 高い	B どちらともいえない	C 低い							
評価の着眼点	<table border="1"> <tr> <td>公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)</td> <td style="text-align: center;">◎</td> <td style="text-align: center;"> </td> <td style="text-align: center;"> </td> </tr> <tr> <td>今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)</td> <td style="text-align: center;">◎</td> <td style="text-align: center;"> </td> <td style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)	◎			今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)	◎		
公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)	◎								
今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)	◎								
①事業継続の必要性	◎								
①事業継続の必要性評価の理由	(歴史的役割を終えていないか、区の関与は必要か、代替可能な事業はないか) 支援が必要な障害者が支援内容を書いたヘルプカードを所持することで、効果的な支援が可能となるとともに、カードを所持するだけで日常的な不安を和らげることが期待できます。さらにこの事業の周知・啓発によって、区民全体の自助・共助の意識を高め、弱者への支援がより可能となる環境整備の推進を図ります。								

【ステップ2】②事業の効果性・③事業の効率性に係る評価

②事業の効果性に係る評価

事業の成果	指標1	公布枚数(枚)			指標2				指標3			
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成29年度	84	50	59.5%	平成29年度				平成29年度			
	平成30年度	64	78	121.9%	平成30年度				平成30年度			
	令和元年度	60	—	—	令和元年度		—	—	令和元年度		—	—
指標から見た事業の成果	配布数は、新規手帳取得者、新規難病医療費助成対象者で希望する人であるため、数は伸びてはいますが、バス内に貼るポスター、ステッカーを作成したことにより、周知・啓発は進んでいます。											
評価	A 高い			B どちらともいえない			C 低い					
②事業の効果性												
②事業の効果性評価の理由	(事業の目的を実現できているか、区民のニーズに応える手段として妥当か) 区民から、内部障害等で見た目障害者とわからなくても、ヘルプマークを付けていることで、座席を譲ってもらえる等、日頃から支援を受けられるよう、周知をして欲しいと要望が出ているため、都と共同して周知・啓発をすることで一定の効果を得られていると考えます。											

③事業の効率性に係る評価

予算状況の内訳(千円)												決算状況(千円)	
事業費の状況	年度	当初予算額	一般財源割合	一般財源	国庫支出金	都支出金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率	
		平成29年度	205	0%	0	0	102	103	0	0	205	200	98%
平成30年度	291	0%	0	0	145	146	0	0	291	245	84%		
令和元年度	404	0%	0	0	202	202	—	—	—	—	—		
事業費から見た事業の状況	令和元年度は、新たにヘルプカードホルダーを作成するため、事業費は増加しています。これまで、首から下げるホルダーを配布していましたが、都のヘルプマークのようにかばんに取り付けられる形のカードホルダーを作成し、配布します。												
評価	A 高い			B どちらともいえない			C 低い						
③事業の効率性													
③事業の効率性評価の理由	(費用対効果や受益者負担等の観点から、コストに見合う成果が得られているか) ヘルプマークやヘルプカードの所持は、災害時、緊急時の安全確保に寄与することが目的です。啓発活動により共助の意識を高めていくため、配布及びポスター掲示等は必要と考えます。												

【ステップ3】
総合評価

○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 統合 ○ 廃止

本事業に係る所管課の意見	
総合評価に係る具体的な理由(根拠)と来年度の実施内容(又は廃止後の対応)を記載します。 ・「拡充」：レベルアップ ・「継続」：現状維持 ・「改善」：対象範囲、事業規模、実施方法等の変更(一部廃止、縮小を含む) ・「統合」：他事業と統合	令和元年度は、ヘルプマークを表示したヘルプカードホルダーを作成し、配布する予定です。 区民から、内部障害等で見た目障害者とわからなくても、ヘルプマークを付けていることで、座席を譲ってもらえる等、日頃から支援を受けられるよう、周知をして欲しいと要望が出ています。 今後もポスターによる周知、新規手帳取得者へのヘルプカード配布等、これまでと同様の事業を継続する必要があります。

評価対象			
事務事業名	心のバリアフリー推進	開始年度	平成 25 年度
所属	保健福祉支援部障害者福祉課障害者福祉係	種別	—
所管課長	保健福祉支援部障害者福祉課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(23) 障害者のゆたかで自立した地域での生活を支援する		
施策名	① 障害者が安心して暮らせる社会の実現		

事業概要	
事業の目的	障害のある区民とない区民が互いの立場に立ち、お互いを理解し合えることを目指し、イベントでの交流等様々な手段を通じて、偏見や先入観がなくなるよう意識啓発を図ります。
事業の対象	区民（障害者週間記念事業はどなたでも参加可能）
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ●障害者週間ポスター原画展の開催 ●障害者週間記念事業～ともに生きるみんなの集い～の開催 <ul style="list-style-type: none"> 第1部 記念式典（企業等感謝状贈呈・ポスター原画入賞者表彰等） 第2部 啓発プログラム 第3部 記念講演
根拠法令等	障害者基本法

【ステップ1】①事業継続の必要性に係る評価					
開始当時の背景・これまでの経緯	障害者週間は法律で定められており、障害者週間（12月3日～12月9日）の前後を含む期間中、障害や障害のある人に関する区民の関心と理解を深めるとともに、障害のある人の社会参加を促進するための事業を実施するように努めることになっています。参加者のアンケート結果から、事業に参加することで障害者福祉に関する理解が深まったことや毎年事業に参加することを楽しみにしていることが分かります。また、障害者差別解消法の施行にあわせ、マスコミで取り上げられることもあり、区民の関心は高まっています。今後も、障害者週間の期間を中心に障害者週間ポスター原画展及び障害者週間記念事業を開催します。				
評価	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; text-align: center;">A 高い</td> <td style="width: 34%; text-align: center;">B どちらともいえない</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">C 低い</td> </tr> </table>	A 高い	B どちらともいえない	C 低い	
A 高い	B どちらともいえない	C 低い			
評価の着眼点	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;"> 公益性 （情勢変化により区が実施する意義に変化はないか） </td> <td style="width: 80%; text-align: center;"> </td> </tr> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;"> 今日性 （情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか） </td> <td style="width: 80%; text-align: center;"> </td> </tr> </table>	公益性 （情勢変化により区が実施する意義に変化はないか）		今日性 （情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか）	
公益性 （情勢変化により区が実施する意義に変化はないか）					
今日性 （情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか）					
①事業継続の必要性					
①事業継続の必要性評価の理由	（歴史的役割を終えていないか、区の関与は必要か、代替可能な事業はないか） 障害の有無に関わらずイベント等で交流することができる事業であり、障害者への理解啓発を図るとともに、障害者の社会参加を促進するために必要です。				

【ステップ2】②事業の効果性・③事業の効率性に係る評価

②事業の効果性に係る評価

事業の成果	指標1	記念事業～ともに生きるみんなの集い～参加者数			指標2	ポスター応募者数			指標3	原画展開催回数		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成29年度	250	160	64.0%	平成29年度	50	43	86.0%	平成29年度	2	2	100.0%
平成30年度	200	130	65.0%	平成30年度	50	52	104.0%	平成30年度	2	2	100.0%	
令和元年度	200	—	—	令和元年度	50	—	—	令和元年度	2	—	—	

指標から見た事業の成果
記念事業の実施を通じて、障害への理解啓発が促進されています。

評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
②事業の効果性	◎		
②事業の効果性評価の理由	(事業の目的を実現できているか、区民のニーズに応える手段として妥当か) 毎回、記念事業には、障害の有無に関わらず多くの方が参加しています。 事業の円滑な運営を図るため、実行委員会形式を採用しており、区が主導ではなく、公 募区民の参加もあり、効果的な手法です。		

③事業の効率性に係る評価

事業費の状況	年度	予算状況の内訳(千円)								決算状況(千円)	
		当初予算額	一般財源割合	一般財源	国庫支出金	都支出金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額
平成29年度	1,590	0%	0	795	397	398	27	0	1,617	1,584	98%
平成30年度	1,606	0%	0	803	401	402	-169	0	1,437	1,416	99%
令和元年度	1,773	0%	0	887	443	443	—	—	—	—	—

事業費から見た事業の状況
実行委員会が事業内容を企画立案をしており、計画的に実施しています。また、会場設営や運営については、委託することによって、職員の事務の軽減化を図るとともに効率的な事業運営を行っています。

評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
③事業の効率性	◎		
③事業の効率性評価の理由	(費用対効果や受益者負担等の観点から、コストに見合う成果が得られているか) 執行率は高く、事業費は今後も現状維持の見込みです。		

**【ステップ3】
総合評価**

○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 統合 ○ 廃止

本事業に係る所管課の意見
総合評価に係る具体的な理由(根拠)と来年度の実施内容(又は廃止後の対応)を記載します。
・「拡充」：レベルアップ
・「継続」：現状維持
・「改善」：対象範囲、事業規模、実施方法等の変更(一部廃止、縮小を含む)
・「統合」：他事業と統合

障害者週間は法律で定められており、障害者週間(12月3日～12月9日)の前後を含む期間中、障害や障害のある人に関する区民の関心と理解を深めるとともに、障害のある人の社会参加を促進するための事業を実施するように努めることになっています。
今後も、障害者週間の期間を中心に障害者週間ポスター原画展及び障害者週間記念事業を開催し、障害への理解啓発を図るために事業を継続します。

No	195	令和元年度 港区事務事業評価シート		
評価対象				
事務事業名	重症心身障害児通所事業	開始年度	平成 21 年度	
所属	保健福祉支援部 障害者福祉課 発達障害者担当	種別	—	
所管課長	保健福祉支援部障害福祉課長			
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する			
政策名	(23) 障害者のゆたかで自立した地域での生活を支援する			
施策名	② 障害のある子どもへの支援			

事業概要	
事業の目的	在宅の重症心身障害児等に対し、通所の方法により地域での生活に必要な支援を行うことによって、重症心身障害児等の福祉の向上を図ります。
事業の対象	区内に住所を有する地域の障害児施設等に通所が困難な未就学児の重症心身障害児。医療的ケアが必要な重症心身障害児を含みます。
事業の概要	<p>障害保健福祉センター指定管理事業所社会福祉法人友愛十字会に事業運営を委託し、こども療育パオの1クラスと位置付け「めろん組」と称しています。 委託している事業内容は以下のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 医療的ケアの実施 2 理学療法、作業療法及び言語療法による機能回復訓練 3 日常生活における基本的動作訓練 4 集団生活への適応等の訓練 5 家族等の相談に応じ、必要な助言及び支援 6 車両による送迎 <p>定員 1日5名 利用日 2歳までの乳児グループは週2日母子通園 3歳以上の幼児グループ通所頻度は個別状況に応じる。原則、単独通所。</p>
根拠法令等	児童福祉法、港区児童福祉法施行規則、東京都重症心身障害児（者）通所事業実施要領、障害者施策推進区市町村包括補助事業実施要綱、港区重症心身障害児通所事業運営要綱、港区重症心身障害児（者）通所事業補助金交付要綱、港区重症心身障害児利用判定委員会設置要綱

【ステップ1】①事業継続の必要性に係る評価									
開始当時の背景・これまでの経緯	平成21年度より、在宅の重症心身障害児（医療的ケアが必要な児を含む）の日中活動の場の運営のため開始しました。児童福祉法内の事業であり、障害保健福祉センターこども療育パオを活用し、社会福祉法人友愛十字会に委託し、実施しています。								
評価	<table border="1"> <tr> <td>A 高い</td> <td>B どちらともいえない</td> <td>C 低い</td> </tr> </table>	A 高い	B どちらともいえない	C 低い					
A 高い	B どちらともいえない	C 低い							
評価の着眼点	<table border="1"> <tr> <td>公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)</td> <td>◎</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)</td> <td>◎</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)	◎			今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)	◎		
公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)	◎								
今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)	◎								
①事業継続の必要性	◎								
①事業継続の必要性評価の理由	(歴史的役割を終えていないか、区の関与は必要か、代替可能な事業はないか) 児童福祉法内の事業のため、概ね各都道府県、区市町村で実施されています。								

【ステップ2】②事業の効果性・③事業の効率性に係る評価

②事業の効果性に係る評価

事業の成果	指標1	利用者数(実数)			指標2	医療的ケア実施児童(実数)			指標3			
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成29年度	10	11	110.0%	平成29年度	10	10	100.0%	平成29年度			
	平成30年度	10	9	90.0%	平成30年度	10	8	80.0%	平成30年度			
	令和元年度	10	—	—	令和元年度	10	—	—	令和元年度		—	—
指標から見た事業の成果	卒業と入園があるため、毎年一部利用者は入れ替わりますが、当初予定利用者数を大きく下回ることはありません。											
評価	A 高い			B どちらともいえない						C 低い		
②事業の効果性	◎											
②事業の効果性評価の理由	(事業の目的を実現できているか、区民のニーズに応える手段として妥当か) 登録児の中で、ほとんどの児が医療的ケアの必要な重症心身障害児です。医療的ケアと専門性の高い療育の充実が求められており、妥当です。											

③事業の効率性に係る評価

予算状況の内訳(千円)												決算状況(千円)	
事業費の状況	年度	当初予算額	一般財源割合	一般財源	国庫支出金	都支出金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率	
		平成29年度	43,004	61%	26,337	0	12,681	3,986	1,630	0	44,634	43,796	98%
平成30年度	42,444	42%	17,697	0	14,208	10,539	400	0	42,844	42,843	100%		
令和元年度	43,558	39%	17,128	0	18,354	8,076	—	—	—	—	—		
事業費から見た事業の状況	医療的ケアなど専門性の高い職員を配置するため増額になっています。包括補助費の歳入も得ています。												
評価	A 高い			B どちらともいえない						C 低い			
③事業の効率性	◎												
③事業の効率性評価の理由	(費用対効果や受益者負担等の観点から、コストに見合う成果が得られているか) 次年度、児童発達支援センターに移行するにあたり、法内事業となる本通所事業の利用料に対して原則受給者負担が発生します。												

【ステップ3】
総合評価

○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 統合 ○ 廃止

本事業に係る所管課の意見	
総合評価に係る具体的な理由(根拠)と来年度の実施内容(又は廃止後の対応)を記載します。 ・「拡充」：レベルアップ ・「継続」：現状維持 ・「改善」：対象範囲、事業規模、実施方法等の変更(一部廃止、縮小を含む) ・「統合」：他事業と統合	令和2年4月児童発達支援センターの開設に伴い、委託先である「こども療育パオ」が移転します。事業も、児童福祉法内事業に移行するため、本事業も統合され実施予定のため、継続となり小事業名が変更となります。

評価対象			
事務事業名	重度身体障害児学校送迎支援	開始年度	平成 21 年度
所属	保健福祉支援部障害者福祉課障害者福祉係	種別	—
所管課長	保健福祉支援部障害者福祉課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心生活を支援する		
政策名	(23) 障害者のゆたかで自立した地域での生活を支援する		
施策名	③ 地域における自立生活を支える仕組みづくり		

事業概要	
事業の目的	肢体不自由児特別支援学校中等部から高等部に進学する重度身体障害児に対し、引き続き送迎支援を実施することにより、特別支援学校での9年間にわたる支援プログラムを生かし、円滑な地域生活への移行を目指します。
事業の対象	中等部在籍時に、特別支援学級等在籍児童生徒送迎事業を利用し、引き続き同一の肢体不自由児特別支援学校高等部に在籍している区内在住の重度身体障害児。
事業の概要	年間契約をしたタクシー会社が、利用者宅から各学校(城南特別支援学校、光明学園等)の往復を送迎します。利用者の費用負担はありません。
根拠法令等	—

【ステップ1】①事業継続の必要性に係る評価													
開始当時の背景・これまでの経緯	都が目標として掲げているスクールバス乗車60分以内が実現されていないことを背景に住み慣れた地域での生活を続けてもらうための制度として事業を開始しました。都は60分以内を達成したとしていますが、今後も継続して実施する必要があります。												
評価	<table border="1"> <thead> <tr> <th>A 高い</th> <th>B どちらともいえない</th> <th>C 低い</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>◎</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>◎</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>◎</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	A 高い	B どちらともいえない	C 低い	◎			◎			◎		
A 高い	B どちらともいえない	C 低い											
◎													
◎													
◎													
①事業継続の必要性	◎												
①事業継続の必要性評価の理由	(歴史的役割を終えていないか、区の関与は必要か、代替可能な事業はないか) 平成30年度から事業者を変更するにあたり、平成31年2月に保護者説明会を学務課とともに開催しました。その中で保護者からのスクールカーの運行に対して継続して実施してほしいとの強い申し出がありました。利用者のニーズが高いため、今後も継続して実施する必要があります。												

【ステップ2】②事業の効果性・③事業の効率性に係る評価

②事業の効果性に係る評価

事業の成果	指標1	利用者数(人)			指標2				指標3			
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成29年度	8	10	125.0%	平成29年度				平成29年度			
	平成30年度	11	11	100.0%	平成30年度				平成30年度			
	令和元年度	12	—	—	令和元年度		—	—	令和元年度		—	—

指標から見た事業の成果
特別支援学校高等部進学率が高い現状で、重度の身体障害があっても通学し、他の生徒と共に学習できたり、一環した特別支援学校ならではの教育・支援が義務教育時と変わらず受けられることで、円滑に地域生活に移行できる効果があります。

評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
②事業の効果性	◎		
②事業の効果性評価の理由	(事業の目的を実現できているか、区民のニーズに応える手段として妥当か) 港区内には、重度身体障害者の通える特別支援学校高等部はなく、区民は、区を超えた学校(世田谷区・大田区)への通学をせざるを得ない地理的な事情を配慮し、重度身体障害児の長時間の通学に伴う身体的負担を軽減する必要があります。その軽減策として、本事業による交通手段の提供以外に、保護者の経済的負担を要しない代替的な手段の確保困難であることから、効果性は高いです。		

③事業の効率性に係る評価

事業費の状況	年度	予算状況の内訳(千円)								決算状況(千円)		
		当初予算額	一般財源割合	一般財源	国庫支出金	都支支出金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
	平成29年度	45,398	100%	45,398	0	0	0	-168	-10,872	34,358	32,482	95%
	平成30年度	54,138	100%	54,138	0	0	0	0	0	54,138	52,747	97%
	令和元年度	61,608	100%	61,608	0	0	0	—	—	—	—	—

事業費から見た事業の状況
平成30年度から事業者が変更したことや利用対象者の増加に伴い、事業費も増加傾向にあります。

評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
③事業の効率性	◎		
③事業の効率性評価の理由	(費用対効果や受益者負担等の観点から、コストに見合う成果が得られているか) バスを利用することにより、現在よりも送迎に時間がかかり、身体に負担がかかる可能性があること、医療的ケアが必要な生徒への対応が不明確である現状を踏まえると、今後も実施していく必要があります。		

【ステップ3】
総合評価

○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 統合 ○ 廃止

本事業に係る所管課の意見

総合評価に係る具体的な理由(根拠)と来年度の実施内容(又は廃止後の対応)を記載します。

- ・「拡充」：レベルアップ
- ・「継続」：現状維持
- ・「改善」：対象範囲、事業規模、実施方法等の変更(一部廃止、縮小を含む)
- ・「統合」：他事業と統合

本来であれば、都が責任を持って、子どもたちが安全に通学できるよう、移動手段を構築する必要があります。区としては、保護者の要望、利用者の安全・安心を踏まえると継続して事業を実施する必要があります。

評価対象			
事務事業名	原爆被爆者援護事業	開始年度	昭和 62 年度
所属	保健福祉支援部障害者福祉課障害者福祉係	種別	—
所管課長	保健福祉支援部障害者福祉課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(23) 障害者のゆたかで自立した地域での生活を支援する		
施策名	③ 地域における自立生活を支える仕組みづくり		

事業概要	
事業の目的	原子爆弾被爆者の福祉の増進を図ります。
事業の対象	【①②原爆被爆者助成・③三療サービス】 ①区内在住（7/1現在）の被爆者健康手帳所持者(昭和62年度より開始) ②港区原爆被爆者の会(平成2年度より開始) ③区内在住の被爆者健康手帳所持者(平成7年度より開始)
事業の概要	①区内在住の被爆者手帳所持者に対して、年に1度見舞金（12,000円）を支給します。 ②港区原爆被爆者の会に対して、運営費、平和記念式典参加及び研修会開催費の助成を行い、会の自主的な活動を支援します。 ③区内4団体に所属する施術所において、施術サービスを受けることができるよう、対象者一人当たり、年間6枚の鍼・灸・マッサージの利用券を給付します。
根拠法令等	①②港区原子爆弾被爆者に対する見舞金支給要綱、港区原子爆弾被爆者の会助成要綱 ③港区鍼・灸・マッサージ利用券給付要綱

【ステップ1】①事業継続の必要性に係る評価													
開始当時の背景・これまでの経緯	①②見舞金受給者の減少や会員の高齢化が見られますが、被爆者の健康維持増進と福祉の向上を図るため、事業継続していく必要があります。 ③対象者の高齢化に伴い、需要が増加する可能性があります。被爆者の健康維持増進を図る上で、事業の必要性は持続すると考えられます。												
評価	<table border="1"> <thead> <tr> <th>A 高い</th> <th>B どちらともいえない</th> <th>C 低い</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>◎</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>◎</td> <td></td> </tr> <tr> <td>◎</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	A 高い	B どちらともいえない	C 低い	◎				◎		◎		
A 高い	B どちらともいえない	C 低い											
◎													
	◎												
◎													
①事業継続の必要性													
①事業継続の必要性評価の理由	（歴史的役割を終えていないか、区の関与は必要か、代替可能な事業はないか） ①②見舞金受給者の減少、会員(対象者)の高齢化が見られますが、同様の事業を継続していく必要があります。本事業に目的・実施内容からすると、区が実施することは妥当です。 ③対象者の高齢化に伴い、必要性は継続すると思われれます。												

【ステップ2】②事業の効果性・③事業の効率性に係る評価

②事業の効果性に係る評価

事業の成果	指標1	見舞金支給者数			指標2	鍼・灸・マッサージ券利用者数			指標3			
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成29年度	113	97	85.8%	平成29年度	63	48	76.2%	平成29年度			
	平成30年度	107	97	90.7%	平成30年度	60	70	116.7%	平成30年度			
	令和元年度	103	—	—	令和元年度	60	—	—	令和元年度		—	—
指標から見た事業の成果	①②見舞金の支給及び港区原爆被爆者の会への助成を通じて、被爆者の福祉の増進に寄与しています。 平成30年度 見舞金支給実績 97人 ③鍼・灸・マッサージの利用券の配布は被爆者の方の健康増進に役立っています。 しかし、配布した利用券の半数以上が利用されていないという側面もあります。											
評価	A 高い		B どちらともいえない					C 低い				
②事業の効果性												
②事業の効果性評価の理由	(事業の目的を実現できているか、区民のニーズに応える手段として妥当か) ①②90%以上の達成率となっています。 ③手帳所持者の概ね2分の1の方が利用券給付申請しています。健康の維持増進の一助になっています。											

③事業の効率性に係る評価

予算状況の内訳 (千円)												決算状況 (千円)	
事業費の状況	年度	当初予算額	一般財源割合	一般財源	国庫支出金	都支出金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率	
													平成29年度
平成30年度	2,547	100%	2,540	0	7	0	0	0	2,547	2,363	93%		
令和元年度	2,489	100%	2,477	0	12	0	—	—	—	—	—		
事業費から見た事業の状況	①②見舞金受給者の減少、会員(対象者)の高齢化が見られますが、同様の事業を継続していく必要があります。本事業に目的・実施内容からすると、区が実施することは妥当です。 ③対象者の高齢化に伴い、必要性は継続すると思われれます。												
評価	A 高い		B どちらともいえない					C 低い					
③事業の効率性													
③事業の効率性評価の理由	(費用対効果や受益者負担等の観点から、コストに見合う成果が得られているか) ①②事業の実施手段は妥当かつ効果的です。 ③対象者の高齢化に伴い、より利用しやすいサービスの提供が必要となる可能性があります。												

**【ステップ3】
総合評価**

拡充
 継続
 改善
 統合
 廃止

本事業に係る所管課の意見

総合評価に係る具体的な理由(根拠)と来年度の実施内容(又は廃止後の対応)を記載します。

- ・「拡充」：レベルアップ
- ・「継続」：現状維持
- ・「改善」：対象範囲、事業規模、実施方法等の変更(一部廃止、縮小を含む)
- ・「統合」：他事業と統合

①②見舞金受給者の減少や会員の高齢化が見られますが、被爆者の健康維持増進と福祉の向上を図るため、事業継続していく必要があります。
 ③対象者の高齢化に伴い、需要が増加する可能性があります。被爆者の健康維持増進を図る上で、事業の必要性は持続すると考えられます。

評価対象			
事務事業名	いちよう学級	開始年度	昭和 46 年度
所属	保健福祉支援部障害者福祉課障害者福祉係	種別	—
所管課長	保健福祉支援部障害者福祉課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(23) 障害者のゆたかで自立した地域での生活を支援する		
施策名	③ 地域における自立生活を支える仕組みづくり		

事業概要	
事業の目的	知的障害者が、学習、スポーツ、レクリエーション等を通して、社会参加への適応力を高めるとともに、仲間作りの場とすることにより、豊かな人間形成の向上に役立てます。
事業の対象	15歳以上の区内在住・在勤・在学者で、会場まで一人で通える知的障害者
事業の概要	活動は各グループ年間13回程度。通常活動は土曜、日曜日の午前9時～午後4時。 みなとパーク芝浦、生涯学習センター等を活動場所としています。 活動内容は、講師によるスポーツ、工作、調理実習や、受講生がプログラムを考える自主企画などがあります。 年1回宿泊事業とバスハイクを実施しています。 活動後「いちよう学級だより」を関係者に送付しています。
根拠法令等	障害者総合支援法、地域生活支援事業実施要綱

【ステップ1】①事業継続の必要性に係る評価									
開始当時の背景・これまでの経緯	いちよう学級は、知的障害者が、学習、スポーツ、レクリエーション等を通して仲間づくりや余暇時間の充実を図りながら社会参加し、人間形成の向上を目指して実施しています。受講生は、年々増加傾向にあり、知的障害者の社会参加の機会の確保として重要性を増しています。事業の実施については、港特別支援学校の先生方や数多くのボランティアの協力により支えられています。平成24年度までは、区の直営でしたが、受講生の多様化への対応、事業のさらなる発展等、様々な点を考慮して事業の見直しを行い、平成25年度から事業を委託しています。								
評価	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>A 高い</td> <td>B どちらともいえない</td> <td>C 低い</td> </tr> </table>		A 高い	B どちらともいえない	C 低い				
	A 高い	B どちらともいえない	C 低い						
評価の着眼点	<table border="1"> <tr> <td>公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)</td> <td>◎</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)</td> <td>◎</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)	◎			今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)	◎		
公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)	◎								
今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)	◎								
①事業継続の必要性	◎								
①事業継続の必要性評価の理由	(歴史的役割を終えていないか、区の関与は必要か、代替可能な事業はないか) 知的障害者の社会参加の機会の確保と地域社会における共生を実現していくための事業として、ますますその重要性を増しており、代替可能な事業はありません。								

【ステップ2】②事業の効果性・③事業の効率性に係る評価

②事業の効果性に係る評価

事業の成果	指標1	延べ参加者数			指標2				指標3			
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成29年度	615	926	150.6%	平成29年度				平成29年度			
	平成30年度	930	913	98.2%	平成30年度				平成30年度			
	令和元年度	930	—	—	令和元年度		—	—	令和元年度		—	—
指標から見た事業の成果	港特別支援学校の講師の協力もあり、新たな受講者が毎年入っています。委託事業者についても、受講者との信頼関係を構築しています。											
評価	A 高い			B どちらともいえない						C 低い		
②事業の効果性	◎											
②事業の効果性評価の理由	(事業の目的を実現できているか、区民のニーズに応える手段として妥当か) 受講者は年々増加傾向にあります。また、受講者及び保護者等からいただいた意見では、事業に対する満足度が高く、区民ニーズに応える手段として妥当であると考えます。											

③事業の効率性に係る評価

予算状況の内訳(千円)												決算状況(千円)	
事業費の状況	年度	当初予算額	一般財源割合	一般財源	国庫支出金	都支出金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率	
		平成29年度	18,235	20%	3,723	8,978	4,489	1,045	0	0	18,235	18,199	100%
	平成30年度	17,963	20%	3,546	8,978	4,489	950	0	0	17,963	17,958	100%	
	令和元年度	18,489	20%	3,720	9,241	4,620	908	—	—	—	—	—	
事業費から見た事業の状況	令和元年度予算は増えていますが、新プログラムとしてミュージカル鑑賞をすることにしたためです。鑑賞機会の創出は、国の「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画」の基本的な方針の一つである障害者による文化芸術活動の幅広い促進にも合致しています。												
評価	A 高い			B どちらともいえない						C 低い			
③事業の効率性	◎												
③事業の効率性評価の理由	(費用対効果や受益者負担等の観点から、コストに見合う成果が得られているか) 委託事業者は、知的障害者の特性を理解し、年間プログラムの企画及び安全な運営を行っていることから、受講生の満足度も高く、費用対効果が認められます。また、平成24年度から地域生活支援事業補助金を活用し、コストを抑えています。												

【ステップ3】
総合評価

○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 統合 ○ 廃止

本事業に係る所管課の意見	
総合評価に係る具体的な理由(根拠)と来年度の実施内容(又は廃止後の対応)を記載します。 ・「拡充」：レベルアップ ・「継続」：現状維持 ・「改善」：対象範囲、事業規模、実施方法等の変更(一部廃止、縮小を含む) ・「統合」：他事業と統合	いちよう学級は、知的障害者が、学習、スポーツ、レクリエーション等を通して仲間づくりや余暇時間の充実を図りながら社会参加し、人間形成の向上とともに、生涯にわたって充実した生活を送ることを目指して実施しています。 受講生は、年々増加傾向にあり、知的障害者の社会参加の機会の確保と地域社会における共生を実現していくための事業として、ますますその重要性を増しており、継続する必要があります。

評価対象

事務事業名	障害者日中活動サービス推進事業	開始年度	平成 23 年度
所属	保健福祉支援部障害者福祉課障害者福祉係	種別	—
所管課長	保健福祉支援部障害者福祉課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(23) 障害者のゆたかで自立した地域での生活を支援する		
施策名	③ 地域における自立生活を支える仕組みづくり		

事業概要

事業の目的	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年第123号。以下「法」という。）第5条に規定する障害福祉サービスを実施するために社会福祉法人、特定非営利活動法人、一般財団法人、公益財団法人、一般社団法人、公益社団法人、医療法人、学校法人又は宗教法人（以下「法人」という。）が区内に設置する指定障害福祉サービス事業所等の運営に要する費用の一部を予算の範囲内で補助することにより、サービス利用者の福祉の向上を図ることを目的とします。
事業の対象	法第5条に規定する生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援のいずれか一つまたは複数行う事業所を原則として区内に設置し、かつ、適正な運営を行っている法人
事業の概要	（補助金の対象経費）補助金の交付対象となる経費は次に掲げるものとします。 （1）事業所の運営経費 （2）事業所（区外に存し、かつ5年以上継続して法第5条に規定する障害者福祉サービスを実施している事業所を含む。）の定員の増加及び事業若しくは作業内容の拡充に伴う区内移転又は増設に関する費用
根拠法令等	港区障害者日中活動系サービス推進事業補助金交付要綱

【ステップ1】①事業継続の必要性に係る評価

開始当時の背景・これまでの経緯	<p>都は、自立支援法の施行を契機に、障害種別や事業主体、事業の経緯等により適用される補助制度や補助の有無に差異が生じないよう、一体的で整合性のとれた補助制度とすることを目的に、それまで行っていた都からの直接の補助と区市町村を經由した補助制度最構築したことが始まりです。</p>		
評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
評価の着眼点	公益性 （情勢変化により区が実施する意義に変化はないか）	◎	
	今日性 （情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか）	◎	
①事業継続の必要性	◎		
①事業継続の必要性評価の理由	<p>（歴史的役割を終えていないか、区の関与は必要か、代替可能な事業はないか） 第三者評価受審の促進、障害者等雇用の実施等、補助金が交付されることで、事業所が安心して取り組むため、事業継続必要です。</p>		

【ステップ2】 ②事業の効果性・③事業の効率性に係る評価

②事業の効果性に係る評価

事業の成果	指標1	対象施設数			指標2	第三者評価受診事業者数			指標3			
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成29年度	8	8	100.0%	平成29年度	5	5	100.0%	平成29年度			
平成30年度	9	9	100.0%	平成30年度	1	2	200.0%	平成30年度				
令和元年度	9	—	—	令和元年度	1	—	—	令和元年度		—	—	
指標から見た事業の成果	障害者総合支援法第5条に規定する障害者福祉サービスを実施するために、区内に設置する指定障害者福祉サービス事業所等の運営に関する費用の一部を助成することで、サービス利用者の福祉の向上が図られました。											
評価	A 高い			B どちらともいえない			C 低い					
②事業の効果性	◎											
②事業の効果性評価の理由	(事業の目的を実現できているか、区民のニーズに応える手段として妥当か) 対象経費が補助金として、事業所に交付されることから、事業者は安定した運営で、サービス利用者の福祉の向上に努めることができます。											

③事業の効率性に係る評価

予算状況の内訳 (千円)												決算状況 (千円)	
事業費の状況	年度	当初予算額	一般財源割合	一般財源	国庫支出金	都支出金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率	
	平成29年度	75,273	0%	0	0	75,273	0	0	-15,759	59,514	57,741	97%	
平成30年度	62,068	0%	0	0	62,068	0	-6,447	0	55,621	53,514	96%		
令和元年度	61,000	0%	0	0	61,000	0	—	—	—	—	—		
事業費から見た事業の状況	過去連続して減額補正をしていたため、30年度以降は事業所の申請予定額と過去の推移から、予算額を減額しています。												
評価	A 高い			B どちらともいえない			C 低い						
③事業の効率性	◎												
③事業の効率性評価の理由	(費用対効果や受益者負担等の観点から、コストに見合う成果が得られているか) 対象経費が補助金として、事業所に交付されることから、事業者は安定した運営で、サービス利用者の福祉の向上に努めることができます。												

**【ステップ3】
総合評価**

○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 統合 ○ 廃止

<p>本事業に係る所管課の意見</p> <p>総合評価に係る具体的な理由(根拠)と来年度の実施内容(又は廃止後の対応)を記載します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「拡充」：レベルアップ ・「継続」：現状維持 ・「改善」：対象範囲、事業規模、実施方法等の変更(一部廃止、縮小を含む) ・「統合」：他事業と統合 	<p>第三者評価受審にかかる経費が障害者施策推進区市町村包括補助事業の対象であり、サービス利用者が安定した質の高いサービスを利用するためには事業の継続が必要です。</p>
---	---

評価対象

事務事業名	新橋はつらつ太陽運営補助	開始年度	平成 18 年度
所属	保健福祉支援部障害者福祉課障害者福祉係	種別	—
所管課長	保健福祉支援部障害者福祉課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(23) 障害者のゆたかで自立した地域での生活を支援する		
施策名	③ 地域における自立生活を支える仕組みづくり		

事業概要

事業の目的	障害者支援施設「新橋はつらつ太陽」の通所利用者の送迎に係る経費を補助することにより、事業者の安定的な運営及び通所利用者の安全性・利便性を図ります。
事業の対象	社会福祉法人長岡福祉協会 新橋はつらつ太陽
事業の概要	<p>車両の購入・維持、車両の運転委託及び燃料等に要する経費を助成します。</p> <p>【補助率】 10/10</p> <p>【補助限度額】 予算の範囲内</p> <p>【補助対象経費】 新橋はつらつ太陽の利用者の送迎に係る車両の購入・維持、車両の運転委託及び燃料等に要する経費</p> <p>【事務手続】 新橋はつらつ太陽からの申請に基づき、補助金の交付決定及び支出等を行います。</p>
根拠法令等	新橋はつらつ太陽の利用者送迎費用補助金交付要綱

【ステップ1】①事業継続の必要性に係る評価

開始当時の背景・これまでの経緯	<p>知的障害者更生施設「新橋はつらつ太陽」は、港区の学校跡地を活用して民間事業者が建設、運営する施設です。この民間事業者は、公募により選定されました。公募選定にあたり民間事業者は、「仮称新橋六丁目保健福祉施設事業者公募要項（平成14年6月）」（以下要項という。）にしたがいプロポーザル提案を行いました。この要項第8 提案に関する条件3 知的障害者入所更生施設及び通所更生施設に関する条件（3）に「通所更生施設の送迎は、区の負担で実施します。」とあります。公募要項策定当時、区は区立施設である、知的障害者更生施設「工房アミ」の送迎と一体に行うことが効率的と考え、公募要項にこのように盛り込みました。ただし、実際に施設送迎の運行計画を策定すると、開始時刻も終了時刻も異なり、一体的な送迎は困難であることが判明しました。そこで、送迎に係る費用を補助することとしました。</p>		
評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
評価の着眼点 公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)			
今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)			
①事業継続の必要性			
①事業継続の必要性評価の理由	<p>(歴史的役割を終えていないか、区の関与は必要か、代替可能な事業はないか) 国や都からの補助制度はなく、事業者が送迎経費を支出することは事業者にとって過大な負担となるので区が実施する方法が妥当です。</p>		

【ステップ2】②事業の効果性・③事業の効率性に係る評価

②事業の効果性に係る評価

事業の成果	指標1	通所利用者数			指標2				指標3			
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成29年度	46	44	95.7%	平成29年度				平成29年度			
	平成30年度	44	46	104.5%	平成30年度				平成30年度			
	令和元年度	46	—	—	令和元年度		—	—	令和元年度		—	—
指標から見た事業の成果	1日の定員が40人となるよう、通所者のスケジュールを組んで、事業を実施しているため、送迎の運行にも無駄がなく、有効な活用をしています。											
評価	A 高い			B どちらともいえない						C 低い		
②事業の効果性	◎											
②事業の効果性評価の理由	(事業の目的を実現できているか、区民のニーズに応える手段として妥当か) 定員を超える利用者がいますが、登録者の通所日を把握することで、無駄のない運営ができています。											

③事業の効率性に係る評価

予算状況の内訳 (千円)											決算状況 (千円)	
事業費の状況	年度	当初予算額	一般財源割合	一般財源	国庫支出金	都支出金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
		平成29年度	37,305	100%	37,305	0	0	0	0	0	37,305	36,834
	平成30年度	36,610	100%	36,610	0	0	0	0	0	36,610	36,200	99%
	令和元年度	46,524	100%	46,524	0	0	0	—	—	—	—	—
事業費から見た事業の状況	令和元年度については、車両購入費が含まれているため、例年より事業費が増加しています。											
評価	A 高い			B どちらともいえない						C 低い		
③事業の効率性	◎											
③事業の効率性評価の理由	(費用対効果や受益者負担等の観点から、コストに見合う成果が得られているか) 執行実績は安定しており、実施手段は妥当かつ効率的です。											

【ステップ3】
総合評価

○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 統合 ○ 廃止

本事業に係る所管課の意見	
総合評価に係る具体的な理由(根拠)と来年度の実施内容(又は廃止後の対応)を記載します。 ・「拡充」：レベルアップ ・「継続」：現状維持 ・「改善」：対象範囲、事業規模、実施方法等の変更(一部廃止、縮小を含む) ・「統合」：他事業と統合	新橋はつつ太陽の通所利用は定員の40名に達しており、障害者が一人で通できるよう、引き続き、事業の実施が必要です。ただし、障害サービス給付費における送迎加算など重複部分がないか、経費の部分について、新橋はつつ太陽と調整し、要綱の見直しを行います。

評価対象

事務事業名	障害者施設等運営支援	開始年度	平成 19 年度
所属	保健福祉支援部障害者福祉課障害者福祉係	種別	—
所管課長	保健福祉支援部障害者福祉課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(23) 障害者のゆたかで自立した地域での生活を支援する		
施策名	③ 地域における自立生活を支える仕組みづくり		

事業概要

事業の目的	①障害者施設宿泊事業等補助金 障害者施設が実施する宿泊事業等に参加した区民に係る経費を補助し、社会参加や余暇活動の促進を図ることにより、障害者福祉の増進を図ります。 ②新橋はつらつ太陽及び西麻布作業所の給食費に係る補助金 設備の維持費等の給食の提供に係る経費を補助し、安全で良質な給食を提供することにより、障害者福祉の増進を図ります。
事業の対象	①新橋はつらつ太陽、風の子会、西麻布作業所、みなと工房、工房ラピール、みなと障がい者福祉事業団 ②新橋はつらつ太陽、西麻布作業所
事業の概要	①【補助基準額】 生活介護事業所：宿泊：区民（年1回）1人につき30,000円 外出：区民（年2回）1人につき5,000円 就労支援事業所：参加した区民（年1回）1人につき22,000円 外出：区民（年2回）1人につき5,000円 【補助対象経費】 宿泊事業及び一日外出事業に区民が参加したときに係る経費 【事務手続】 各施設からの申請に基づき、補助金の交付決定及び支出等を行います。 ②【補助基準額】 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）に定める食費提供加算の有無 加算（有）の場合：1食当たり 360円 加算（無）の場合：700円 【補助対象経費】 給食に係る人件費、調理器具の購入費、光熱水費、事務費等経費 【事務手続】 各施設からの申請に基づき、補助金の交付決定及び支出等を行います。
根拠法令等	①港区障害者施設宿泊事業等補助金交付要綱 ②新橋はつらつ太陽及び西麻布作業所の給食費に係る補助金交付要綱

【ステップ1】①事業継続の必要性に係る評価

開始当時の背景・これまでの経緯	①平成21年第3回定例会で請願が採択されました。請願の趣旨は、新橋はつらつ太陽が知的障害者の施設利用者増に伴い設置されたいわば第2区立施設であり、区立施設と同様に、宿泊事業と一日外出事業はその事業実施の意義と必要性から自己負担がないように補助して欲しいというものです。宿泊・外出事業の有効性に鑑み、区民が施設の実施する宿泊・外出事業に参加する際、区立障害保健福祉センターで実施する額を上限として利用者負担金相当額を区内知的障害者通所更生施設へ補助制度を設立しました。 ②障害者自立支援法の施行により、区内障害者福祉施設（通所）での給食費の実費徴収に伴い、施設利用者の急激な負担増を緩和するために、給食提供に関する費用について事業者へ補助金を支給することで、利用者が安定的なサービスを受給できることを目的とし、制定されたものです。平成20年に緊急措置による利用者負担の軽減が継続されたことに伴い継続して補助金を支出しています。		
評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
評価の着眼点 公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)	◎		
今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)	◎		
①事業継続の必要性	◎		
①事業継続の必要性評価の理由	(歴史的役割を終えていないか、区の関与は必要か、代替可能な事業はないか) ①及び②とも、国や都の補助制度はなく、障害者福祉の増進のため区が実施する必要性があります。		

【ステップ2】②事業の効果性・③事業の効率性に係る評価

②事業の効果性に係る評価

事業の成果	指標1	①宿泊等補助対象者数（延べ人数）			指標2	②給食費補助対象食数			指標3			
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成29年度	450	367	81.6%	平成29年度	13,500	14,065	104.2%	平成29年度			
	平成30年度	446	364	81.6%	平成30年度	13,516	14,616	108.1%	平成30年度			
	令和元年度	392	—	—	令和元年度	13,516	—	—	令和元年度		—	—
指標から見た事業の成果	①対象施設において、社会参加や余暇活動の促進が図られています。 ②対象施設において、安全で良質な給食の提供がなされています。											
評価	A 高い			B どちらともいえない						C 低い		
②事業の効果性												
②事業の効果性評価の理由	（事業の目的を実現できているか、区民のニーズに応える手段として妥当か） ①については、施設利用者の社会参加や余暇活動の促進に寄与し、②については、施設利用者の経済的な負担をしてもらうことなく、安全で良質な給食が提供されており、施設を利用する障害者に対する福祉向上の効果は十分表れています。											

③事業の効率性に係る評価

		予算状況の内訳（千円）								決算状況（千円）		
事業費の状況	年度	当初予算額	一般財源割合	一般財源	国庫支出金	都支出金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
		平成29年度	9,185	100%	9,185	0	0	0	0	0	9,185	8,703
	平成30年度	9,047	100%	9,047	0	0	0	125	0	9,172	9,025	98%
	令和元年度	9,181	100%	9,181	0	0	0	—	—	—	—	—
事業費から見た事業の状況	ほぼ予算額どおりに執行され、執行率は昨年度より上がりました。											
評価	A 高い			B どちらともいえない						C 低い		
③事業の効率性												
③事業の効率性評価の理由	（費用対効果や受益者負担等の観点から、コストに見合う成果が得られているか） ①及び②とも、実施手段は妥当かつ効率的であり、執行実績は安定しています。											

【ステップ3】
総合評価

○ 拡充 ○ 継続 ● 改善 ○ 統合 ○ 廃止

本事業に係る所管課の意見	
総合評価に係る具体的な理由（根拠）と来年度の実施内容（又は廃止後の対応）を記載します。 ・「拡充」：レベルアップ ・「継続」：現状維持 ・「改善」：対象範囲、事業規模、実施方法等の変更（一部廃止、縮小を含む） ・「統合」：他事業と統合	①本事業により、区立施設と民間事業所の宿泊事業のいずれに参加する場合でも、利用者の負担額が同程度になっており、広く社会参加の機会や充実した余暇活動の提供に寄与しています。本事業は継続が必要です。 ②給食施設のある事業所に対し、助成することで、利用者の負担を減らしたうえで、健康の維持増進に寄与する安全で良質な食事の提供が可能となっており、本事業は継続する必要がありますが、受益者負担を視野に入れた見直しの検討をし、改善を図ります。

評価対象

事務事業名	障害者（児）通所事業等助成	開始年度	昭和 56 年度
所属	保健福祉支援部障害者福祉課障害者福祉係	種別	—
所管課長	保健福祉支援部障害者福祉課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(23) 障害者のゆたかで自立した地域での生活を支援する		
施策名	③ 地域における自立生活を支える仕組みづくり		

事業概要

事業の目的	①通所訓練事業を行う社会福祉法人等に対し、その運営費の一部を助成することにより、心身障害者（児）の自立更生の促進を図ります。 ②障害者総合支援法第5条に規定する生活介護、就労移行支援又は就労継続事業者に対し、利用者等の健康管理を図ること目的として実施する健康診査経費を助成します。
事業の対象	①なし(港区地域デイサービス事業実施要綱(平成9年1月30日8港厚障第475号)に基づき社会福祉法人等が行う事業) ②みなと障がい者事業団、西麻布作業所、みなと工房、工房ラピール、風の子会、新橋はつらつ太陽、アプロース南青山
事業の概要	①【補助基準額】 基準Ⅰ（年間延べ利用人員が1,050人以上）7,587,000円 基準Ⅱ（年間延べ利用人員が750人以上）5,433,000円 基準Ⅲ（年間延べ利用人員が450人以上）3,222,000円 【事務手続】 各施設からの申請に基づき、補助金の交付決定及び支出等を行います。 ②【補助基準額】 区内在住利用者、常勤職員とも1人に付き10,000円を上限として助成します。 【事務手続】 各施設からの申請に基づき、補助金の交付決定及び支出等を行います。
根拠法令等	・港区地域デイサービス事業実施要綱 ・港区障害者（児）通所訓練事業運営費補助金交付要綱

【ステップ1】①事業継続の必要性に係る評価

開始当時の背景・これまでの経緯	①区内の施設資源が乏しいことを背景に、社会福祉法人等が行う地域デイサービス事業及び障害者（児）通所事業に要する経費の一部を当該社会福祉法人等に補助することにより、障害者（児）の福祉の向上を図ることを目的に始めました。 ②健康診査費用交付については、区は結核予防法及び労働安全衛生法を根拠として、みなと保健所において「港区小規模企業健康診査実施要綱に基づく障害者施設検診」を実施し、障害者通所訓練施設等の利用者が無料で受診していましたが、平成16年予防結核法改正により平成17年度をもって要綱を廃止し事業中止となったため、区は平成18年度に港区心身障害者（児）通所訓練事業運営費補助金要綱（昭和56年4月1日56港厚児代44号）を一部改正し、対象としていた障害者各施設について健康診査を継続し、経費を補助してきました。		
評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
評価の着眼点 公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)	◎		
今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)	◎		
①事業継続の必要性	◎		
①事業継続の必要性評価の理由	(歴史的役割を終えていないか、区の関与は必要か、代替可能な事業はないか) ①②国補助制度はなく、区が実施する方法が妥当です。		

【ステップ2】②事業の効果性・③事業の効率性に係る評価

②事業の効果性に係る評価

事業の成果	指標1	①助成金額（千円）			指標2	②健康診査受診者数			指標3	当初予定	実績	達成率
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率				
	平成29年度	7,587	7,245	95.5%	平成29年度	229	165	72.1%	平成29年度			
	平成30年度	7,587	3,222	42.5%	平成30年度	229	171	74.7%	平成30年度			
	令和元年度	0	—	—	令和元年度	229	—	—	令和元年度		—	—
指標から見た事業の成果		①のべ利用者数が減少したため、返還金が生じました。なお、対象者が平成31年4月1日をもって事業廃止したため、予算がついておらず、当初予定を0とします。 ②対象施設において、事業実施に伴う利用者負担が軽減されています。										
評価		A 高い			B どちらともいえない			C 低い				
②事業の効果性												
②事業の効果性評価の理由		（事業の目的を実現できているか、区民のニーズに応える手段として妥当か）利用者への負担軽減効果はでています。										

③事業の効率性に係る評価

		予算状況の内訳（千円）									決算状況（千円）	
事業費の状況	年度	当初予算額	一般財源割合	一般財源	国庫支出金	都支出金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
		平成29年度	9,936	100%	9,936	0	0	0	0	0	9,936	8,996
	平成30年度	9,718	100%	9,718	0	0	0	-3,050	0	6,668	4,786	72%
	令和元年度	2,127	100%	2,127	0	0	0	—	—	—	—	—
事業費から見た事業の状況		平成30年度決算は、開所日数が減少したことにより、①の補助金額が前年度より大幅に減少しました。 令和元年度予算は、①の事業者が事業廃止したことにより、事業規模が縮小しています。										
評価		A 高い			B どちらともいえない			C 低い				
③事業の効率性												
③事業の効率性評価の理由		（費用対効果や受益者負担等の観点から、コストに見合う成果が得られているか） ①②実施手段の効率性について、見直しを図ります。										

**【ステップ3】
総合評価**

拡充
 継続
 改善
 統合
 廃止

本事業に係る所管課の意見 総合評価に係る具体的な理由（根拠）と来年度の実施内容（又は廃止後の対応）を記載します。 ・「拡充」：レベルアップ ・「継続」：現状維持 ・「改善」：対象範囲、事業規模、実施方法等の変更（一部廃止、縮小を含む） ・「統合」：他事業と統合	①対象事業者がないため廃止で検討します。 ②健康診査が義務付けられていないサービスの事業者に通所する障害者や、健診を受けるための移動や手続等に支援が必要な障害者が、事業者の支援のもと、経済的な負担をすることなく、健康診査を定期的に受診することができています。今後も、利用者等の健康管理を安定的に図るために、事業継続が必要です。
---	--

No 203

令和元年度 港区事務事業評価シート

評価対象

事務事業名	障害者団体等助成・支援	開始年度	昭和 56 年度
所属	保健福祉支援部障害者福祉課障害者福祉係	種別	—
所管課長	保健福祉支援部障害者福祉課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(23) 障害者のゆたかで自立した地域での生活を支援する		
施策名	③ 地域における自立生活を支える仕組みづくり		

事業概要

事業の目的	区内障害者団体に対して、活動費、講師謝礼及び通信費等の一部を助成し、自主活動の充実を図ります。
事業の対象	①[団体助成]心身障害者とその保護者を構成員とする会員の福祉向上のために活動する団体で、港区心身障害児・者団体連合会に加入している団体 ②[障害者学習活動]港区心身障害児・者団体連合会の団体、代表者が、原則として区内在住または在勤している団体、構成員が5名以上で、その過半数が区内在住または在勤している団体 ③[通信費補助]港区聴覚障害者協会役員、港区身体障害者相談員（聴覚障害担当）
事業の概要	①[団体助成]区内障害者団体の運営及び歩行訓練に係る経費を助成します。 ②[障害者学習活動]区内の障害者団体の自主的な学習活動に係る講師謝礼等を支援します。 ③[通信費補助]港区聴覚障害者協会役員や聴覚障害者担当の身体障害者相談員にファクシミリの通信費を補助します。
根拠法令等	港区心身障害者団体助成要綱 港区障害者団体の学習活動に対する支援実施要綱 港区聴覚障害者協会等通信費補助事業要綱

【ステップ1】①事業継続の必要性に係る評価

開始当時の背景・これまでの経緯	<p>[団体助成] 港区内の心身障害者団体の自主活動の充実をはかり、心身障害者福祉の増進に資することを目的に昭和56年から始めました。</p> <p>[障害者学習活動] 昭和56年国際障害者年の一環として始めました。</p> <p>[通信費補助] ファクシミリ通信費を補助することにより聴覚障害者協会等の意思伝達手段の向上を図ることを目的に平成元年から始めました。</p>		
評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
評価の着眼点	<p>公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)</p> <p>今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)</p>		
①事業継続の必要性	◎		
①事業継続の必要性評価の理由	<p>(歴史的役割を終えていないか、区の関与は必要か、代替可能な事業はないか)</p> <p>[団体助成]歩行訓練は、従来、区が実施していましたが、会員数の増加とともに、現在では団体自ら行っており、代替的に行うことは困難といえます。国や都の補助制度はなく、地域で活動する団体への助成を区が実施することは妥当です。</p> <p>[通信費補助]日常的に聴覚障害者の福祉向上に取り組んでいる港区聴覚障害者協会役員や聴覚障害者担当の身体障害者相談員の活動をより充実させるため、ファクシミリ通信料の費用を助成する必要があります。</p>		

【ステップ2】②事業の効果性・③事業の効率性に係る評価

②事業の効果性に係る評価

事業の成果	指標1	受給団体数[団体助成]			指標2	助成団体数[障害者学習活動]			指標3	受給者数(人)[通信費補助]		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成29年度	9	9	100.0%	平成29年度	17	17	100.0%	平成29年度	5	4	80.0%
	平成30年度	9	9	100.0%	平成30年度	17	16	94.1%	平成30年度	4	5	125.0%
	令和元年度	9	—	—	令和元年度	17	—	—	令和元年度	5	—	—
指標から見た事業の成果	[団体助成]各団体とも充実した自主活動を行っており、障害者の福祉増進に取り組んでいます。 [障害者学習活動]障害者団体が自ら企画し、実施する様々な学習活動を通じて、団体として活発な活動を行うために必要な知識や情報を得る機会になっており、障害者の福祉増進に役立っています。 [通信費補助]聴覚障害者に対する通信手段はファクシミリが必須であり、聴覚障害者へ情報提供等を行う協会役員業務の円滑化に寄与しています。											
評価	A 高い			B どちらともいえない			C 低い					
②事業の効果性												
②事業の効果性評価の理由	(事業の目的を実現できているか、区民のニーズに応える手段として妥当か) [団体助成]各団体の実績報告から、本事業が事業活動に大きく寄与していると考えます。 [障害者学習活動]障害者が地域の中で自立した活動を行うために継続が必要です。 [通信費補助]ファクシミリ通信料の費用助成を通じ、港区聴覚障害者協会役員や聴覚障害者担当の身体障害者相談員の活動をより充実させることによって、聴覚障害者の福祉向上に効果があります。											

③事業の効率性に係る評価

事業費の状況	年度	予算状況の内訳(千円)								決算状況(千円)		
		当初予算額	一般財源割合	一般財源	国庫支出金	都支出金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
	平成29年度	6,191	100%	6,191	0	0	0	0	0	6,191	6,052	98%
	平成30年度	6,108	100%	6,108	0	0	0	0	0	6,108	5,588	91%
	令和元年度	6,685	100%	6,685	0	0	0	—	—	—	—	—
事業費から見た事業の状況	令和元年度予算は、予算額が増えていますが、3事業(障害者団体等助成・支援、障害者学習活動、聴覚障害者協会等通信費補助)を統合したためです。各事業の状況に大きな変化はありません。											
評価	A 高い			B どちらともいえない			C 低い					
③事業の効率性												
③事業の効率性評価の理由	(費用対効果や受益者負担等の観点から、コストに見合う成果が得られているか) [団体助成]算定基準は現状を踏まえて3年に一度見直しをしています。 [通信費補助]港区聴覚障害者協会役員や聴覚障害者担当の身体障害者相談員の活動を支援することは、聴覚障害者の福祉向上に効率的です。しかし、四半期に一度区へ請求をする必要があり、対象者の負担が大きくなっています。											

【ステップ3】
総合評価

○ 拡充 ○ 継続 ● 改善 ○ 統合 ○ 廃止

本事業に係る所管課の意見 総合評価に係る具体的な理由(根拠)と来年度の実施内容(又は廃止後の対応)を記載します。 ・「拡充」：レベルアップ ・「継続」：現状維持 ・「改善」：対象範囲、事業規模、実施方法等の変更(一部廃止、縮小を含む) ・「統合」：他事業と統合	[団体助成]障害者団体の活動を支援することにより、障害者相互の情報交換や交流の場が確保されるとともに、障害者の権利擁護を推進する主体として充実した活動が展開されており、本事業を継続する必要があります。 [障害者学習活動]障害者団体が、会員を対象として実施する学習活動を支援することで、団体の育成に寄与し、障害者の福祉増進を図ります。 [通信費補助]ファクシミリ通信料の費用助成については、団体の活動支援という観点から上記団体助成の要綱を見直し、聴覚障害者協会へ、通信費補助経費を団体助成の補助対象経費に盛り込み、一括して聴覚障害者協会へ補助金を支出するよう実施手法の見直しします。
---	--

評価対象			
事務事業名	障害者サービス向上事業	開始年度	平成 16 年度
所属	保健福祉支援部障害者福祉課障害者福祉係	種別	—
所管課長	保健福祉支援部障害者福祉課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(23) 障害者のゆたかで自立した地域での生活を支援する		
施策名	③ 地域における自立生活を支える仕組みづくり		

事業概要	
事業の目的	障害者サービスの普及啓発や障害者サービス提供事業者の振興、苦情解決等に努め、障害者サービスの質の向上を図ります。
事業の対象	区内在住の障害者、障害者の家族、障害者団体等
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ●障害者サービス苦情解決委員会（障害者サービスの利用者から申し立てられた苦情・要望について専門的な立場で解決方法を考え、改善等について意見を出し、また民間事業者等に対する苦情・要望の場合は、意見に基づき区から事業者に改善等を申し入れる機関） ●「障害者のためのサービス一覧」発行 ●障害者と区長との懇談会 ●ポータルサイトコンテンツメンテナンス ●障害者サービス提供事業者の第三者評価支援（障害者サービス提供事業者が第三者評価を受審等を行うための費用を助成する。）
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・港区障害者サービス苦情解決委員会設置要綱 ・港区障害者サービス第三者評価支援事業実施要綱

【ステップ1】①事業継続の必要性に係る評価									
開始当時の背景・これまでの経緯	区長懇談会では、障害者団体、公募区民等が一堂に会して区長と懇談し、障害者等の様々な要望や意見を聴取して、それらを区政に反映してきました。サービス一覧やポータルサイトは、区民にとって必要な情報源となっており、必要な方に必要なサービスを届けてきました。第三者評価への助成については、事業所の提供するサービスの改善・向上のために今後も引き続き普及を図る必要があります。苦情解決委員会についても、実績はありませんが、困難な事案が発生した際には、その解決のために必要な制度です。これらの事業については今後も継続して実施する必要があります。								
評価	<table border="1"> <tr> <td>A 高い</td> <td>B どちらともいえない</td> <td>C 低い</td> </tr> </table>	A 高い	B どちらともいえない	C 低い					
A 高い	B どちらともいえない	C 低い							
評価の着眼点	<table border="1"> <tr> <td>公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)</td> <td>◎</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)</td> <td>◎</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)	◎			今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)	◎		
公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)	◎								
今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)	◎								
①事業継続の必要性	◎								
①事業継続の必要性評価の理由	<p>(歴史的役割を終えていないか、区の関与は必要か、代替可能な事業はないか)</p> <p>「障害者のためのサービス一覧」やポータルサイトは、障害者が受けられる支援やサービス等をまとめた区の障害者福祉に関する主要な情報源であり、区民の関心が高いものです。区長懇談会は、区長と障害者等が直接意見を交換し、課題や要望を把握できる貴重な機会であるため継続が必要です。</p>								

【ステップ2】②事業の効果性・③事業の効率性に係る評価

②事業の効果性に係る評価

事業の成果	指標1	第三者評価支援障害者サービス提供事業者数			指標2	障害者と区長の懇談会出席者数			指標3	当初予定	実績	達成率
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率				
	平成29年度	1	1	100.0%	平成29年度	30	39	130.0%	平成29年度			
	平成30年度	1	0	0.0%	平成30年度	30	35	116.7%	平成30年度			
	令和元年度	1	—	—	令和元年度	30	—	—	令和元年度		—	—
指標から見た事業の成果	「障害者のためのサービス一覧」やポータルサイトでは、区が実施する障害者サービスや情報を効果的に取りまとめ、区民にわかりやすく、効率よく届けています。また、障害者と区長の懇談会は、区長が障害者等の声を直接聴くことで、課題やニーズを把握し、区の施策に生かされています。第三者評価への助成については、事業所のサービス改善・向上のために普及を図る必要があります。											
評価	A 高い			B どちらともいえない			C 低い					
②事業の効果性	◎											
②事業の効果性評価の理由	(事業の目的を実現できているか、区民のニーズに応える手段として妥当か) 「障害者のためのサービス一覧」は、区で実施している各種の障害者サービスが網羅されている点で、区民にとって利便性の高い冊子です。また、区長懇談会は、障害者の声を区長が直接聴くことができる事業です。他の事業も含め、十分効果が認められます。											

③事業の効率性に係る評価

事業費の状況	年度	予算状況の内訳(千円)								決算状況(千円)		
		当初予算額	一般財源割合	一般財源	国庫支出金	都支出金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
	平成29年度	2,518	73%	1,843	0	675	0	-68	0	2,450	2,085	85%
	平成30年度	2,699	45%	1,205	0	1,494	0	-397	0	2,302	1,858	81%
	令和元年度	2,257	79%	1,774	0	483	0	—	—	—	—	—
事業費から見た事業の状況	執行率は高く、事業費は今後も現状維持の見込みです。 また、補助金等の歳入確保に努めています。											
評価	A 高い			B どちらともいえない			C 低い					
③事業の効率性	◎											
③事業の効率性評価の理由	(費用対効果や受益者負担等の観点から、コストに見合う成果が得られているか) 事業の実施経費で大きな割合を占めるのは、「障害者のためのサービス一覧」に要する印刷代とポータルサイトの更新費用です。無駄な経費の発生する余地は少なく、全体的にコストパフォーマンスは高いと認められます。											

【ステップ3】
総合評価

○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 統合 ○ 廃止

本事業に係る所管課の意見	
総合評価に係る具体的な理由(根拠)と来年度の実施内容(又は廃止後の対応)を記載します。 ・「拡充」：レベルアップ ・「継続」：現状維持 ・「改善」：対象範囲、事業規模、実施方法等の変更(一部廃止、縮小を含む) ・「統合」：他事業と統合	区長懇談会で寄せられた意見・要望は区の障害者施策の推進につながっています。 サービス一覧やポータルサイトは区民への必要な情報提供となっており、必要な方には必要なサービスを届けるために有効な方法となっています。 第三者評価への助成については、事業所の提供するサービスの改善・向上のために今後も引き続き普及を図る必要があります。 苦情解決委員会についても、実績はありませんが、困難な事案が発生した際には、その解決のために必要な制度です。 これらの事業については今後も継続して実施する必要があります。

評価対象

事務事業名	障害者総合支援法自己負担金軽減事業	開始年度	平成 18 年度
所属	保健福祉支援部障害者福祉課障害者支援係	種別	—
所管課長	保健福祉支援部障害者福祉課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(23) 障害者のゆたかで自立した地域での生活を支援する		
施策名	③ 地域における自立生活を支える仕組みづくり		

事業概要

事業の目的	障害福祉サービス等に係る利用者負担額が高額となる障害者等に対し、利用者負担額を軽減し、経済的負担を緩和します。
事業の対象	利用者負担額が一定の基準額を超える区内在住の障害福祉サービス等利用者
事業の概要	<p>①障害福祉サービスを利用する世帯で、障害福祉サービス、障害児通所支援、介護保険サービス、補装具費の支給に係る同一月の利用者負担額の合計が基準額（特別区民税課税世帯にあっては37,200円）を超える場合に、超える部分について高額障害福祉サービス等給付費及び高額障害児通所給付費を支給します。</p> <p>②居宅介護等の利用者について、居宅介護等の利用者負担額が18,600円を超える場合、超えた部分について助成します。</p> <p>③障害福祉サービス、自立支援医療、補装具費の支給、移動支援、日常生活用具（住宅設備改善を含む。）、障害児通所支援を受給し、利用者負担額の合計が37,200円を超える場合、超えた部分について助成します。</p>
根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、児童福祉法（概要①） 港区障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等に係る利用者負担額の軽減に関する要綱（概要②、③）

【ステップ1】①事業継続の必要性に係る評価

開始当時の背景・これまでの経緯	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）による福祉サービスの利用にあたっては、サービスにかかる費用の1割を負担する「定率負担」と、所得状況に応じた負担上限月額を定める「応能負担」の考え方により利用者負担額を算定することとなりました。「応能負担」による負担上限月額は利用するサービス毎に設定されることから、複数のサービスを併用する障害者等の負担を軽減するため、国制度による高額障害福祉サービス等給付費の支給や、区独自の利用者負担軽減制度を実施することとなりました。</p>		
評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
評価の着眼点	公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)	◎	
	今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)	◎	
①事業継続の必要性	◎		
①事業継続の必要性評価の理由	<p>(歴史的役割を終えていないか、区の関与は必要か、代替可能な事業はないか) 地域資源の充実やサービス体系の拡充により、複数のサービスを併用する障害者等も増えており、利用者負担軽減制度の重要性はより増しつつあります。</p>		

【ステップ2】②事業の効果性・③事業の効率性に係る評価

②事業の効果性に係る評価

事業の成果	指標1	高額障害福祉サービス等給付費支給額（概要①）			指標2	居宅介護費助成実績（概要②）			指標3	統合上限額助成実績（概要③）		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成29年度	5,088	7,133	140.2%	平成29年度	3,948	1,766	44.7%	平成29年度	15	160	1066.7%
平成30年度	9,923	11,072	111.6%	平成30年度	2,249	1,696	75.4%	平成30年度	230	153	66.5%	
令和元年度	12,585	—	—	令和元年度	2,334	—	—	令和元年度	123	—	—	
指標から見た事業の成果	国制度の高額障害福祉サービス等給付費は、サービス体系の拡充により年々支給額が増加しています。区独自の利用者負担軽減制度である居宅介護費助成や統合上限額助成も、一定の支給実績を保っています。											
評価	A 高い			B どちらともいえない			C 低い					
②事業の効果性	◎											
②事業の効果性評価の理由	（事業の目的を実現できているか、区民のニーズに応える手段として妥当か） 障害福祉サービス等の利用が拡大する中で、複数のサービスを併用し利用者負担額が高額となる障害者等も増えつつあり、利用者負担の軽減に貢献しています。											

③事業の効率性に係る評価

事業費の状況	年度	予算状況の内訳（千円）								決算状況（千円）	
		当初予算額	一般財源割合	一般財源	国庫支出金	都支出金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額
	平成29年度	9,051	58%	5,235	2,544	1,272	0	11	0	9,062	9,061
平成30年度	12,403	40%	4,963	4,960	2,480	0	528	0	12,931	12,922	100%
令和元年度	15,044	37%	5,608	6,291	3,145	0	—	—	—	—	—
事業費から見た事業の状況	事業費は年々増えつつありますが、国制度の高額障害福祉サービス等給付費部分が多く、国庫や都の負担金を活用した予算執行ができています。										
評価	A 高い			B どちらともいえない			C 低い				
③事業の効率性	◎										
③事業の効率性評価の理由	（費用対効果や受益者負担等の観点から、コストに見合う成果が得られているか） 複数サービスを併用し、サービス毎に支払った利用者負担額について、一定の基準額を超えた部分について償還払いするもので、複数のサービスを利用した場合であっても「応能負担」の考え方にそって利用者負担を軽減しています。										

【ステップ3】
総合評価

○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 統合 ○ 廃止

本事業に係る所管課の意見	
総合評価に係る具体的な理由（根拠）と来年度の実施内容（又は廃止後の対応）を記載します。 ・「拡充」：レベルアップ ・「継続」：現状維持 ・「改善」：対象範囲、事業規模、実施方法等の変更（一部廃止、縮小を含む） ・「統合」：他事業と統合	地域資源の充実やサービス体系の拡充により、複数のサービスを併用する障害者等も増えている中、利用するサービス毎に負担上限月額が設定されることによる障害者等の負担を、所得状況に応じた負担上限月額を定める「応能負担」の考え方にそって軽減するため、引き続き、国制度による高額障害福祉サービス等給付費の支給や、区独自の利用者負担軽減制度を実施していく必要があります。

評価対象			
事務事業名	移動支援事業	開始年度	平成 18 年度
所属	保健福祉支援部障害者福祉課障害者支援係	種別	—
所管課長	保健福祉支援部障害者福祉課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(23) 障害者のゆたかで自立した地域での生活を支援する		
施策名	③ 地域における自立生活を支える仕組みづくり		

事業概要	
事業の目的	屋外での移動が困難な障害者等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促進します。
事業の対象	①下肢機能障害者②高次脳機能障害者③内部障害者④知的障害者⑤精神障害者⑥障害児（就学児以上）⑦視覚障害者⑧難病患者等
事業の概要	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業の一つとして、区と協定を締結した居宅介護事業者等がヘルパーを派遣し、障害者等の外出の介助を行います。
根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 港区障害者移動支援事業実施要綱

【ステップ1】①事業継続の必要性に係る評価									
開始当時の背景・これまでの経緯	平成18年に施行された障害者自立支援法（平成25年に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に法律名を改正）により、障害の種別に関わらず、身近な区市町村が責任をもって必要なサービスを提供するため、全国一律の基準による自立支援給付と、区市町村の実態に応じて柔軟に実施できる地域生活支援事業による支援の仕組みが構築されました。 移動支援事業は、地域生活支援事業のうち区市町村が必ず実施しなければならない必須事業として位置づけられており、障害者等の社会参加や余暇活動の支援として、障害者等の外出のための支援は欠かすことができないものとなっています。								
評価	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>A 高い</td> <td>B どちらともいえない</td> <td>C 低い</td> </tr> </table>		A 高い	B どちらともいえない	C 低い				
	A 高い	B どちらともいえない	C 低い						
評価の着眼点	<table border="1"> <tr> <td>公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)</td> <td>◎</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)</td> <td>◎</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)	◎			今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)	◎		
公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)	◎								
今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)	◎								
①事業継続の必要性	◎								
①事業継続の必要性評価の理由	(歴史的役割を終えていないか、区の関与は必要か、代替可能な事業はないか) 地域生活支援事業のうち区市町村が必ず実施しなければならない必須事業として位置づけられていることや、障害者等の社会参加や余暇活動のための外出に対する支援は自立支援給付の対象とされていないことから、引き続き区が責任を持って移動支援事業を提供する必要があります。								

【ステップ2】②事業の効果性・③事業の効率性に係る評価

②事業の効果性に係る評価

事業の成果	指標1	移動支援利用者数			指標2	移動支援協定事業者数			指標3	移動支援延べ利用時間数		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成29年度	260	401	154.2%	平成29年度	97	103	106.2%	平成29年度	60,000	59,936	99.9%
	平成30年度	417	404	96.9%	平成30年度	103	100	97.1%	平成30年度	64,885	60,810	93.7%
	令和元年度	424	—	—	令和元年度	100	—	—	令和元年度	65,974	—	—

指標から見た事業の成果 年々需要が高まっており、毎年一定以上の移動支援利用が見込まれている状況です。

評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
②事業の効果性	◎		
②事業の効果性評価の理由	(事業の目的を実現できているか、区民のニーズに応える手段として妥当か) 需要の高まりに対し、必要なサービスが確保されるよう居宅介護事業者等と協定を締結しており、効果的な事業実施ができています。		

③事業の効率性に係る評価

事業費の状況	年度	予算状況の内訳(千円)								決算状況(千円)		
		当初予算額	一般財源割合	一般財源	国庫支出金	都支出金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
	平成29年度	212,410	23%	47,793	106,205	58,412	0	0	0	212,410	208,326	98%
	平成30年度	237,085	22%	53,344	118,543	65,198	0	0	0	237,085	215,652	91%
	令和元年度	216,903	22%	48,803	108,451	59,649	0	—	—	—	—	—

事業費から見た事業の状況 年々需要が高まる中、実績に応じて適切に予算を計上しており、国や都からの補助金も適切に活用しています。

評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
③事業の効率性	◎		
③事業の効率性評価の理由	(費用対効果や受益者負担等の観点から、コストに見合う成果が得られているか) 需要が高まる中、実績に応じた適切な予算計上と国庫や都からの補助金の活用により、効率的な事業実施ができています。		

**【ステップ3】
総合評価**

○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 統合 ○ 廃止

本事業に係る
所管課の意見

総合評価に係る具体的な理由(根拠)と来年度の実施内容(又は廃止後の対応)を記載します。

- ・「拡充」：レベルアップ
- ・「継続」：現状維持
- ・「改善」：対象範囲、事業規模、実施方法等の変更(一部廃止、縮小を含む)
- ・「統合」：他事業と統合

地域生活支援事業のうち区市町村が必ず実施しなければならない必須事業として位置づけられており、障害者等の社会参加や余暇活動を支援し、地域で安心して自立生活を続けていくためにも、障害者等の外出に対する支援は、引き続き区が責任を持って移動支援事業を提供する必要があります。

評価対象			
事務事業名	障害者（児）日常生活用具給付	開始年度	平成 18 年度
所属	保健福祉支援部障害者福祉課障害者支援係	種別	—
所管課長	保健福祉支援部障害者福祉課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(23) 障害者のゆたかで自立した地域での生活を支援する		
施策名	③ 地域における自立生活を支える仕組みづくり		

事業概要	
事業の目的	在宅障害者（児）に対して、日常生活用具を給付し、日常生活、就労等の社会生活の利便と向上を図ります。
事業の対象	区内に居住する身体障害、知的障害または精神障害者で、原則として障害種別における障害程度が重度の人 ただし、給付種目によっては障害程度に達していなくても必要と認められる人 障害者総合支援法の対象となる難病等患者で給付が必要と認められる人
事業の概要	上記の対象者から特殊寝台、訓練いす、屋内信号装置、電気式たん吸引器、フラッシュベル、ストマ装具、人工鼻などの申請に基づき内容を審査のうえ、給付決定し日常生活用具支給券を交付します。それにより、業者が用具を納入します。費用負担について、原則給付内容の1割の自己負担があります。ただし、所得によって一月あたりの自己負担上限があります。生活保護・低所得者は無料です。
根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため法律、港区障害者日常生活用具給付等実施要綱及び実施要領

【ステップ1】①事業継続の必要性に係る評価									
開始当時の背景・これまでの経緯	平成18年に施行された障害者自立支援法（平成25年に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に法律名を改正）により、障害の種別に関わらず、身近な区市町村が責任をもって必要なサービスを提供するため、全国一律の基準による自立支援給付と、区市町村の実態に応じて柔軟に実施できる地域生活支援事業による支援の仕組みが構築されました。 日常生活用具給付事業は、市町村が必ず実施しなければならない必須事業となっており、障害者等が安定した日常生活や社会参加のために必要不可欠なものです。								
評価	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>A 高い</td> <td>B どちらともいえない</td> <td>C 低い</td> </tr> </table>		A 高い	B どちらともいえない	C 低い				
	A 高い	B どちらともいえない	C 低い						
評価の着眼点	<table border="1"> <tr> <td>公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)</td> <td>◎</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)</td> <td>◎</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)	◎			今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)	◎		
公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)	◎								
今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)	◎								
①事業継続の必要性	◎								
①事業継続の必要性評価の理由	障害特性に応じた日常生活用具を給付することにより、障害者が地域でいきいきと暮らしていくことが可能になっています。 地域生活支援事業の必須事業であり、引き続き事業を継続する必要があります。								

【ステップ2】②事業の効果性・③事業の効率性に係る評価

②事業の効果性に係る評価

事業の成果	指標1	給付件数			指標2	支出額			指標3			
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成29年度	2,954	3,184	107.8%	平成29年度	36,659	40,579	110.7%	平成29年度			
	平成30年度	3,184	3,251	102.1%	平成30年度	42,872	42,400	98.9%	平成30年度			
	令和元年度	3,185	—	—	令和元年度	43,161	—	—	令和元年度		—	—

指標から見た事業の成果
日常生活に欠かせない物を給付していることから、必要不可欠な事業です。

評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
②事業の効果性	◎		

②事業の効果性評価の理由
(事業の目的を実現できているか、区民のニーズに応える手段として妥当か)
日常生活用具の対象品目については、毎年見直しを行っており、障害者の生活の実情にあった用具を給付することにより日常生活を豊かにしています。また、障害者の安定した日常生活や社会参加のために必要となるものであるため効果性は高いと考えます。

③事業の効率性に係る評価

		予算状況の内訳(千円)									決算状況(千円)	
事業費の状況	年度	当初予算額	一般財源割合	一般財源	国庫支出金	都支支出金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
		平成29年度	36,659	25%	9,166	18,329	9,164	0	3,934	0	40,593	40,579
	平成30年度	42,872	27%	11,387	20,988	10,497	0	0	0	42,872	42,400	99%
	令和元年度	43,084	25%	10,713	21,581	10,790	0	—	—	—	—	—

事業費から見た事業の状況
技術革新の進展は著しく、用具の基準単価が増加する傾向にあります。日常生活用具の対象品目や価格については、毎年、障害者の日常生活にあったものに見直す必要があります。

評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
③事業の効率性	◎		

③事業の効率性評価の理由
(費用対効果や受益者負担等の観点から、コストに見合う成果が得られているか)
給付件数は毎年伸びており、効率性は高いと考えます。

【ステップ3】
総合評価

○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 統合 ○ 廃止

本事業に係る所管課の意見
総合評価に係る具体的な理由(根拠)と来年度の実施内容(又は廃止後の対応)を記載します。
・「拡充」：レベルアップ
・「継続」：現状維持
・「改善」：対象範囲、事業規模、実施方法等の変更(一部廃止、縮小を含む)
・「統合」：他事業と統合

障害特性に応じた日常生活用具を給付することにより、障害者が地域でいきいきと暮らしていくことが可能となり、障害者の安定した日常生活や社会参加のためには必要不可欠な事業です。毎年、給付対象品目の選定や適正価格の見直しを行い、事業の充実を図っています。

評価対象			
事務事業名	重度心身障害者（児）住宅設備改善費助成	開始年度	昭和 60 年度
所属	保健福祉支援部障害者福祉課障害者支援係	種別	—
所管課長	保健福祉支援部障害者福祉課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(23) 障害者のゆたかで自立した地域での生活を支援する		
施策名	③ 地域における自立生活を支える仕組みづくり		

事業概要	
事業の目的	在宅の重度身体障害者（児）に対し、その者の居住する住宅設備の改善に要する費用（住宅設備改善費）を給付し、もって重度身体障害者（児）等の福祉の増進を図ります。
事業の対象	①区内に在住する身体障害で、原則として障害程度が重度の人。ただし、給付種目によっては、障害程度に達していなくても必要と認められる人。 ②障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の対象となる難病等で、給付が必要と認められる人。
事業の概要	小規模住宅改修・中規模住宅改修・ハンズフリー住宅改修・屋外移動設備・階段昇降機・ホームエレベーター・難病小規模住宅改修・電動式ドア開閉装置 申請に基づき、内容を審査の上、給付決定し、住宅設備改善給付券を交付します。それにより、指定業者から納入又は施工を受けます。 原則、給付内容の1割の自己負担があります。ただし、所得によって一月あたりの負担上限があります。生活保護・低所得の人は無料です。
根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、港区重度障害者（児）等住宅設備改善費給付事業実施要綱、港区重度障害者（児）等住宅設備改善費給付事業実施要領

【ステップ1】①事業継続の必要性に係る評価									
開始当時の背景・これまでの経緯	平成18年に施行された障害者自立支援法（平成25年に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に法律名を改正）により、障害の種別に関わらず、身近な区市町村が責任をもって必要なサービスを提供するため、全国一律の基準による自立支援給付と、区市町村の実態に応じて柔軟に実施できる地域生活支援事業による支援の仕組みが構築されました。 日常生活用具給付事業は、市町村が必ず実施しなければならない必須事業となっており、在宅の重度身体障害者（児）に対し、その者の居住する住宅設備の改善に要する費用（住宅設備改善費）を給付し、もって重度身体障害者（児）等の福祉の増進を図ることを目的とし開始しました。障害者の安定した自立生活の促進のため必要不可欠です。								
評価	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>A 高い</td> <td>B どちらともいえない</td> <td>C 低い</td> </tr> </table>		A 高い	B どちらともいえない	C 低い				
	A 高い	B どちらともいえない	C 低い						
評価の着眼点	<table border="1"> <tr> <td>公益性 （情勢変化により区が実施する意義に変化はないか）</td> <td>◎</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>今日性 （情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか）</td> <td>◎</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	公益性 （情勢変化により区が実施する意義に変化はないか）	◎			今日性 （情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか）	◎		
公益性 （情勢変化により区が実施する意義に変化はないか）	◎								
今日性 （情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか）	◎								
①事業継続の必要性	◎								
①事業継続の必要性評価の理由	（歴史的役割を終えていないか、区の関与は必要か、代替可能な事業はないか） 障害者の安定した自立生活促進のため必要不可欠な事業であり、重度障害者が住み慣れた自宅で安心して生活するためには必要性は高いと考えます。								

【ステップ2】②事業の効果性・③事業の効率性に係る評価

②事業の効果性に係る評価

事業の成果	指標1	給付件数			指標2	小規模住宅改修（件数）			指標3	中規模住宅改修（件数）		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成29年度	7	8	114.3%	平成29年度	1	3	300.0%	平成29年度	1	1	100.0%
	平成30年度	7	9	128.6%	平成30年度	1	2	200.0%	平成30年度	1	1	100.0%
	令和元年度	7	—	—	令和元年度	1	—	—	令和元年度	1	—	—
指標から見た事業の成果	小規模住宅改修については、毎年予定件数を上回っている状況です。											

評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
②事業の効果性	◎		
②事業の効果性評価の理由	（事業の目的を実現できているか、区民のニーズに応える手段として妥当か） 住宅設備改修を行うことで重度障害者（児）が在宅生活が可能になるため、事業の効果性は高いと考えます。		

③事業の効率性に係る評価

事業費の状況	年度	予算状況の内訳（千円）								決算状況（千円）		
		当初予算額	一般財源割合	一般財源	国庫支出金	都支出金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
	平成29年度	2,973	25%	744	1,486	743	0	2,085	0	5,058	5,057	100%
	平成30年度	2,873	25%	719	1,436	718	0	459	—	3,332	3,332	100%
	令和元年度	3,173	25%	793	1,587	793	0	—	—	—	—	—
事業費から見た事業の状況	小規模住宅改修については、毎年予定件数を上回っている状況です。内容によって1件の給付額が高額であることから、流用が必要になっています。											

評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
③事業の効率性	◎		
③事業の効率性評価の理由	（費用対効果や受益者負担等の観点から、コストに見合う成果が得られているか） 障害特性に応じて住宅設備改善費を給付することにより、障害者が安定し豊かな生活を送るためには効率性は高いと考えます。		

【ステップ3】総合評価	○ 拡充	● 継続	○ 改善	○ 統合	○ 廃止
本事業に係る所管課の意見	◎ 継続				
総合評価に係る具体的な理由（根拠）と来年度の実施内容（又は廃止後の対応）を記載します。 ・「拡充」：レベルアップ ・「継続」：現状維持 ・「改善」：対象範囲、事業規模、実施方法等の変更（一部廃止、縮小を含む） ・「統合」：他事業と統合	障害特性に応じた重度身体障害者（児）の住宅を設備改善することで地域での生活が可能となり、自立生活促進のために必要不可欠な事業です。				

評価対象

事務事業名	中等度難聴児発達支援事業	開始年度	平成 27 年度
所属	保健福祉支援部障害者福祉課障害者支援係	種別	—
所管課長	保健福祉支援部障害者福祉課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(23) 障害者のゆたかで自立した地域での生活を支援する		
施策名	③ 地域における自立生活を支える仕組みづくり		

事業概要

事業の目的	身体障害者手帳の交付対象とならない中等度難聴児が、補聴器の装用による言語の習得及び生活能力、コミュニケーション能力等の向上を図るため、補聴器の購入費用の一部を助成する中等度難聴児発達支援事業を実施し、難聴児の健全な発達を支援します。
事業の対象	次の要件を全て満たす者 ①区内に住所を有する18歳未満の者であること ②身体障害者手帳（聴覚障害）の交付対象となる聴力ではないこと ③両耳の聴力レベルが概ね30dB以上であり、補聴器の装用により、言語の習得等一定の効果が期待できると医師が判断する者であること
事業の概要	補聴器の新規購入費及び耐用年数経過後の購入に係る費用の助成を、1台当たり137,000円を上限に行います。 申請に基づき内容を審査のうえ、給付決定します。 交付対象児童が属する世帯員の最多区民税所得割課税者の納付額が46万円以上は対象外。原則、1割の上限額以内の1割の自己負担があります。ただし、生活保護・非課税世帯は1割の自己負担はありません。
根拠法令等	港区中等度難聴児発達支援事業実施要綱

【ステップ1】①事業継続の必要性に係る評価

開始当時の背景・これまでの経緯	平成20年に日本学術学会議にて、軽・中等度難聴の小児へ補聴器の給付を行えるようにすべきと提言されました。 それをうけ、平成25年度より東京都で補助事業を開始し、その実施主体として、平成27年度より港区でも助成を開始しました。		
評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
評価の着眼点	公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)	◎	
	今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)	◎	
①事業継続の必要性	◎		
①事業継続の必要性評価の理由	(歴史的役割を終えていないか、区の関与は必要か、代替可能な事業はないか) 手帳取得に至らない中等度難聴児の発達支援につながっています。		

【ステップ2】②事業の効果性・③事業の効率性に係る評価

②事業の効果性に係る評価

事業の成果	指標1	給付者数			指標2	給付台数			指標3	当初予定	実績	達成率
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率				
	平成29年度	2	5	250.0%	平成29年度	2	9	450.0%	平成29年度			
	平成30年度	3	1	33.3%	平成30年度	3	2	66.7%	平成30年度			
	令和元年度	2	—	—	令和元年度	2	—	—	令和元年度		—	—

指標から見た事業の成果
片耳・両耳装用の状況により、実績率が変動します。

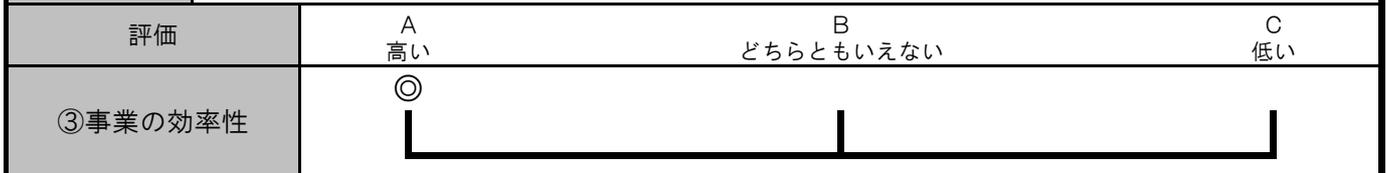


②事業の効果性評価の理由
(事業の目的を実現できているか、区民のニーズに応える手段として妥当か)
中等度難聴児の健全な発達支援として、継続して需要があり、言語取得やコミュニケーションを図る機会につながっています。

③事業の効率性に係る評価

事業費の状況	年度	予算状況の内訳(千円)								決算状況(千円)		
		当初予算額	一般財源割合	一般財源	国庫支出金	都支出金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
	平成29年度	261	50%	131	0	130	0	798	0	1,059	1,059	100%
	平成30年度	480	50%	240	0	240	0	0	0	480	0	0%
	令和元年度	529	50%	265	0	264	0	—	—	—	—	—

事業費から見た事業の状況
障害児の体調等の理由によって、申請から購入までに時間を要することもあるため、年度内に支出が完了しないことがあります。



③事業の効率性評価の理由
(費用対効果や受益者負担等の観点から、コストに見合う成果が得られているか)
補聴器を給付することで、18歳未満の言語取得や生活能力、コミュニケーションの向上に寄与しています。

【ステップ3】
総合評価

○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 統合 ○ 廃止

本事業に係る所管課の意見
総合評価に係る具体的な理由(根拠)と来年度の実施内容(又は廃止後の対応)を記載します。
・「拡充」：レベルアップ
・「継続」：現状維持
・「改善」：対象範囲、事業規模、実施方法等の変更(一部廃止、縮小を含む)
・「統合」：他事業と統合
手帳取得に至らない、中等度難聴児に対して補聴器購入を補助することで、積極的に補聴器を使用する機会につながっています。補聴器を使用することで聞こえを改善し言語習得・コミュニケーション向上など生活能力を高めることにつながります。申請も毎年あり、需要があることから継続事業とします。

評価対象			
事務事業名	手話通訳者養成研修事業	開始年度	平成 28 年度
所属	保健福祉支援部障害者福祉課障害者支援係	種別	—
所管課長	保健福祉支援部障害者福祉課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(23) 障害者のゆたかで自立した地域での生活を支援する		
施策名	③ 地域における自立生活を支える仕組みづくり		

事業概要	
事業の目的	聴覚障害者及び音声又は言語機能障害者の福祉に理解と熱意を有する者に対し、手話技術の指導を行う手話通訳者養成事業を実施することで、聴覚障害者等と健聴者との相互の意思疎通を円滑にし、聴覚障害者の福祉の増進を図るとともに、手話通訳者として活躍できる人材の育成を目的とします。
事業の対象	義務教育終了後の区内在住・在勤・在学者で15歳以上の者及び手話通訳者の養成の過程を修了後、主として区内において通訳活動ができる者。
事業の概要	研修は入門クラス、初級クラス、中級クラス、上級クラス及び通訳者養成クラスに区分して実施します。 平成29年度末現在総受講人数125名。手話通訳者登録試験は3名合格し、平成29年度末現在の登録手話通訳者数は24名です。
根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 港区手話通訳者養成事業実施要綱

【ステップ1】①事業継続の必要性に係る評価					
開始当時の背景・これまでの経緯	平成18年に施行された障害者自立支援法（平成25年に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に法律名を改正）により、障害の種別に関わらず、身近な区市町村が責任をもって必要なサービスを提供するため、全国一律の基準による自立支援給付と、区市町村の実態に応じて柔軟に実施できる地域生活支援事業による支援の仕組みが構築されました。 手話通訳員養成研修事業は、地域生活支援事業のうち区市町村が必ず実施しなければならない必須事業として位置づけられており、聴覚障害者等と健聴者との意思疎通を円滑にするため、手話通訳者の育成は欠かすことができないものとなっています。				
評価	<table border="1"> <tr> <td>A 高い</td> <td>B どちらともいえない</td> <td>C 低い</td> </tr> </table>	A 高い	B どちらともいえない	C 低い	
A 高い	B どちらともいえない	C 低い			
評価の着眼点	<table border="1"> <tr> <td>公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)</td> <td>◎</td> </tr> <tr> <td>今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)</td> <td>◎</td> </tr> </table>	公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)	◎	今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)	◎
公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)	◎				
今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)	◎				
①事業継続の必要性	◎				
①事業継続の必要性評価の理由	(歴史的役割を終えていないか、区の関与は必要か、代替可能な事業はないか) 手話奉仕員（通訳員）養成研修事業は障害者総合支援法の地域生活支援事業の区市町村を実施主体とする必須事業であるため、継続する必要があります。				

【ステップ2】②事業の効果性・③事業の効率性に係る評価

②事業の効果性に係る評価

事業の成果	指標1	研修会参加者数			指標2	登録試験合格者数			指標3	当初予定	実績	達成率
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率				
	平成29年度	135	125	92.6%	平成29年度	5	3	60.0%	平成29年度			
	平成30年度	135	104	77.0%	平成30年度	5	1	20.0%	平成30年度			
	令和元年度	135	—	—	令和元年度	5	—	—	令和元年度		—	—
指標から見た事業の成果	研修会参加者、登録試験合格者ともに当初予定を下回っている状況ですが、現在の手話奉仕員（通訳員）が不足している状況を改善するためには、本事業を継続して実施していくことが必要であると考えます。											
評価	A 高い			B どちらともいえない			C 低い					
②事業の効果性	◎											
②事業の効果性評価の理由	（事業の目的を実現できているか、区民のニーズに応える手段として妥当か） 研修参加者が伸び悩んでいる状態にあることから、事業について幅広く周知をし、参加者を増やす必要があります。											

③事業の効率性に係る評価

予算状況の内訳（千円）												決算状況（千円）	
事業費の状況	年度	当初予算額	一般財源割合	一般財源	国庫支出金	都支出金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率	
		平成29年度	11,881	0%	0	5,940	2,970	2,971	0	0	11,881	11,881	100%
	平成30年度	11,881	0%	0	5,940	2,970	2,971	0	0	11,881	11,881	100%	
	令和元年度	12,013	0%	0	6,021	3,011	2,981	—	—	—	—	—	
事業費から見た事業の状況	事業費の中では事業に係る人件費が多く占めていますが、事業実施において受講者、講師、関係団体との調整など多岐にわたり事務量も多いため、事業費は妥当であると考えます。												
評価	A 高い			B どちらともいえない			C 低い						
③事業の効率性	◎												
③事業の効率性評価の理由	（費用対効果や受益者負担等の観点から、コストに見合う成果が得られているか） 港区社会福祉協議会に委託することで、レベルの異なるクラスの研修実施が可能となっており、効率性は高いと考えられます。												

**【ステップ3】
総合評価**

拡充
 継続
 改善
 統合
 廃止

**本事業に係る
所管課の意見**

総合評価に係る具体的な理由（根拠）と来年度の実施内容（又は廃止後の対応）を記載します。
 ・「拡充」：レベルアップ
 ・「継続」：現状維持
 ・「改善」：対象範囲、事業規模、実施方法等の変更（一部廃止、縮小を含む）
 ・「統合」：他事業と統合

手話奉仕員（通訳員）養成研修事業は障害者総合支援法の地域生活支援事業の区市町村を実施主体とする必須事業であるため、継続する必要があります。
 さらに、今後は、(仮称)「港区手話言語の理解促進及び障害者の多様な意思疎通の推進に関する条例」の制定を契機に、手話奉仕員の養成について幅広い周知を行うことや研修会のクラスの定員や回数などを充実することにより、研修会参加者を増やし、登録合格者を増やすことに結び付け、手話通訳員の養成を行っていきます。

No 211

令和元年度 港区事務事業評価シート

評価対象

事務事業名	地域で共に生きる障害児・障害者アート展	開始年度	平成 25 年度
所属	保健福祉支援部障害者福祉課障害者福祉係	種別	—
所管課長	保健福祉支援部障害者福祉課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(23) 障害者のゆたかで自立した地域での生活を支援する		
施策名	③ 地域における自立生活を支える仕組みづくり		

事業概要

事業の目的	美術館等に区の事業で描いた作品や区内の障害者施設で制作した作品を展示することで、障害者の作品鑑賞の機会を通して、広く一般の人たちに障害者への理解を深めてもらいます。
事業の対象	どなたでも
事業の概要	区内美術館等での作品の展示 <平成29年度> ●みなとパーク芝浦 平成29年11月14日から平成29年12月10日まで 参加事業所 4事業所 障害者週間ポスター展同時開催 ●国立新美術館（六本木） 平成30年1月17日から22日 参加事業所 14事業所 アール・ブリュット展同時開催、障害者週間ポスター展応募者作品展示 <平成30年度> ●みなとパーク芝浦 平成30年11月13日～12月25日 参加事業所 3事業所 障害者週間ポスター展同時開催 ●国立新美術館（六本木） 平成31年2月27日から平成31年3月11日まで 参加事業所 14事業所
根拠法令等	障害者基本法 第3条 第25条 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律

【ステップ1】①事業継続の必要性に係る評価

開始当時の背景・これまでの経緯	重度障害児の日中一時支援事業プログラムの1つにアート活動があり、その事業で制作した絵画を展示する場として絵画展を実施したことがはじまりです。		
評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
評価の着眼点	公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)	◎ ┌──────────────────┴──────────────────┐	
	今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)	◎ ┌──────────────────┴──────────────────┐	
①事業継続の必要性	◎ ┌──────────────────┴──────────────────┐		
①事業継続の必要性評価の理由	(歴史的役割を終えていないか、区の関与は必要か、代替可能な事業はないか) 障害者(児)のアートに触れることで、障害があっても、作品を作り出す楽しみが、出来上がった作品から感じられることから、理解が深まります。		

【ステップ2】②事業の効果性・③事業の効率性に係る評価

②事業の効果性に係る評価

事業の成果	指標1	のべ来場者数(人)			指標2	参加事業所			指標3	当初予定	実績	達成率
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率				
	平成29年度	4,300	2,521	58.6%	平成29年度	12	14	116.7%	平成29年度			
	平成30年度	4,300	9,100	211.6%	平成30年度	14	14	100.0%	平成30年度			
	令和元年度	4,300	—	—	令和元年度	14	—	—	令和元年度		—	—
指標から見た事業の成果	国立新美術館での展示期間を1週間から2週間に増やしたため、来場者数が増加しています。											
評価	A 高い			B どちらともいえない			C 低い					
②事業の効果性	◎											
②事業の効果性評価の理由	(事業の目的を実現できているか、区民のニーズに応える手段として妥当か) 多くの人の目に触れる場所に展示することから、障害への理解につながります。また、作品制作者の制作への意欲や喜びにもつながっています。											

③事業の効率性に係る評価

事業費の状況	年度	予算状況の内訳(千円)									決算状況(千円)	
		当初予算額	一般財源割合	一般財源	国庫支出金	都支出金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
	平成29年度	1,842	0%	0	921	460	461	94	0	1,936	1,930	100%
	平成30年度	2,076	0%	0	1,038	519	519	-35	0	2,041	2,040	100%
	令和元年度	2,663	0%	0	1,331	539	793	—	—	—	—	—
事業費から見た事業の状況	事業費は増加傾向にあります。											
評価	A 高い			B どちらともいえない			C 低い					
③事業の効率性	◎ ◎											
③事業の効率性評価の理由	(費用対効果や受益者負担等の観点から、コストに見合う成果が得られているか) 多くの来場者が見込める美術館で開催することは、たくさんの反響があります。また、事業所から提出される作品のクオリティも年々上がっているものと思われます。一方、国立新美術館に展示するため展示期間が限られてしまい、継続的に広く区民に鑑賞してもらうことが難しい状況にあります。											

【ステップ3】
総合評価

○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 統合 ○ 廃止

本事業に係る所管課の意見	
総合評価に係る具体的な理由(根拠)と来年度の実施内容(又は廃止後の対応)を記載します。 ・「拡充」：レベルアップ ・「継続」：現状維持 ・「改善」：対象範囲、事業規模、実施方法等の変更(一部廃止、縮小を含む) ・「統合」：他事業と統合	美術館等に区の事業で描いた作品や区内の障害者施設で制作した作品を展示することで、障害の有無にかかわらず、人々に心の豊かさや相互理解をもたらしています。また、国立新美術館に展示ができるため、製作意欲の向上につながっており、障害児(者)の豊かな制作活動に寄与しています。 一方、国立新美術館で展示をするには、会場の確保が困難であったり、展示期間が限られてしまうという課題があります。展示場所を美術館に限らず、区民が多く集う場所や区有施設を巡回して展示するなど手法を一部変更することを視野に入れ、事業の方向性を検討していきます。

評価対象			
事務事業名	障害者地域移行支援事業	開始年度	平成 26 年度
所属	保健福祉支援部障害者福祉課障害者支援係	種別	—
所管課長	保健福祉支援部障害者福祉課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(23) 障害者のゆたかで自立した地域での生活を支援する		
施策名	③ 地域における自立生活を支える仕組みづくり		

事業概要	
事業の目的	地域における自立生活を支援するために、長期に施設入所している障害者のグループホーム等への移行を促進します。 地域移行が進めば、障害者の住み慣れた地域での生活が実現するとともに、入所施設に空室ができることで、入所施設の利用を希望している方のニーズにも応えることができます。
事業の対象	入所施設（新橋はつらつ太陽）の利用者を中心に、障害者の方の地域での自立した生活を支援します。
事業の概要	長期に施設入所している障害者の中で、区が地域移行を促す障害者については、本人及び保護者の了解を前提に、半年の間、区立グループホームでの生活訓練を行います。 訓練期間に評価を行い、地域移行が困難と思われる方については、施設に戻るができるように当該施設の枠を確保しておくため、入所施設の事業運営者の損失利益を補填します。また、転居に要した費用も助成します。
根拠法令等	港区障害者地域移行支援事業実施要綱

【ステップ1】①事業継続の必要性に係る評価									
開始当時の背景・これまでの経緯	区内の入所施設（新橋はつらつ太陽）からグループホーム等への地域移行を促進するために、港区立障害者グループホーム芝浦の整備に合わせ、本事業を開始しました。しかし、グループホーム等への移行を働きかけていますが、実績はありません。								
評価	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>A 高い</td> <td>B どちらともいえない</td> <td>C 低い</td> </tr> </table>		A 高い	B どちらともいえない	C 低い				
	A 高い	B どちらともいえない	C 低い						
評価の着眼点	<table border="1"> <tr> <td>公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)</td> <td>◎</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)</td> <td></td> <td>◎</td> <td></td> </tr> </table>	公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)	◎			今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)		◎	
公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)	◎								
今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)		◎							
①事業継続の必要性	◎								
①事業継続の必要性評価の理由	(歴史的役割を終えていないか、区の関与は必要か、代替可能な事業はないか) 第5期港区障害福祉計画において、入所施設から地域生活への移行として、平成28年度末時点の施設入所者のうち、令和2年度末時点で9%以上(国の目標)が地域生活に移行できるように取り組むとしております。地域移行を進めることは必要ですが、本事業の転居に要した費用助成の方法は実績がないことから、本事業継続の必要性は低いです。								

【ステップ2】②事業の効果性・③事業の効率性に係る評価

②事業の効果性に係る評価

事業の成果	指標1	地域移行者			指標2				指標3			
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成29年度	16	0	0.0%	平成29年度				平成29年度			
	平成30年度	13	0	0.0%	平成30年度				平成30年度			
	令和元年度	1	—	—	令和元年度		—	—	令和元年度		—	—
指標から見た事業の成果	入所施設（新橋はつらつ太陽）に入所している自立度の高い人に、グループホームへの移行を働きかけていますが、実績はありません。											
評価	A 高い			B どちらともいえない						C 低い		
②事業の効果性												
②事業の効果性評価の理由	（事業の目的を実現できているか、区民のニーズに応える手段として妥当か） 本人の地域移行に係る経費を補助する手段は、本人負担を軽減する意味では妥当と考えますが、地域移行を積極的に促進するとまではいえず、現在に至るまで実績がないので事業の目的を実現できていません。											

③事業の効率性に係る評価

予算状況の内訳（千円）												決算状況（千円）	
事業費の状況	年度	当初予算額	一般財源割合	一般財源	国庫支出金	都支出金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率	
		平成29年度	170	100%	170	0	0	0	0	0	170	0	0%
	平成30年度	170	100%	170	0	0	0	0	0	170	0	0%	
	令和元年度	170	100%	170	0	0	0	—	—	—	—	—	
事業費から見た事業の状況	入所施設（新橋はつらつ太陽）に入所している自立度の高い人に、グループホームへの移行を働きかけていますが、実績はありません。												
評価	A 高い			B どちらともいえない						C 低い			
③事業の効率性													
③事業の効率性評価の理由	（費用対効果や受益者負担等の観点から、コストに見合う成果が得られているか） 実績がないので、事業の効率性について評価することは難しいですが、本事業により地域移行の促進を図ることができれば、費用対効果は高いと考えます。												

【ステップ3】
総合評価

○ 拡充 ○ 継続 ○ 改善 ○ 統合 ● 廃止

本事業に係る所管課の意見 総合評価に係る具体的な理由（根拠）と来年度の実施内容（又は廃止後の対応）を記載します。 ・「拡充」：レベルアップ ・「継続」：現状維持 ・「改善」：対象範囲、事業規模、実施方法等の変更（一部廃止、縮小を含む） ・「統合」：他事業と統合	現在、区内の入所施設は知的障害者向けの「新橋はつらつ太陽」のみですが、令和2年3月には、身体障害者向けの「障害者支援ホーム南麻布」が開設します。 区内に入所施設が増えて、今後、入所施設から地域生活への移行を促進する必要性はますます高まると考えます。 しかし、本事業について実績がありませんので、今後、地域移行を促進するために、既存事業をレベルアップし、令和2年度に整備予定である「地域生活支援拠点」のコーディネーターを配置し、障害者やその家族に対して地域移行の内容やイメージをわかりやすく伝える周知・啓発等を行っていくこととし、本事業については廃止といたします。
---	---

評価対象

事務事業名	生活介護の設置・整備支援	開始年度	平成 27 年度
所属	保健福祉支援部障害者福祉課障害者支援係	種別	—
所管課長	保健福祉支援部障害者福祉課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(23) 障害者のゆたかで自立した地域での生活を支援する		
施策名	③ 地域における自立生活を支える仕組みづくり		

事業概要

事業の目的	障害者の日中活動の場を確保するため、事業者が所有する既存の建物において、生活介護事業所の新規開設又は定員増加のための改築などを実施する社会福祉法人等に対して、新たに工事費等を助成することにより、開設時から安定した質の高いサービスの提供を図り、障害福祉の増進を図ります。
事業の対象	既存の建物を所有し、生活介護事業所の新規開設又は定員増加のための改築などを実施する社会福祉法人
事業の概要	<p>社会福祉法人等が生活介護事業所を運営するために、必要となる以下費用の総額について、基準額を比較して少ない方の金額を基準として、その2分の1を助成します。</p> <p>①開設準備期間中の事業所の借り上げ等に要する初期費用 ②事業所開設に必要な工事費又は改修費用 ③事業所開設に当たっての必要な初年度備品及び利用者送迎用車両調達費用</p> <p>なお、平成28年から、不測の事態により施設の立ち退きを迫られている等の特例な事情にある特定非営利活動法人風の子会に対して、特例として、事業所の借り上げ等に要する家賃補助を行うこととしました。</p>
根拠法令等	港区生活介護事業所設置整備助成事業実施要綱、港区特定非営利活動法人風の子会運営支援等補助金交付要綱

【ステップ1】①事業継続の必要性に係る評価

開始当時の背景・これまでの経緯	区内の生活介護事業者は定員を超えて受け入れている状況にあり、特別支援学校新卒者を含めた新規利用希望者について、受入れが難しい状態にあります。この状況が抜本的に解決するため、補助制度を創設しました。また、平成28年からは、不測の事態により施設の立ち退きを迫られている等の特例な事情にある特定非営利活動法人風の子会に対して、特例として、事業所の借り上げ等に要する家賃補助を行うこととしました。		
評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
評価の着眼点	公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)	◎	
	今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)	◎	
①事業継続の必要性	◎		
①事業継続の必要性評価の理由	(歴史的役割を終えていないか、区の関与は必要か、代替可能な事業はないか) シティハイツ高浜の改修工事が終わるまでは継続する必要があります。		

【ステップ2】②事業の効果性・③事業の効率性に係る評価

②事業の効果性に係る評価

事業の成果	指標1	助成した事業者実績数			指標2				指標3			
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成29年度	1	1	100.0%	平成29年度				平成29年度			
	平成30年度	1	1	100.0%	平成30年度				平成30年度			
	令和元年度	1	—	—	令和元年度		—	—	令和元年度		—	—
指標から見た事業の成果	平成28年から、不測の事態により施設の立ち退きを迫られている等の特例な事情にある特定非営利活動法人風の子会に対して、特例として、事業所の借り上げ等に要する家賃補助を行うこととしました。											
評価	A 高い			B どちらともいえない						C 低い		
②事業の効果性												
②事業の効果性評価の理由	(事業の目的を実現できているか、区民のニーズに応える手段として妥当か) シティハイツ高浜の改修工事が終わるまでは継続する必要があります。											

③事業の効率性に係る評価

予算状況の内訳（千円）												決算状況（千円）	
事業費の状況	年度	当初予算額	一般財源割合	一般財源	国庫支出金	都支出金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率	
		平成29年度	14,604	100%	14,604	0	0	0	5,249	0	19,853	19,852	100%
	平成30年度	9,142	100%	9,142	0	0	0	0	0	9,142	9,141	100%	
	令和元年度	9,214	100%	9,214	0	0	0	—	—	—	—	—	
事業費から見た事業の状況	風の子会への家賃補助のみの予算計上となっており、当初想定している生活介護事業所の定員増加にはなっていない状況です。												
評価	A 高い			B どちらともいえない						C 低い			
③事業の効率性													
③事業の効率性評価の理由	(費用対効果や受益者負担等の観点から、コストに見合う成果が得られているか) 必要額のみ計上となっており効率的な執行となっています。												

【ステップ3】
総合評価

○ 拡充 ○ 継続 ○ 改善 ○ 統合 ● 廃止

本事業に係る所管課の意見	
<p>総合評価に係る具体的な理由（根拠）と来年度の実施内容（又は廃止後の対応）を記載します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「拡充」：レベルアップ ・「継続」：現状維持 ・「改善」：対象範囲、事業規模、実施方法等の変更（一部廃止、縮小を含む） ・「統合」：他事業と統合 	<p>現在、特定非営利活動法人風の子会に対して、特例として、事業所の借り上げ等に要する家賃補助を実施しています。庁内での意思決定を経て、シティハイツ高浜が完成するまで継続して実施する予定です。</p> <p>また、そのほかの事業所については、本事業開始した平成27年度に1件の実績があった以降、生活介護の整備支援の実績がないため、本事業は廃止とします。</p>

No 214

令和元年度 港区事務事業評価シート

評価対象

事務事業名	障害者（児）紙おむつ給付	開始年度	昭和 54 年度
所属	保健福祉支援部障害者福祉課障害者事業運営係	種別	—
所管課長	保健福祉支援部障害者福祉課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(23) 障害者のゆたかで自立した地域での生活を支援する		
施策名	③ 地域における自立生活を支える仕組みづくり		

事業概要

事業の目的	障害者（児）に、より快適な日常生活を送れる生活環境を提供するとともに、家族の経済的負担の軽減を図ることを目的としています。
事業の対象	区在住の身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度または、精神障害者保健福祉手帳1級で、3歳以上65歳未満の人 *介護保険の対象となる人は含まれません(平成22年度より)。
事業の概要	【給付内容】 紙おむつの支給対象商品の中から給付限度の範囲内で選択します。平成29年度から防水シート、使い捨て手袋等の品目を追加しました。 【給付方法】 委託業者が月1回指定の場所に配送します。 【利用者負担】 月額 500円 *区の給付する紙おむつを使用できない医療機関に入院されている人に対しては、おむつ代を助成しています。(限度額 月額10,000円)
根拠法令等	港区重度障害者（児）紙おむつ給付要綱

【ステップ1】①事業継続の必要性に係る評価

開始当時の背景・これまでの経緯	紙おむつの給付により、障害者（児）が快適な日常生活を送ることができ、家族の経済的負担の軽減を図ることを目的とし開始しました。利用者数はほぼ安定しています。		
評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
評価の着眼点	公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)	◎	
	今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)	◎	
①事業継続の必要性	◎		
①事業継続の必要性評価の理由	(歴史的役割を終えていないか、区の関与は必要か、代替可能な事業はないか) おむつは生活必需品であり、経済的負担も大きいことから、区が給付事業を行うことの意義は十分あると考えます。また、代替可能な事業はありません。		

【ステップ2】②事業の効果性・③事業の効率性に係る評価

②事業の効果性に係る評価

事業の成果	指標1	紙おむつ代の給付（延べ人数）			指標2	おむつ代の助成給付（延べ人数）			指標3	おむつ代の助成給付（助成額）		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成29年度	1,800	1,837	102.1%	平成29年度	30	29	96.7%	平成29年度	1,200	1,148	95.7%
平成30年度	1,884	1,840	97.7%	平成30年度	36	33	91.7%	平成30年度	1,440	1,211	84.1%	
令和元年度	1,872	—	—	令和元年度	39	—	—	令和元年度	1,560	—	—	
指標から見た事業の成果	利用者数はわずかな増加はありますがほぼ安定しており、サービスを必要とする障害者に快適な日常生活を送れる生活環境を提供できていると考えます。											

評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
②事業の効果性	◎		
②事業の効果性評価の理由	（事業の目的を実現できているか、区民のニーズに応える手段として妥当か） 快適な日常生活の支援と家族の経済的負担の軽減という目的は実現できており、障害者のニーズに十分応えていると考えます。		

③事業の効率性に係る評価

事業費の状況	年度	予算状況の内訳（千円）								決算状況（千円）	
		当初予算額	一般財源割合	一般財源	国庫支出金	都支出金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額
平成29年度	16,623	100%	16,623	0	0	0	0	0	16,623	16,525	99%
平成30年度	17,301	100%	17,301	0	0	0	0	0	17,301	16,913	98%
令和元年度	17,706	100%	17,706	0	0	0	—	—	—	—	—
事業費から見た事業の状況	事業費はわずかな増加はありますがほぼ安定しており、快適な日常生活を送れる生活環境を提供できていると考えます。										

評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
③事業の効率性	◎		
③事業の効率性評価の理由	（費用対効果や受益者負担等の観点から、コストに見合う成果が得られているか） 一定の事業費で、コストに見合う効果的な事業運営ができていると考えます。		

【ステップ3】
総合評価

○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 統合 ○ 廃止

本事業に係る所管課の意見	
総合評価に係る具体的な理由（根拠）と来年度の実施内容（又は廃止後の対応）を記載します。 ・「拡充」：レベルアップ ・「継続」：現状維持 ・「改善」：対象範囲、事業規模、実施方法等の変更（一部廃止、縮小を含む） ・「統合」：他事業と統合	障害者(児)に、より快適な日常生活を送れる生活環境を提供するとともに、家族の経済的負担の軽減を図るために、紙おむつの給付やおむつ代を補助することは、その効果性や効率性の点で、継続する必要性の高い事業だと考えます。

評価対象			
事務事業名	重度身体障害者等緊急通報システム整備	開始年度	平成 13 年度
所属	保健福祉支援部障害者福祉課障害者事業運営係	種別	—
所管課長	保健福祉支援部障害者福祉課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(23) 高齢者や障害者等のゆたかで自立した地域での生活を支援する		
施策名	③ 地域における自立生活を支える仕組みづくり		

事業概要	
事業の目的	在宅障害者等が急病等に陥った際に、専門の警備員が出動して安否確認を行うことにより、障害者等の生活の安全を確保します。
事業の対象	区内に住所を有する18歳以上65歳未満の人で、身体障害者手帳1・2級のひとり暮らし又は障害者のみ等の世帯、並びにひとり暮らし等の難病の人
事業の概要	<p>身体障害者や難病患者が家庭内で急病などに陥った時、あるいは一定時間トイレの利用がない場合に、専門の警備員が出動して安否の確認や救助等を行い、安全を確保します。</p> <p>【内容】 緊急通報システム、火災安全システム、ライフリズムシステム（※）を一式で設置し、緊急の場合、火災発生時等に事業者（警備会社）に通報します。</p> <p>【費用】 利用者負担 月額 400円 （生活保護受給者及び住民用非課税者は無料） ※ライフリズムシステム・・・一定時間トイレを使用しなかった場合、自動的に通報するシステム</p>
根拠法令等	港区事業者方式緊急通報システム事業運営要綱

【ステップ1】①事業継続の必要性に係る評価									
開始当時の背景・これまでの経緯	23区で同様の事業を実施しています。								
評価	<table border="1"> <tr> <td>A 高い</td> <td>B どちらともいえない</td> <td>C 低い</td> </tr> </table>	A 高い	B どちらともいえない	C 低い					
A 高い	B どちらともいえない	C 低い							
評価の着眼点	<table border="1"> <tr> <td>公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)</td> <td>◎</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)</td> <td>◎</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)	◎			今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)	◎		
公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)	◎								
今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)	◎								
①事業継続の必要性	◎								
①事業継続の必要性評価の理由	(歴史的役割を終えていないか、区の関与は必要か、代替可能な事業はないか) 電話回線が必要ですが、携帯電話のみの世帯が増加しているため、加入できない場合が生じています。現在の利用者数は減少していますが、現在利用している利用者があること、条件が合えば加入できるため、継続が必要です。								

【ステップ2】②事業の効果性・③事業の効率性に係る評価

②事業の効果性に係る評価

事業の成果	指標1	設置台数(台)			指標2	新規設置台数(台)			指標3	当初予定	実績	達成率
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率				
	平成29年度	16	12	75.0%	平成29年度	3	1	33.3%	平成29年度			
	平成30年度	15	13	86.7%	平成30年度	3	1	33.3%	平成30年度			
	令和元年度	13	—	—	令和元年度	0	—	—	令和元年度		—	—
指標から見た事業の成果	電話回線が必要ですが、携帯電話のみの世帯が増加しているため、加入できない場合が生じています。現在の利用者数は減少していますが、現在利用している利用者があることと、条件が合えば加入できるため、継続が必要です。											
評価	A 高い			B どちらともいえない			C 低い					
②事業の効果性	◎											
②事業の効果性評価の理由	(事業の目的を実現できているか、区民のニーズに応える手段として妥当か) 障害者の安否をセンサーで確認でき、非常時にはボタンを押すことで、警備員が確認してくれます。利用しなくとも障害者にとっては、安心となります。											

③事業の効率性に係る評価

事業費の状況	年度	予算状況の内訳(千円)								決算状況(千円)		
		当初予算額	一般財源割合	一般財源	国庫支出金	都支出金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
	平成29年度	572	91%	522	0	50	0	0	0	572	408	71%
	平成30年度	536	92%	492	0	44	0	0	0	536	445	83%
	令和元年度	464	91%	422	0	42	0	—	—	—	—	—
事業費から見た事業の状況	毎月の維持費が継続してかかる状況です。新規利用者が増えないため、執行率が低い傾向にあります。											
評価	A 高い			B どちらともいえない			C 低い					
③事業の効率性	◎											
③事業の効率性評価の理由	(費用対効果や受益者負担等の観点から、コストに見合う成果が得られているか) その他の見守りサービス等の検討は必要と考えるが、トイレドアのセンサーまで利用できるサービスが無い現状があります。											

【ステップ3】
総合評価

○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 統合 ○ 廃止

本事業に係る所管課の意見	
総合評価に係る具体的な理由(根拠)と来年度の実施内容(又は廃止後の対応)を記載します。 ・「拡充」：レベルアップ ・「継続」：現状維持 ・「改善」：対象範囲、事業規模、実施方法等の変更(一部廃止、縮小を含む) ・「統合」：他事業と統合	今後、他サービスと比較し、検討する必要がありますが、現在の形態を利用している世帯に関しては、機械の利用方法等、変更しない方が良いため、変更せずに継続していきます。 また、携帯電話のみの世帯で、生計中心者の所得税が年額42,000円以下のものが、電話を新設する場合の当該電話工事に係る経費については、区が負担する助成については、継続し、このサービスが必要な方が利用できるようにしていきます。

評価対象			
事務事業名	障害者（児）寝具乾燥消毒	開始年度	昭和 48 年度
所属	保健福祉支援部障害者福祉課障害者事業運営係	種別	—
所管課長	保健福祉支援部障害者福祉課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(23) 障害者のゆたかで自立した地域での生活を支援する		
施策名	③ 地域における自立生活を支える仕組みづくり		

事業概要																									
事業の目的	障害者（児）で寝具の乾燥作業が困難と認められる人の寝具乾燥（年1回水洗い）を行い、衛生保持に努め、清潔な寝具環境の改善を図ります。																								
事業の対象	区内在住で身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていて、寝具の乾燥作業が困難と認められる人。（ただし、病院等に入院中の人は除きます。）																								
事業の概要	<p>【実施方法】 寝具乾燥消毒車で家庭を訪問して実施します。</p> <p>【実施回数】 年12回（うち1回は水洗い）</p> <p>【区負担】</p> <table border="0"> <tr> <td>寝具1組（乾燥消毒）</td> <td>2,064円</td> <td>敷布団（水洗い消毒）</td> <td>3,264円</td> </tr> <tr> <td>掛布団1枚（水洗い消毒）</td> <td>3,264円</td> <td>羽毛布団（水洗い消毒）</td> <td>5,208円</td> </tr> <tr> <td>毛布1枚（水洗い消毒）</td> <td>997円</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>【利用者負担】（要綱第7条より）</p> <table border="0"> <tr> <td>寝具1組（乾燥消毒）</td> <td>150円</td> <td>敷布団（水洗い消毒）</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>掛布団1枚（水洗い消毒）</td> <td>300円</td> <td>羽毛布団（水洗い消毒）</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>毛布1枚（水洗い消毒）</td> <td>50円</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	寝具1組（乾燥消毒）	2,064円	敷布団（水洗い消毒）	3,264円	掛布団1枚（水洗い消毒）	3,264円	羽毛布団（水洗い消毒）	5,208円	毛布1枚（水洗い消毒）	997円			寝具1組（乾燥消毒）	150円	敷布団（水洗い消毒）	300円	掛布団1枚（水洗い消毒）	300円	羽毛布団（水洗い消毒）	300円	毛布1枚（水洗い消毒）	50円		
寝具1組（乾燥消毒）	2,064円	敷布団（水洗い消毒）	3,264円																						
掛布団1枚（水洗い消毒）	3,264円	羽毛布団（水洗い消毒）	5,208円																						
毛布1枚（水洗い消毒）	997円																								
寝具1組（乾燥消毒）	150円	敷布団（水洗い消毒）	300円																						
掛布団1枚（水洗い消毒）	300円	羽毛布団（水洗い消毒）	300円																						
毛布1枚（水洗い消毒）	50円																								
根拠法令等	港区寝具乾燥等消毒事業実施要綱																								

【ステップ1】①事業継続の必要性に係る評価									
開始当時の背景・これまでの経緯	不明								
評価	<table border="0"> <tr> <td style="text-align: center;">A 高い</td> <td style="text-align: center;">B どちらともいえない</td> <td style="text-align: center;">C 低い</td> </tr> </table>	A 高い	B どちらともいえない	C 低い					
A 高い	B どちらともいえない	C 低い							
評価の着眼点	<table border="0"> <tr> <td>公益性 （情勢変化により区が実施する意義に変化はないか）</td> <td style="text-align: center;">◎</td> <td style="text-align: center;"> </td> <td style="text-align: center;"> </td> </tr> <tr> <td>今日性 （情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか）</td> <td style="text-align: center;">◎</td> <td style="text-align: center;"> </td> <td style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	公益性 （情勢変化により区が実施する意義に変化はないか）	◎			今日性 （情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか）	◎		
公益性 （情勢変化により区が実施する意義に変化はないか）	◎								
今日性 （情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか）	◎								
①事業継続の必要性	◎								
①事業継続の必要性評価の理由	<p>（歴史的役割を終えていないか、区の関与は必要か、代替可能な事業はないか）</p> <p>自ら寝具の乾燥作業を行うことが困難な障害者に対し、ハウスダストやカビやダニなどの発生を最小限に防ぐことになり、健康面の維持に貢献しており、臥床環境の改善に役立っているため事業の継続が必要です。</p>								

【ステップ2】②事業の効果性・③事業の効率性に係る評価

②事業の効果性に係る評価

事業の成果	指標1	延べ利用件数（人）			指標2	新規申請者数（人）			指標3	当初予定	実績	達成率
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率				
	平成29年度	973	960	98.7%	平成29年度	20	8	40.0%	平成29年度			
	平成30年度	1,092	857	78.5%	平成30年度	14	10	71.4%	平成30年度			
	令和元年度	1,163	—	—	令和元年度	9	—	—	令和元年度		—	—
指標から見た事業の成果	延べ利用回数は減少傾向にあるものの一定数の継続的利用者がおり、今後も需要は継続すると見込まれます。											
評価	A 高い			B どちらともいえない			C 低い					
②事業の効果性	◎											
②事業の効果性評価の理由	（事業の目的を実現できているか、区民のニーズに応える手段として妥当か）自ら寝具の乾燥作業を行うことが困難な障害者に対し、ハウスダストやカビやダニなどの発生を最小限に防ぐことになり、健康面の維持に貢献しており、臥床環境の改善に役立っています。事業の継続が必要です。											

③事業の効率性に係る評価

事業費の状況	年度	予算状況の内訳（千円）								決算状況（千円）		
		当初予算額	一般財源割合	一般財源	国庫支出金	都支出金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
	平成29年度	2,145	100%	2,145	0	0	0	0	0	2,145	2,108	98%
	平成30年度	2,428	100%	2,428	0	0	0	0	0	2,428	1,900	78%
	令和元年度	2,590	100%	2,590	0	0	0	—	—	—	—	—
事業費から見た事業の状況	新規登録者は増加したものの、延べ利用回数が減少したため、決算額が減少しましたが、一定数の継続的利用者がいます。											
評価	A 高い			B どちらともいえない			C 低い					
③事業の効率性	◎											
③事業の効率性評価の理由	（費用対効果や受益者負担等の観点から、コストに見合う成果が得られているか）集荷の日程、地区を調整し効率的に配車しているため、効率的に運営しています。											

【ステップ3】
総合評価

○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 統合 ○ 廃止

本事業に係る所管課の意見	
総合評価に係る具体的な理由（根拠）と来年度の実施内容（又は廃止後の対応）を記載します。 ・「拡充」：レベルアップ ・「継続」：現状維持 ・「改善」：対象範囲、事業規模、実施方法等の変更（一部廃止、縮小を含む） ・「統合」：他事業と統合	入院・入所している障害者を地域生活へ移行する仕組みが進むなか、重度の障害者の衛生的で快適な臥床環境保持のため、本事業の継続が必要です。

評価対象			
事務事業名	心身障害者（児）福祉理美容サービス	開始年度	昭和 52 年度
所属	保健福祉支援部障害者福祉課 障害者事業運営係	種別	—
所管課長	保健福祉支援部障害者福祉課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(23) 障害者のゆたかで自立した地域での生活を支援する		
施策名	③ 地域における自立生活を支える仕組みづくり		

事業概要	
事業の目的	理美容店へ出かけることが困難な障害者（児）に、理美容サービス登録カードを交付し、理容師・美容師による出張サービスを行うことにより、衛生保持の一助とするとともに家族の介護の軽減を図ります。
事業の対象	港区在住で ①東京都重度心身障害者手当てを受給している人 ②身体障害者手帳（体幹、下肢障害）1級の人 ③愛の手帳1度の人
事業の概要	【利用者負担】 1回 500円 【利用方法】 理美容サービス登録カード（理容回数6回まで）を交付し、東京都理美容生活衛生同業組合みなと支部又は美容組合三支部連合会に加入する指定店名簿に登録された理美容店に申し込み、サービスを受ける際に提示します。
根拠法令等	港区福祉理美容登録カード交付要綱

【ステップ1】①事業継続の必要性に係る評価									
開始当時の背景・これまでの経緯	理美容店へ出かけることが困難な障害者（児）に対する衛生保持の一助とするため開始しました。重症の方が対象なので、人数は横ばいですが、利用状況は安定しています。								
評価	<table border="1"> <tr> <td>A 高い</td> <td>B どちらともいえない</td> <td>C 低い</td> </tr> </table>	A 高い	B どちらともいえない	C 低い					
A 高い	B どちらともいえない	C 低い							
評価の着眼点	<table border="1"> <tr> <td>公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)</td> <td>◎</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)</td> <td>◎</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)	◎			今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)	◎		
公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)	◎								
今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)	◎								
①事業継続の必要性	◎								
①事業継続の必要性評価の理由	(歴史的役割を終えていないか、区の関与は必要か、代替可能な事業はないか) 障害者（児）の衛生状況の向上と家族の負担軽減の効果を考えれば、区の支援は必要です。また、代替可能な事業はありません。								

【ステップ2】②事業の効果性・③事業の効率性に係る評価

②事業の効果性に係る評価

事業の成果	指標1	登録人数			指標2	利用件数			指標3			
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成29年度	65	62	95.4%	平成29年度	162	140	86.4%	平成29年度			
	平成30年度	62	64	103.2%	平成30年度	153	149	97.4%	平成30年度			
	令和元年度	64	—	—	令和元年度	151	—	—	令和元年度		—	—

指標から見た事業の成果
利用者が固定されているので、件数は横ばいです。

評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
②事業の効果性	◎		
②事業の効果性評価の理由	(事業の目的を実現できているか、区民のニーズに応える手段として妥当か) 外出が困難な人にとっては、心の張りが持て、豊かな気持ちで生活できるきっかけとなる事業です。また、自宅でサービスを受けられるため、家族の介護面や経済面での負担軽減に寄与しており、区民のニーズにも応えていると考えます。		

③事業の効率性に係る評価

予算状況の内訳(千円)											決算状況(千円)	
事業費の状況	年度	当初予算額	一般財源割合	一般財源	国庫支出金	都支出金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
		平成29年度	986	100%	986	0	0	0	0	0	986	852
	平成30年度	930	100%	930	0	0	0	0	0	930	888	95%
	令和元年度	988	100%	988	0	0	0	—	—	—	—	—

事業費から見た事業の状況
利用者が固定されているので、件数は横ばいです。

評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
③事業の効率性	◎		
③事業の効率性評価の理由	(費用対効果や受益者負担等の観点から、コストに見合う成果が得られているか) 重度障害者にとって、経済的な負担が少なく、自宅でサービスを受けられ、清潔な衛生状態を保てることは重要で、コスト面からみても十分な成果が得られていると考えます。		

【ステップ3】
総合評価

○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 統合 ○ 廃止

本事業に係る
所管課の意見

総合評価に係る具体的な理由(根拠)と来年度の実施内容(又は廃止後の対応)を記載します。
 ・「拡充」：レベルアップ
 ・「継続」：現状維持
 ・「改善」：対象範囲、事業規模、実施方法等の変更(一部廃止、縮小を含む)
 ・「統合」：他事業と統合

外出が困難な人にとって、心の張りが持て、豊かな気持ちで生活できるきっかけとなる事業です。また、自宅でサービスを受けられるため、家族の介護面や経済面での負担軽減に寄与しています。コスト面からも十分な成果が出ていると思われます。以上の点から、本事業は継続する必要性の高い事業だと考えます。ただ、利用者が固定されているので、今後はより多くの方に利用いただけるよう、HPなどを通じ周知に努め、福祉の向上を一層図ります。

評価対象			
事務事業名	障害者（児）無料入浴券給付	開始年度	昭和 57 年度
所属	保健福祉支援部障害者福祉課 障害者事業運営係	種別	—
所管課長	保健福祉支援部障害者福祉課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(23) 高齢者や障害者等のゆたかで自立した地域での生活を支援する		
施策名	③ 地域における自立生活を支える仕組みづくり		

事業概要	
事業の目的	障害者及び被爆者に対して公衆浴場で利用できる無料入浴券を給付することにより、生活意欲の向上及び健康保持を図ります。
事業の対象	区内に住所を有し、身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳又は被爆者健康手帳の交付を受けた人
事業の概要	入浴券を希望する障害者及び原爆被爆者に対して、配布します。 【給付時期】 毎年4月1日から翌年3月31日まで 【給付枚数】 障害者及び被爆者 大人、中人、小人とも一人あたり年間最大52枚 ＊申請月により給付枚数が異なります。
根拠法令等	港区無料入浴券給付事業実施要綱

【ステップ1】①事業継続の必要性に係る評価					
開始当時の背景・これまでの経緯	障害者及び被爆者に対して公衆浴場で利用できる無料入浴券を給付することにより、生活意欲の向上及び健康保持を図るため開始しました。公衆浴場は減少していますが、利用者数は安定しています。				
評価	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">A 高い</td> <td style="text-align: center;">B どちらともいえない</td> <td style="text-align: center;">C 低い</td> </tr> </table>	A 高い	B どちらともいえない	C 低い	
A 高い	B どちらともいえない	C 低い			
評価の着眼点	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;"> 公益性 （情勢変化により区が実施する意義に変化はないか） </td> <td style="width: 80%; text-align: center;">◎</td> </tr> <tr> <td> 今日性 （情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか） </td> <td style="text-align: center;">◎</td> </tr> </table>	公益性 （情勢変化により区が実施する意義に変化はないか）	◎	今日性 （情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか）	◎
公益性 （情勢変化により区が実施する意義に変化はないか）	◎				
今日性 （情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか）	◎				
①事業継続の必要性	◎				
①事業継続の必要性評価の理由	（歴史的役割を終えていないか、区の関与は必要か、代替可能な事業はないか） 上記の目的や公衆浴場に対する支援の観点から、必要性は高いと考えます。また、代替可能な事業はありません。				

【ステップ2】②事業の効果性・③事業の効率性に係る評価

②事業の効果性に係る評価

事業の成果	指標1	給付者数			指標2	利用者数			指標3	達成率		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成29年度	700	753	107.6%	平成29年度	15,000	14,933	99.6%	平成29年度			
	平成30年度	750	780	104.0%	平成30年度	15,000	14,810	98.7%	平成30年度			
	令和元年度	780	—	—	令和元年度	15,000	—	—	令和元年度		—	—

指標から見た事業の成果
 入浴券の給付により、相当数の障害者に対する健康保持及び社会福祉の増進に寄与することができていると考えます。

評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
②事業の効果性	◎		
②事業の効果性評価の理由	(事業の目的を実現できているか、区民のニーズに応える手段として妥当か) 障害者の健康保持や生活意欲の向上は実現できており、区民のニーズにも応えていると考えます。		

③事業の効率性に係る評価

事業費の状況	年度	予算状況の内訳(千円)								決算状況(千円)		
		当初予算額	一般財源割合	一般財源	国庫支出金	都支出金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
	平成29年度	7,159	100%	7,159	0	0	0	0	0	7,159	7,047	98%
	平成30年度	7,700	100%	7,700	0	0	0	0	0	7,700	6,994	91%
	令和元年度	7,331	100%	7,331	0	0	0	—	—	—	—	—

事業費から見た事業の状況
 利用者数、利用回数ともほぼ一定で、事業費も大きな増減はなく、相当数の必要な人に必要なサービスを安定して提供できていると考えます。

評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
③事業の効率性	◎		
③事業の効率性評価の理由	(費用対効果や受益者負担等の観点から、コストに見合う成果が得られているか) 障害者の健康保持や公衆浴場への支援という点で、コストに対する経済的効果は大きいと考えます。		

【ステップ3】
総合評価

○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 統合 ○ 廃止

本事業に係る所管課の意見
 総合評価に係る具体的な理由(根拠)と来年度の実施内容(又は廃止後の対応)を記載します。
 ・「拡充」：レベルアップ
 ・「継続」：現状維持
 ・「改善」：対象範囲、事業規模、実施方法等の変更(一部廃止、縮小を含む)
 ・「統合」：他事業と統合

障害者及び被爆者の健康保持やレクリエーションのために、身近な入浴施設を無料で利用できるようにすることによって、障害者及び被爆者の福祉増進を図ることができることから、その効果性や効率性の点で、継続する必要性の高い事業だと考えます。

評価対象

事務事業名	障害者配食サービス	開始年度	平成 13 年度
所属	保健福祉支援部障害者福祉課 障害者事業運営係	種別	—
所管課長	保健福祉支援部障害者福祉課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(23) 障害者のゆたかで自立した地域での生活を支援する		
施策名	③ 地域における自立生活を支える仕組みづくり		

事業概要

事業の目的	ひとり暮らし等で食事の調理や食材の調達が困難な障害者に対し、栄養バランスのとれた食事を居宅に届けることによって、障害者の栄養管理や健康維持の一助とするとともに、当該障害者の安否確認を行い、在宅障害者の福祉の増進を図ります。
事業の対象	区内在住の65歳未満で、食事作りが困難な次の要件のいずれかにあてはまる人 ①身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた人（以下「障害者」という）で一人暮らしの人 ②障害者のみで世帯を構成する人 ③障害者と高齢者のみで世帯を構成する障害者
事業の概要	ひとり暮らしの障害者及び障害者のみの世帯、障害者と高齢者のみの世帯を対象に、週7回まで昼食又は夕食を配食サービスをすることや、栄養状態を改善しあわせて配食サービスをすることで、栄養状態を改善するとともに、あわせて配食時に安否確認を行います。 【利用者負担】 1食 280円～470円 【実施回数】 1週間に7回まで、昼食又は夕食を配食します。
根拠法令等	港区障害者配食サービス事業実施要綱

【ステップ1】①事業継続の必要性に係る評価

開始当時の背景・これまでの経緯	栄養バランスのとれた食事を居宅に届けることによって、障害者の栄養管理や健康維持の一助とするとともに、当該障害者の安否確認を行い、在宅障害者の福祉の増進を図ることを目的とし開始しました。利用者はほぼ安定しています。		
評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
評価の着眼点 公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)	◎ 		
今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)	◎ 		
①事業継続の必要性	◎ 		
①事業継続の必要性評価の理由	(歴史的役割を終えていないか、区の関与は必要か、代替可能な事業はないか) 調理のできない障害者の栄養管理や健康維持を図り、当該障害者の安否確認を行うことで、在宅障害者の福祉の増進を実現しており、事業継続の必要性は高いと考えます。		

【ステップ2】②事業の効果性・③事業の効率性に係る評価

②事業の効果性に係る評価

事業の成果	指標1	利用者数			指標2	配食数			指標3	登録者数		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成29年度	65	51	78.5%	平成29年度	10,487	7,339	70.0%	平成29年度	175	180	102.9%
	平成30年度	65	72	110.8%	平成30年度	8,744	10,071	115.2%	平成30年度	180	194	107.8%
	令和元年度	72	—	—	令和元年度	10,419	—	—	令和元年度	194	—	—
指標から見た事業の成果	平成29年度は、事業者が撤退した影響で、利用者数、配食数とも減少しましたが、その後事業者の増加とともに、利用者数、配食数も増加に転じ、今後も少しずつ増加していくと想定できます。配食サービスの需要とその成果は高いと考えます。											
評価	A 高い			B どちらともいえない			C 低い					
②事業の効果性	◎											
②事業の効果性評価の理由	(事業の目的を実現できているか、区民のニーズに応える手段として妥当か) 配食サービスによる健康管理と安否確認は、調理のできない障害者にとって非常に重要であり、事業の効果性は高いと考えます。											

③事業の効率性に係る評価

予算状況の内訳（千円）												決算状況（千円）	
事業費の状況	年度	当初予算額	一般財源割合	一般財源	国庫支出金	都支出金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率	
													平成29年度
平成30年度	3,728	100%	3,728	0	0	0	693	0	4,421	4,119	93%		
令和元年度	3,983	100%	3,983	0	0	0	—	—	—	—	—		
事業費から見た事業の状況	平成29年度は、事業者が撤退した影響で、利用者数、配食数とも減少し、事業費も減少しましたが、その後事業者が増加し、今後事業費も少しずつ増加していくと想定できます。												
評価	A 高い			B どちらともいえない			C 低い						
③事業の効率性	◎												
③事業の効率性評価の理由	(費用対効果や受益者負担等の観点から、コストに見合う成果が得られているか) 配食料金の半分を利用者が負担しており、健康管理と安否確認の点から事業の効率性は高いと考えます。												

【ステップ3】
総合評価

○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 統合 ○ 廃止

本事業に係る所管課の意見	
総合評価に係る具体的な理由（根拠）と来年度の実施内容（又は廃止後の対応）を記載します。 ・「拡充」：レベルアップ ・「継続」：現状維持 ・「改善」：対象範囲、事業規模、実施方法等の変更（一部廃止、縮小を含む） ・「統合」：他事業と統合	調理の困難な障害者を対象に配食サービスを行うことで、障害者の栄養管理や健康維持の一助とするとともに、当該障害者の安否確認を行い、在宅障害者の福祉の増進を図る事業であり、効果性や効率性の点で、継続する必要性の高い事業だと考えます。

No 220

令和元年度 港区事務事業評価シート

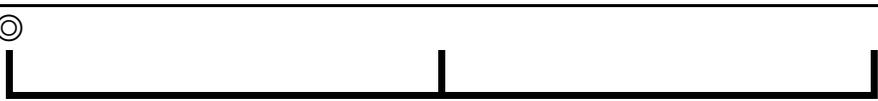
評価対象

事務事業名	知的障害者（児）徘徊探索支援	開始年度	平成 13 年度
所属	保健福祉支援部障害者福祉課障害者事業運営係	種別	—
所管課長	保健福祉支援部障害者福祉課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(23) 障害者のゆたかで自立した地域での生活を支援する		
施策名	③ 地域における自立生活を支える仕組みづくり		

事業概要

事業の目的	徘徊行動のある知的障害者（児）等に対し、GPS携帯電話通信網を利用した位置情報探索機による探索サービスを行い、知的障害者（児）の早期発見と安全を確保し、介護者の身体的・精神的負担の軽減を図ります。
事業の対象	区内在住であり、手帳1～3度の知的障害者（児）又は自閉症で、探索サービスが必要と認められる在宅の障害者（児）
事業の概要	<p>【実施方法】 あらかじめGPS機器を携帯させておくことにより居所不明になった場合、探索サービスを行います。</p> <p>【利用負担額】 月額500円 現場急行料 1回3,000円</p>
根拠法令等	港区知的障害者（児）徘徊探索支援事業運営要綱

【ステップ1】①事業継続の必要性に係る評価

開始当時の背景・これまでの経緯	GPSの普及により施設からの往復、外出時に居所不明になった場合も探索できて、万が一の場合には、現場急行サービスで、障害者を安全に確保できるサービスが開始されたため、導入しました。		
評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
評価の着眼点 公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)	◎ 		
今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)	◎ 		
①事業継続の必要性	◎ 		
①事業継続の必要性評価の理由	(歴史的役割を終えていないか、区の関与は必要か、代替可能な事業はないか) 知的障害者等が居所不明になってしまうことは起こり得るため、事業継続は必要だと考えます。		

【ステップ2】②事業の効果性・③事業の効率性に係る評価

②事業の効果性に係る評価

事業の成果	指標1	登録者数(人)			指標2	利用回数(電話、インターネット及び現場急行)			指標3	達成率		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成29年度	12	13	108.3%	平成29年度	844	819	97.0%	平成29年度			
平成30年度	15	17	113.3%	平成30年度	1,252	871	69.6%	平成30年度				
令和元年度	22	—	—	令和元年度	1,588	—	—	令和元年度		—	—	
指標から見た事業の成果	検索の回数や現場急行の回数は少ないですが、登録の実績は増加しています。											
評価	A 高い			B どちらともいえない			C 低い					
②事業の効果性	◎											
②事業の効果性評価の理由	(事業の目的を実現できているか、区民のニーズに応える手段として妥当か)年に数回、知的障害者が居所不明になることがありますが、この探索システムを携帯している場合には、早期に発見できています。また、保護者の安心にもつながっています。											

③事業の効率性に係る評価

事業費の状況	年度	予算状況の内訳(千円)								決算状況(千円)		
		当初予算額	一般財源割合	一般財源	国庫支出金	都支出金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
	平成29年度	128	100%	128	0	0	0	0	0	128	93	73%
平成30年度	174	100%	174	0	0	0	0	0	174	134	77%	
令和元年度	271	100%	271	0	0	0	—	—	—	—	—	
事業費から見た事業の状況	利用者が微増しているため、事業費も微増しています。											
評価	A 高い			B どちらともいえない			C 低い					
③事業の効率性	◎											
③事業の効率性評価の理由	(費用対効果や受益者負担等の観点から、コストに見合う成果が得られているか)GPSの機能は、他の機種で代替できますが、現場急行サービスがあるものは限られているため、現行のサービスが他社より費用がかかっても、効率性が高いです。											

**【ステップ3】
総合評価**

○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 統合 ○ 廃止

本事業に係る所管課の意見

総合評価に係る具体的な理由(根拠)と来年度の実施内容(又は廃止後の対応)を記載します。

- ・「拡充」：レベルアップ
- ・「継続」：現状維持
- ・「改善」：対象範囲、事業規模、実施方法等の変更(一部廃止、縮小を含む)
- ・「統合」：他事業と統合

迷子や徘徊等で、すぐに居場所を確認できて、発見が早いため、今後も必要なサービスです。

No 221

令和元年度 港区事務事業評価シート

評価対象			
事務事業名	障害者（児）入浴サービス	開始年度	平成 10 年度
所属	保健福祉支援部障害者福祉課障害者事業運営係	種別	—
所管課長	保健福祉支援部障害者福祉課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(23) 障害者のゆたかで自立した地域での生活を支援する		
施策名	③ 地域における自立生活を支える仕組みづくり		

事業概要	
事業の目的	自宅や公衆浴場での入浴が困難な障害者（児）に対し、入浴サービスを行うことにより健康・衛生保持の支援をするとともに家族の介護の軽減を図ります。
事業の対象	区内在住で身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度、精神障害者保健福祉手帳1・2級の交付を受けている人
事業の概要	<p>自宅や公衆浴場での入浴が困難な障害者（児）に対し、健康・衛生保持の一助をするとともに家族の介護の軽減を図るため、入浴サービスを行います。</p> <p>【実施方法】 巡回入浴…巡回入浴車を居宅に派遣し、家族の立会いのもと入浴サービスを行います。 施設入浴…障害者保健福祉センター及び新橋はつらつ太陽内の機械浴室または家族浴室で、入浴介助を行います。機械入浴、介助入浴、家族入浴の三種類があります。 ＊機械浴室利用の場合は、専用車による送迎を実施しています。</p> <p>【費用】 ・利用者負担は無し。 ・区負担としては、障害者保健福祉センター以外の委託業者に委託料を毎月支払。</p>
根拠法令等	港区障害者（児）入浴サービス実施要綱

【ステップ1】①事業継続の必要性に係る評価									
開始当時の背景・これまでの経緯	自宅の風呂を利用することが難しい障害者の入浴を支援しています。								
評価	<table border="0"> <tr> <td style="text-align: center;">A 高い</td> <td style="text-align: center;">B どちらともいえない</td> <td style="text-align: center;">C 低い</td> </tr> </table>	A 高い	B どちらともいえない	C 低い					
A 高い	B どちらともいえない	C 低い							
評価の着眼点	<table border="0"> <tr> <td style="width: 100px;"> 公益性 （情勢変化により区が実施する意義に変化はないか） </td> <td style="text-align: center;">◎</td> <td style="text-align: center;"> </td> <td style="text-align: center;"> </td> </tr> <tr> <td> 今日性 （情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか） </td> <td style="text-align: center;">◎</td> <td style="text-align: center;"> </td> <td style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	公益性 （情勢変化により区が実施する意義に変化はないか）	◎			今日性 （情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか）	◎		
公益性 （情勢変化により区が実施する意義に変化はないか）	◎								
今日性 （情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか）	◎								
①事業継続の必要性	◎								
①事業継続の必要性評価の理由	（歴史的役割を終えていないか、区の関与は必要か、代替可能な事業はないか） 家の風呂では、湯船に入れなくても週2回、サービスを使うことで湯船で温まることのできるため、事業の継続は不可欠です。								

【ステップ2】②事業の効果性・③事業の効率性に係る評価

②事業の効果性に係る評価

事業の成果	指標1	巡回入浴利用者人数			指標2	巡回入浴利用延回数			指標3	施設入浴利用者数 (障害保健福祉センター・新橋はつらつ太陽)		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成29年度	15	15	100.0%	平成29年度	1,260	1,127	89.4%	平成29年度	61	43	70.5%
	平成30年度	15	18	120.0%	平成30年度	1,326	1,308	98.6%	平成30年度	61	49	80.3%
	令和元年度	18	—	—	令和元年度	1,356	—	—	令和元年度	47	—	—

指標から見た事業の成果
施設入浴、巡回入浴共に利用希望者が増えています。

評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
②事業の効果性	◎		
②事業の効果性評価の理由	(事業の目的を実現できているか、区民のニーズに応える手段として妥当か) 重度の障害者にとって、入浴支援は最低限の生活を保障することになるため、効果性はとても高いと考えます。		

③事業の効率性に係る評価

事業費の状況	年度	予算状況の内訳(千円)								決算状況(千円)		
		当初予算額	一般財源割合	一般財源	国庫支出金	都支出金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
	平成29年度	32,522	57%	18,631	9,261	4,630	0	0	0	32,522	30,582	94%
	平成30年度	31,743	54%	17,124	9,746	4,873	0	0	0	31,743	31,478	99%
	令和元年度	31,871	52%	16,605	10,177	5,089	0	—	—	—	—	—

事業費から見た事業の状況
執行率は高く、利用者対象者が確実に利用していることがわかります。

評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
③事業の効率性	◎		
③事業の効率性評価の理由	(費用対効果や受益者負担等の観点から、コストに見合う成果が得られているか) 最低限の生活を保障するサービスであり、地域生活支援事業の補助金があることから、効率性は高い事業です。		

【ステップ3】
総合評価

○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 統合 ○ 廃止

本事業に係る所管課の意見
総合評価に係る具体的な理由(根拠)と来年度の実施内容(又は廃止後の対応)を記載します。
・「拡充」：レベルアップ
・「継続」：現状維持
・「改善」：対象範囲、事業規模、実施方法等の変更(一部廃止、縮小を含む)
・「統合」：他事業と統合

現在、週2回の入浴サービスを提供していますが、年齢が若い障害者からは、週3回利用したいと要望が出ています。障害者の入浴環境及び障害状況により週3回が妥当であり、事業者の受け入れ体制が整った場合に限り、週3回の入浴を可能にしていきたいと考えます。

評価対象

事務事業名	重度身体障害者（児）居宅生活支援事業	開始年度	平成 18 年度
所属	保健福祉支援部障害者福祉課障害者事業運営係	種別	—
所管課長	保健福祉支援部障害者福祉課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(23) 障害者のゆたかで自立した地域での生活を支援する		
施策名	③ 地域における自立生活を支える仕組みづくり		

事業概要

事業の目的	痰の吸引、経管栄養などの医療的ケアを必要とする重度の身体障害者（児）が、障害者総合支援法の居宅介護等（ホームヘルプサービス）及び地域生活支援事業の移動支援を利用する場合に、区独自の加算をすることにより、質の高いサービスの提供を確保し、重度の身体障害者（児）の福祉の増進を図ります。
事業の対象	痰の吸引、経管栄養などの医療的ケアを必要とする重度の身体障害者（児）で、障害者総合支援法の居宅介護等又は地域生活支援事業の移動支援を利用する人。
事業の概要	<p>重度の身体障害者（児）のうち、痰の吸引、経管栄養などの医療的ケアが必要な人に、障害者総合支援法の居宅介護等又は地域生活支援事業の移動支援を看護師等が提供する場合に、サービス提供事業者を支払われる障害者総合支援法のサービス報酬に対して、区独自の加算を行います。利用者負担については、既に居宅介護等の介護給付費においてサービス量の一割（所得に応じ軽減策あり）の負担をしているため、サービス報酬に対しての加算を行う報酬本事業についての負担はありません。</p> <p>※医療的ケアが必要な人に対し、居宅介護等を提供する場合は看護師の資格を有していることが要件とされています。</p>
根拠法令等	重度身体障害者（児）居宅生活支援事業実施要綱

【ステップ1】①事業継続の必要性に係る評価

開始当時の背景・これまでの経緯	<p>痰の吸引、経管栄養などの医療的ケアを必要とする重度の障害者（児）が障害者総合支援法に基づく居宅介護を利用する場合、障害の特性に配慮した高度な対応が必要となるため、区が介護報酬に独自の加算をし、看護師による介護サービスを受けられるようになりました。</p> <p>①【障害者総合支援法介護報酬単価】4,500円 ②【医療保険単価】6,800円 ③【区加独自算額】区内事業者：2,000円、区外事業者：2,200円 ①と②の差を解消するため、③を設けました。</p>		
評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
評価の着眼点 公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)	◎		
今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)	◎		
①事業継続の必要性	◎		
①事業継続の必要性評価の理由	(歴史的役割を終えていないか、区の関与は必要か、代替可能な事業はないか) 障害者総合支援法の介護報酬改定（看護師加算）が無い限り事業の継続は必要です。		

【ステップ2】②事業の効果性・③事業の効率性に係る評価

②事業の効果性に係る評価

事業の成果	指標1	利用実数			指標2	利用実績（述べ時間）			指標3			
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成29年度	12	14	116.7%	平成29年度	1,756	1,648	93.8%	平成29年度			
平成30年度	14	15	107.1%	平成30年度	1,808	2,357	130.4%	平成30年度				
令和元年度	15	—	—	令和元年度	1,935	—	—	令和元年度		—	—	
指標から見た事業の成果	実績の伸び率から、重度身体障害者（児）が安心して安定した在宅生活の継続、家族の介護負担の軽減が図られています。											
評価	A 高い			B どちらともいえない			C 低い					
②事業の効果性	◎											
②事業の効果性評価の理由	（事業の目的を実現できているか、区民のニーズに応える手段として妥当か） 本事業を通じ、医療的ケアが必要な人への介護サービスを行うことにより、重度身体障害者（児）が安心して安定した在宅生活を継続でき、家族の介護負担の軽減が図られています。											

③事業の効率性に係る評価

予算状況の内訳（千円）												決算状況（千円）	
事業費の状況	年度	当初予算額	一般財源割合	一般財源	国庫支出金	都支出金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率	
	平成29年度	3,863	100%	3,863	0	0	0	0	0	0	3,863	3,625	94%
平成30年度	3,649	100%	3,649	0	0	0	1,657	0	5,306	5,185	98%		
令和元年度	4,257	100%	4,257	0	0	0	—	—	—	—	—	—	
事業費から見た事業の状況	執行率の高さから、本事業を通じて重度身体障害者（児）の在宅生活の安定、家族の介護負担の軽減が図られています。事業費は今後も増加する見込みです。												
評価	A 高い			B どちらともいえない			C 低い						
③事業の効率性	◎												
③事業の効率性評価の理由	（費用対効果や受益者負担等の観点から、コストに見合う成果が得られているか） 利用者自己負担は、総合支援法に基づく利用者負担額を事業所に支払っています。医療保険の訪問看護師の報酬単価と、障害者総合支援法の介護報酬に開きが出ないよう、その差額を区が加算する形で訪問看護事業所に支払います。												

【ステップ3】
総合評価

○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 統合 ○ 廃止

本事業に係る所管課の意見	
総合評価に係る具体的な理由（根拠）と来年度の実施内容（又は廃止後の対応）を記載します。 ・「拡充」：レベルアップ ・「継続」：現状維持 ・「改善」：対象範囲、事業規模、実施方法等の変更（一部廃止、縮小を含む） ・「統合」：他事業と統合	障害者総合支援法の介護報酬告示の動向を注視し、重度心身障害者（児）と家族が地域で安心して安定した在宅生活が継続できるようにします。

No 223

令和元年度 港区事務事業評価シート

評価対象

事務事業名	重度脳性麻痺者介護	開始年度	昭和 62 年度
所属	保健福祉支援部障害者福祉課 障害者事業運営係	種別	—
所管課長	保健福祉支援部障害者福祉課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(23) 高齢者や障害者等のゆたかで自立した地域での生活を支援する		
施策名	③ 地域における自立生活を支える仕組みづくり		

事業概要

事業の目的	重度脳性麻痺者に対する、家族による介護を通じ、重度脳性麻痺者の生活圏の拡大を図り、重度脳性麻痺者の福祉の増進を図ります。
事業の対象	区内に居住する20歳以上の重度脳性麻痺者で、その障害の程度が身体障害者手帳1級であり、独立して屋外活動をすることが困難なもの。ただし、障害者総合支援法における障害福祉サービス(短期入所を除く。)、地域支援事業の個別支援型移動支援若しくは地域活動支援センター事業の利用決定又は介護保険法における訪問介護若しくは通所介護のサービスを受けている場合は、対象から除外されます。
事業の概要	重度脳性麻痺者の家族を介護人とし、介護に従事する日数に応じ、1日を単位として月12日を限度に、介護人である家族に対し、報酬を支払います。報酬額は、1日6,560円です。
根拠法令等	港区重度脳性麻痺者介護事業要綱

【ステップ1】①事業継続の必要性に係る評価

開始当時の背景・これまでの経緯	家族による介護を通じ、重度脳性麻痺者の生活圏の拡大を図り、重度脳性麻痺者の福祉の増進を図る目的で開始しました。対象者は数人で安定しています。		
評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
評価の着眼点	公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)	◎ ┌──────────────────┐ └──────────────────┘	
	今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)	◎ ┌──────────────────┐ └──────────────────┘	
①事業継続の必要性	◎ ┌──────────────────┐ └──────────────────┘		
①事業継続の必要性評価の理由	(歴史的役割を終えていないか、区の関与は必要か、代替可能な事業はないか) 重度脳性麻痺者を家族が介護・援助することにより、重度脳性麻痺者の生活圏の拡大や生活の質の改善を図ることが必要です。また、代替可能な事業はありません。		

【ステップ2】②事業の効果性・③事業の効率性に係る評価

②事業の効果性に係る評価

事業の成果	指標1	介護人数			指標2	回数			指標3			
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成29年度	3	3	100.0%	平成29年度	432	432	100.0%	平成29年度			
	平成30年度	3	3	100.0%	平成30年度	432	432	100.0%	平成30年度			
	令和元年度	3	—	—	令和元年度	432	—	—	令和元年度		—	—
指標から見た事業の成果	対象者が固定されているので人数は変わりません。介護者は、最大限の介護を行っています。											
評価	A 高い			B どちらともいえない						C 低い		
②事業の効果性	◎											
②事業の効果性評価の理由	(事業の目的を実現できているか、区民のニーズに応える手段として妥当か) 重度脳性麻痺者を介護・援助することにより、重度脳性麻痺者の生活圏の拡大や生活の質の改善を図るという目的は実現できており、区民のニーズにも応えていると考えます。											

③事業の効率性に係る評価

予算状況の内訳 (千円)												決算状況 (千円)	
事業費の状況	年度	当初予算額	一般財源割合	一般財源	国庫支出金	都支出金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率	
			平成29年度	2,834	0%	0	0	2,834	0	0	0	2,834	2,834
	平成30年度	2,834	0%	0	0	2,834	0	0	0	2,834	2,834	100%	
	令和元年度	2,834	0%	0	0	2,834	0	—	—	—	—	—	
事業費から見た事業の状況	対象者が固定されているので事業費は変わりません。東京都の補助対象経費内で事業を実施しており、介護者は、最大限の介護を行っています。												
評価	A 高い			B どちらともいえない						C 低い			
③事業の効率性	◎												
③事業の効率性評価の理由	(費用対効果や受益者負担等の観点から、コストに見合う成果が得られているか) 東京都の補助対象経費内で事業を実施しており、効率性は高いと考えます。												

【ステップ3】
総合評価

○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 統合 ○ 廃止

本事業に係る
所管課の意見

総合評価に係る具体的な理由(根拠)と来年度の実施内容(又は廃止後の対応)を記載します。
・「拡充」：レベルアップ
・「継続」：現状維持
・「改善」：対象範囲、事業規模、実施方法等の変更(一部廃止、縮小を含む)
・「統合」：他事業と統合

東京都の補助対象経費内で事業を実施しているため、改善の余地はなく、区民ニーズや効果性の面からみても、継続する必要性の高い事業だと考えます。

No 224

令和元年度 港区事務事業評価シート

評価対象

事務事業名	障害者（児）福祉タクシー助成	開始年度	昭和 57 年度
所属	保健福祉支援部障害者福祉課障害者事業運営係	種別	—
所管課長	保健福祉支援部障害者福祉課長		
基本政策	6 障害を通じた豊かで健康な都心居住を支援する		
政策名	(23) 障害者のゆたかで自立した地域での生活を支援する		
施策名	③ 地域における自立生活を支える仕組みづくり		

事業概要

事業の目的	歩行困難な障害者（児）に、タクシー利用券を給付することにより、生活圏の拡大と経済的負担の軽減を図ります。
事業の対象	身体障害者手帳 下肢・体幹・視覚1～3級の人 内部障害1級の人 呼吸器機能障害3級の人 愛の手帳1・2度の人 精神障害者保健福祉手帳1級の人
事業の概要	タクシー利用券を年額44,000円分支給します。但し、年度途中でタクシー利用券の申請を行った場合は、申請時期により、支給額が異なります（7月～9月の新規申請者は33,000円、10月～12月新規申請者は22,000円、1月～3月新規申請者は11,000円）。 なお、タクシー利用券の利用は、区と契約する業者のタクシーを利用する場に限りです。また、自動車燃料費助成事業との併給はできません。
根拠法令等	港区障害者（児）タクシー利用券給付要綱

【ステップ1】①事業継続の必要性に係る評価

開始当時の背景・これまでの経緯	登録タクシー事業者も100社程度あり、利用方法、利用状況も安定しています。歩行困難な障害者の移動費用の一部を助成することで、外出の支援を行っています。		
評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
評価の着眼点 公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)	◎		
今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)	◎		
①事業継続の必要性	◎		
①事業継続の必要性評価の理由	(歴史的役割を終えていないか、区の関与は必要か、代替可能な事業はないか) 金額は区によって違うが、22区で実施しています。 歩行困難な障害種別に限って支給しているため、今後も継続することが必要です。		

【ステップ2】②事業の効果性・③事業の効率性に係る評価

②事業の効果性に係る評価

事業の成果	指標1	利用者数			指標2	使用枚数			指標3	達成率		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成29年度	2,768	2,779	100.4%	平成29年度	446,209	390,367	87.5%	平成29年度			
	平成30年度	2,870	2,546	88.7%	平成30年度	412,220	385,861	93.6%	平成30年度			
	令和元年度	2,816	—	—	令和元年度	388,114	—	—	令和元年度		—	—
指標から見た事業の成果	障害種別を限っているため、支給人数は横ばいです。配布した券は、使用されています。											
評価	A 高い			B どちらともいえない						C 低い		
②事業の効果性	◎											
②事業の効果性評価の理由	(事業の目的を実現できているか、区民のニーズに応える手段として妥当か) 障害者が外出する機会を手助けする事業であり、利用率も高いため効果が高いと考えます。											

③事業の効率性に係る評価

予算状況の内訳 (千円)												決算状況 (千円)	
事業費の状況	年度	当初予算額	一般財源割合	一般財源	国庫支出金	都支出金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率	
													平成29年度
平成30年度	100,092	100%	100,092	0	0	0	0	0	100,092	97,642	98%		
令和元年度	106,116	100%	106,116	0	0	0	—	—	—	—	—		
事業費から見た事業の状況	利用者の人数が変化がほとんど変化していないため、決算額もあまり変動がありません。												
評価	A 高い			B どちらともいえない						C 低い			
③事業の効率性	◎												
③事業の効率性評価の理由	(費用対効果や受益者負担等の観点から、コストに見合う成果が得られているか) 登録タクシー事業者も100社程度あり、利用方法、利用状況も安定しています。歩行困難な障害者の移動費用の一部を助成することで、外出の支援を行っています。												

【ステップ3】
総合評価

○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 統合 ○ 廃止

本事業に係る所管課の意見	
総合評価に係る具体的な理由(根拠)と来年度の実施内容(又は廃止後の対応)を記載します。 ・「拡充」：レベルアップ ・「継続」：現状維持 ・「改善」：対象範囲、事業規模、実施方法等の変更(一部廃止、縮小を含む) ・「統合」：他事業と統合	今後は、金券(紙製)以外の方法(フェリカカードなど)の検討も必要であるが、現在は、カードの読み取り機を全タクシーに搭載しなければならない等、実用的ではない状況です。 金券以外の方法を検討する理由：現在は、対象者以外の者が利用する可能性や死亡・転出後も必ず回収できていない現状があります。カード式にすれば所持者が分け与えたり、転出・死亡の際には利用を区のシステムから停止することができるようになります。また、毎年印刷・発送する業務が不要となります。

No 225

令和元年度 港区事務事業評価シート

評価対象

事務事業名	障害者（児）自動車燃料費助成	開始年度	昭和 55 年度
所属	保健福祉支援部障害者福祉課障害者事業運営係	種別	—
所管課長	保健福祉支援部障害者福祉課長		
基本政策	6 生涯を通じたゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(23) 障害者のゆたかで自立した地域での生活を支援する		
施策名	① 障害者が安心して暮らせる社会の実現		

事業概要

事業の目的	障害者（児）世帯が保有する自動車のガソリン代の一部を助成することにより、障害者（児）の生活圏の拡大及び経済的負担を軽減し、社会参加の促進を図ります。
事業の対象	身体障害者手帳 下肢・体幹・視覚1～3級の人、内部障害1級の人、呼吸器機能障害1・3級の人 愛の手帳1・2度の人 精神障害者保健福祉手帳1級の人
事業の概要	障害者の世帯が保有する自動車を障害者の移動等で使用する場合に、当該自動車のガソリン代について年額44,000円（7月～9月新規申請者は33,000円、10月～12月新規申請者は22,000円、1月～3月新規申請者は11,000円）を限度に、助成します。 なお、福祉タクシー助成事業との併給は出来ません。
根拠法令等	港区障害者（児）自動車燃料費助成事業実施要綱

【ステップ1】①事業継続の必要性に係る評価

開始当時の背景・これまでの経緯	福祉タクシーと対象者が同じで、自家用車を所持している場合には、タクシーの利用よりも自家用車で移動の頻度が高いことから、どちらかの制度が選べるようになっています。		
評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
評価の着眼点	公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)	◎	
	今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)	◎	
①事業継続の必要性	◎		
①事業継続の必要性評価の理由	(歴史的役割を終えていないか、区の関与は必要か、代替可能な事業はないか) 金額は区によって異なりますが、21区で実施しています。 歩行困難な障害種別に限って支給しているため、今後も継続することが必要です。		

【ステップ2】②事業の効果性・③事業の効率性に係る評価

②事業の効果性に係る評価

事業の成果	指標1	助成者数			指標2				指標3			
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成29年度	360	294	81.7%	平成29年度				平成29年度			
	平成30年度	357	263	73.7%	平成30年度				平成30年度			
	令和元年度	278	—	—	令和元年度		—	—	令和元年度		—	—
指標から見た事業の成果	障害種別を限っているため、支給人数は横ばいです。											
評価	A 高い			B どちらともいえない						C 低い		
②事業の効果性	◎											
②事業の効果性評価の理由	(事業の目的を実現できているか、区民のニーズに応える手段として妥当か) 障害者が外出する機会を手助けする事業であり、利用率も高いため効果が高いと考えます。											

③事業の効率性に係る評価

予算状況の内訳 (千円)												決算状況 (千円)	
事業費の状況	年度	当初予算額	一般財源割合	一般財源	国庫支出金	都支出金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率	
		平成29年度	14,342	100%	14,342	0	0	0	0	0	14,342	11,708	82%
平成30年度	12,530	100%	12,530	0	0	0	0	0	12,530	10,576	84%		
令和元年度	12,955	100%	12,955	0	0	0	—	—	—	—	—		
事業費から見た事業の状況	利用者の人数が変化がほとんど変化していないため、決算額もあまり変動がありません。												
評価	A 高い			B どちらともいえない						C 低い			
③事業の効率性	◎												
③事業の効率性評価の理由	(費用対効果や受益者負担等の観点から、コストに見合う成果が得られているか) 歩行困難な障害者の移動費用の一部を助成することで、外出の支援を行っています。												

【ステップ3】
総合評価

○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 統合 ○ 廃止

本事業に係る所管課の意見

総合評価に係る具体的な理由(根拠)と来年度の実施内容(又は廃止後の対応)を記載します。

- ・「拡充」：レベルアップ
- ・「継続」：現状維持
- ・「改善」：対象範囲、事業規模、実施方法等の変更(一部廃止、縮小を含む)
- ・「統合」：他事業と統合

障害者(児)の生活圏の拡大という面で効果があるため事業は継続としますが、燃料費の価格変動、電気自動車等への助成等、社会情勢を見極め、より効果的な事業内容にします。また、都区財政調整交付金(普通交付金)にも計上されている事業であることから、継続とします。一方、公共交通網の充実などにより、生活圏や取り巻く環境が変化していることも踏まえ、他自治体の動向も参考に効果的な実施について検討します。

No 226

令和元年度 港区事務事業評価シート

評価対象			
事務事業名	心身障害者（児）福祉キャブ及び緊急移送サービス運行	開始年度	昭和 57 年度
所属	保健福祉支援部障害者福祉課障害者事業運営係	種別	—
所管課長	保健福祉支援部障害者福祉課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(23) 障害者のゆたかで自立した地域での生活を支援する		
施策名	③ 地域における自立生活を支える仕組づくり		

事業概要	
事業の目的	車いす使用や寝たきりの身体障害者(児)、知的障害者(児)等の移動手段を確保するため、福祉キャブ(昇降装置付きタクシー)を運行し、心身障害者等の社会参加の助長、福祉の向上を図ります。
事業の対象	区内に住所を有する身体障害者手帳の視覚・下肢・体幹1～3級、内部障害1級の人 愛の手帳1・2度の人 精神障害者保健福祉手帳1級の人
事業の概要	車いす使用や寝たきりの身体障害者(児)、知的障害者(児)等の移動手段を確保するため、福祉キャブ(昇降装置付きタクシー)を運行します。 〈利用方法〉 利用者は、福祉キャブ利用カードの交付を受け、原則、利用日前日までに運行事業者へ予約をします。 利用の際は、運賃を事業者に支払います。また、利用時に介助が必要な場合は、介助人を申し込むことができます。 【費用】 ・利用者負担 福祉キャブ利用 法人中型タクシー運賃 介助人利用 1人あたり 1,550円 ・区負担 福祉キャブ運航業務 委託料を毎月支払 介助人利用 1人あたり 1,550円
根拠法令等	港区福祉キャブ利用カード交付要綱

【ステップ1】①事業継続の必要性に係る評価									
開始当時の背景・これまでの経緯	都の包括補助の対象で、平成30年度は、19区が実施しています。								
評価	<table border="1"> <tr> <td>A 高い</td> <td>B どちらともいえない</td> <td>C 低い</td> </tr> </table>	A 高い	B どちらともいえない	C 低い					
A 高い	B どちらともいえない	C 低い							
評価の着眼点	<table border="1"> <tr> <td> 公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか) </td> <td>◎</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか) </td> <td></td> <td>◎</td> <td></td> </tr> </table>	公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)	◎			今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)		◎	
公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)	◎								
今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)		◎							
①事業継続の必要性	◎								
①事業継続の必要性評価の理由	(歴史的役割を終えていないか、区の関与は必要か、代替可能な事業はないか) 車いすごと乗車できる福祉キャブでなければ、移動できない方にとって、必要な事業です。								

【ステップ2】②事業の効果性・③事業の効率性に係る評価

②事業の効果性に係る評価

事業の成果	指標1	全認定者数（人）			指標2	延利用件数（件）			指標3	新規登録者数（人）		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成29年度	660	630	95.5%	平成29年度	3,000	2,531	84.4%	平成29年度	30	20	66.7%
平成30年度	660	650	98.5%	平成30年度	3,000	2,682	89.4%	平成30年度	20	21	105.0%	
令和元年度	670	—	—	令和元年度	3,000	—	—	令和元年度	20	—	—	

指標から見た事業の成果
 認定者、延利用件数等横ばいですが、毎年新規登録者が20名程度います。

評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
②事業の効果性	◎		
②事業の効果性評価の理由	（事業の目的を実現できているか、区民のニーズに応える手段として妥当か） 車いすごと乗車できる福祉キャブでなければ、移動できない方にとって、必要な事業です。		

③事業の効率性に係る評価

事業費の状況	年度	予算状況の内訳（千円）								決算状況（千円）	
		当初予算額	一般財源割合	一般財源	国庫支出金	都支出金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額
平成29年度	7,343	59%	4,343	0	3,000	0	0	0	7,343	7,249	99%
平成30年度	7,356	59%	4,356	0	3,000	0	172	0	7,528	7,462	99%
令和元年度	9,714	69%	6,714	0	3,000	0	—	—	—	—	—

事業費から見た事業の状況
 事業の執行率は非常に高く、必要性が高い事業です。

評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
③事業の効率性	◎		
③事業の効率性評価の理由	（費用対効果や受益者負担等の観点から、コストに見合う成果が得られているか） タクシー料金を超える分のみ助成しており、本人負担もあるため、必要な助成だと考えます。		

【ステップ3】
総合評価

○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 統合 ○ 廃止

本事業に係る
所管課の意見

総合評価に係る具体的な理由（根拠）と来年度の実施内容（又は廃止後の対応）を記載します。
 ・「拡充」：レベルアップ
 ・「継続」：現状維持
 ・「改善」：対象範囲、事業規模、実施方法等の変更（一部廃止、縮小を含む）
 ・「統合」：他事業と統合

予約が取りづらいとのご意見をいただくことがありますが、運転手の労働環境の改善や人手不足等が原因で、拡充は難しいため、現行のサービスを継続していきます。

評価対象			
事務事業名	障害者自動車活用支援事業	開始年度	昭和 52 年度
所属	保健福祉支援部障害者福祉課障害者事業運営係	種別	—
所管課長	保健福祉支援部障害者福祉課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(23) 障害者のゆたかで自立した地域での生活を支援する		
施策名	③ 地域における自立生活を支える仕組みづくり		

事業概要	
事業の目的	障害者が第一種自動車運転免許の取得、自動車の改造、福祉車両の購入に要する費用の一部を助成することにより、日常生活の利便と生活圏の拡大を図ることを目的としています。
事業の対象	区内に引き続き3か月以上居住している18歳以上の人で、次の全ての要件に該当する人 ①身体障害者手帳3級以上（歩行困難で、内部障害者4級以上あるいは、下肢または体幹5級以上）または、愛の手帳4度以上の交付を受けた人、本人の前年度分所得税額が40万円以下の人、運転免許適性試験合格者②下肢又は体幹等の障害者手帳の交付を受けた人、就労等に伴い自動車を改造する必要がある人、前年度所得が所得基準内の人③身体障害者手帳の交付を受けた常時車いす利用者、又は同居の親族で前年の所得が所得基準内の人
事業の概要	平成25年度から自動車運転免許取得費助成事業・自動車改造費助成事業・福祉車両購入費助成事業の3つをまとめて「障害者自動車活用支援事業」という名称となりました。 ①自動車運転免許取得費助成事業 教習所（練習所）入所料、技能・学科教習料、受験料・教材費及び廃棄量の限定介助に直接要する費用を対象とし、所得税に応じて164,000円まで助成します。所得制限があります。 ②自動車改造費助成事業 身体障害者が自ら運転する自動車の改造に要する費用の一部を助成します。 操行装置及び駆動装置の改造費用として、原則、対象者一人につき一台に限り、133,900円までを助成します。所得制限があります。 ③福祉車両購入費助成事業 身体障害者本人、又はその介護者等が車いす同乗用車両を購入する場合、その購入に要する費用の一部を助成します。所得制限があります。一件につき300,000円までを助成します。ただし、中古車両購入の場合は300,000円を限度として購入に要した費用の5分の1を助成します。
根拠法令等	障害者総合支援法（地域生活支援事業）①港区心身障害者自動車運転免許取得費助成事業運営要綱 ②港区身体障害者用自動車改造費助成事業実施要綱③港区福祉車両購入費助成事業実施要綱

【ステップ1】①事業継続の必要性に係る評価					
開始当時の背景・これまでの経緯	①は心身障害者の生活圏を拡大するため、②は身体障害者の社会復帰を促進するため、③は車いす使用者の生活圏を拡大するために事業を開始しました。				
評価	A 高い B どちらともいえない C 低い				
評価の着眼点	<table border="1"> <tr> <td>公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)</td> <td>◎</td> </tr> <tr> <td>今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)</td> <td>◎</td> </tr> </table>	公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)	◎	今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)	◎
公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)	◎				
今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)	◎				
①事業継続の必要性	◎				
①事業継続の必要性評価の理由	(歴史的役割を終えていないか、区の関与は必要か、代替可能な事業はないか) 障害者の社会参加を促すものであり、対象者を限定した真に必要な人に対する事業であるため、継続が必要であると考えます。				

【ステップ2】②事業の効果性・③事業の効率性に係る評価

②事業の効果性に係る評価

事業の成果	指標1	①自動車運転免許取得費助成受給者数(人)			指標2	②自動車改造費助成受給者数(人)			指標3	③福祉車両購入費助成受給者数(人)		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成29年度	2	1	50.0%	平成29年度	3	0	0.0%	平成29年度	1	1	100.0%
平成30年度	2	1	50.0%	平成30年度	1	0	0.0%	平成30年度	1	0	0.0%	
令和元年度	2	—	—	令和元年度	1	—	—	令和元年度	1	—	—	

指標から見た事業の成果
 該当者は少ないですが、真に必要な人が申請し、受給しています。

評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
②事業の効果性	◎		
②事業の効果性評価の理由	(事業の目的を実現できているか、区民のニーズに応える手段として妥当か) 車での移動が必要な方への支援になる事業で、対象者は少ないですが、効果は高い事業です。		

③事業の効率性に係る評価

事業費の状況	年度	予算状況の内訳(千円)								決算状況(千円)		
		当初予算額	一般財源割合	一般財源	国庫支出金	都支支出金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成29年度	898	100%	898	0	0	0	0	0	0	898	465	52%
平成30年度	764	100%	764	0	0	0	0	0	0	764	165	22%
令和元年度	764	100%	764	0	0	0	—	—	—	—	—	—

事業費から見た事業の状況
 申請の有無は、必要とする方が生じるかによって変わるため予測が難しく、執行率は低く出ています。

評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
③事業の効率性	◎		
③事業の効率性評価の理由	(費用対効果や受益者負担等の観点から、コストに見合う成果が得られているか) 真に必要な対象者が、受給し、日常のQOL(生活の質)の向上につながっているため、効率性も高いと考えます。		

【ステップ3】
総合評価

○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 統合 ○ 廃止

本事業に係る所管課の意見
 総合評価に係る具体的な理由(根拠)と来年度の実施内容(又は廃止後の対応)を記載します。
 ・「拡充」：レベルアップ
 ・「継続」：現状維持
 ・「改善」：対象範囲、事業規模、実施方法等の変更(一部廃止、縮小を含む)
 ・「統合」：他事業と統合

自動車は、身体障害者の移動手段として有効な手段であり、社会参加を促すことに寄与するため、必要な事業だと考えます。

評価対象			
事務事業名	知的障害者グループホーム支援	開始年度	平成 14 年度
所属	保健福祉支援部障害者福祉課障害者事業運営係	種別	—
所管課長	保健福祉支援部障害者福祉課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(23) 障害者のゆたかで自立した地域での生活を支援する		
施策名	③ 地域における自立生活を支える仕組づくり		

事業概要	
事業の目的	補助金の助成で、グループホームの港区内における整備を増進することにより、知的障害者の住み慣れた地域社会での自立とグループホームの安定的な運営を助長することを目的とします。
事業の対象	港区内のグループホームを運営する社会福祉法人、NPO法人
事業の概要	<p>次の補助金の交付をします。</p> <p>(1) グループホームの家賃、契約更新料及び空室時の補助に要する経費</p> <p>(2) 社会性を身につけるための外出時等の社会活動訓練に要する経費</p> <p>(3) 施設の防災、防犯に伴う設備の設置等に関わる経費</p> <p>(4) グループホームの創設又は改築に際して行った施設設備及び老朽設備の更新に関する経費</p>
根拠法令等	港区知的障害者グループホーム運営費等補助金交付要綱

【ステップ1】①事業継続の必要性に係る評価									
開始当時の背景・これまでの経緯	グループホームを運営する施設の家賃負担等を減らすことにより、入居者の経済的負担を減らし、事業者の安定的な施設運営や整備を促進することを目的として事業を開始しました。補助金の交付限度額や経費区分については、社会情勢や事業規模の変化に合わせ、現在のニーズに合致するよう、調整をしています。								
評価	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>A 高い</td> <td>B どちらともいえない</td> <td>C 低い</td> </tr> </table>		A 高い	B どちらともいえない	C 低い				
	A 高い	B どちらともいえない	C 低い						
評価の着眼点	<table border="1"> <tr> <td>公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)</td> <td>◎</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)</td> <td>◎</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)	◎			今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)	◎		
公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)	◎								
今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)	◎								
①事業継続の必要性	◎								
①事業継続の必要性評価の理由	(歴史的役割を終えていないか、区の関与は必要か、代替可能な事業はないか) 知的障害者の地域への移行を促すためにも、グループホームの運営に対し、継続した補助が必要です。港区は都心区であるため特別区の中でも家賃が高額であり、グループホーム入居者本人へ支払われる「知的障害者グループホーム家賃助成」を利用してもなお、入居者負担が大きいいため、本事業の継続が必要と考えます。								

【ステップ2】②事業の効果性・③事業の効率性に係る評価

②事業の効果性に係る評価

事業の成果	指標1	交付対象グループホーム			指標2	交付対象グループホーム利用者数			指標3			
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成29年度	6	7	116.7%	平成29年度	36	41	113.9%	平成29年度			
	平成30年度	6	7	116.7%	平成30年度	38	40	105.3%	平成30年度			
	令和元年度	7	—	—	令和元年度	45	—	—	令和元年度		—	—
指標から見た事業の成果	グループホームの整備を増進し、知的障害者の地域生活での自立を助長しています。											
評価	A 高い			B どちらともいえない						C 低い		
②事業の効果性	◎											
②事業の効果性評価の理由	(事業の目的を実現できているか、区民のニーズに応える手段として妥当か) 本事業により、入居者の経済的負担となる家賃額や社会活動費用を抑えることができ、住み慣れた地域での自立した生活の促進につながるため、効果があります。 また、事業者がグループホームの運営を安定して行うことができるため、効果があります。											

③事業の効率性に係る評価

予算状況の内訳(千円)													決算状況(千円)	
事業費の状況	年度	当初予算額	一般財源割合	一般財源	国庫支出金	都支出金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率		
													平成29年度	26,801
平成30年度	24,704	100%	24,704	0	0	0	406	0	25,110	22,875	91%			
令和元年度	25,693	100%	25,693	0	0	0	—	—	—	—	—			
事業費から見た事業の状況	区内グループホーム数の推移に合わせ、事業費を設定しています。													
評価	A 高い			B どちらともいえない						C 低い				
③事業の効率性	◎													
③事業の効率性評価の理由	(費用対効果や受益者負担等の観点から、コストに見合う成果が得られているか) 交付額については、グループホームの施設の借上げに要する家賃の実費をもとに算定しているため、コスト削減の余地は少ないと思われます。													

【ステップ3】
総合評価

○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 統合 ○ 廃止

本事業に係る所管課の意見	
総合評価に係る具体的な理由(根拠)と来年度の実施内容(又は廃止後の対応)を記載します。 ・「拡充」：レベルアップ ・「継続」：現状維持 ・「改善」：対象範囲、事業規模、実施方法等の変更(一部廃止、縮小を含む) ・「統合」：他事業と統合	区内のグループホーム運営については、都心区のため家賃等にかかる費用が大きく、安定したグループホーム運営を行うためには、区の助成が必要であると考えます。今後、増加が見込まれる設置・整備に対する需要にも、的確に対応していく必要があります。

【ステップ2】②事業の効果性・③事業の効率性に係る評価

②事業の効果性に係る評価

事業の成果	指標1	区内民設グループホーム数			指標2	区民が利用する区外グループホーム数			指標3	施設借上げ費を支給する利用者数(実人数)		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成29年度	2	3	150.0%	平成29年度	13	20	153.8%	平成29年度	20	28	140.0%
平成30年度	3	3	100.0%	平成30年度	17	22	129.4%	平成30年度	22	34	154.5%	
令和元年度	3	—	—	令和元年度	22	—	—	令和元年度	34	—	—	

指標から見た事業の成果
施設借上げ費については、グループホームの建物の賃借料等を補助することで、事業者の運営の安定を図っています。施設借上げ補助通じて、入居費が軽減されるため、入居者の経済的な負担が軽減されま

評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
②事業の効果性	◎		

②事業の効果性評価の理由
(事業の目的を実現できているか、区民のニーズに応える手段として妥当か)
精神科病院に社会的な理由で入院している精神障害者の地域への退院が進められており、グループホームはその退院先の選択肢の一つです。利用者数は増加しており、施設借上げ費の補助を行い、精神障害者の社会復帰を支援するためには効果のある事業です。

③事業の効率性に係る評価

予算状況の内訳(千円)											決算状況(千円)	
事業費の状況	年度	当初予算額	一般財源割合	一般財源	国庫支出金	都支出金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
	平成29年度	14,726	96%	14,194	0	0	532	3,656	0	18,382	17,073	93%
平成30年度	14,744	96%	14,212	0	0	532	2,062	0	16,806	15,760	94%	
令和元年度	19,214	97%	18,660	0	0	554	—	—	—	—	—	

事業費から見た事業の状況
平成30年度は、区内民設グループホーム数が増加したため、予算増となりました。令和元年度はこれらの傾向を踏まえ、事業費を設定しています。

評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
③事業の効率性	◎		

③事業の効率性評価の理由
(費用対効果や受益者負担等の観点から、コストに見合う成果が得られているか)
施設借上げ費等の補助により、グループホーム物件の家賃の確保が見込まれるため、安定的な運営をサポートできる点から効率的です。

【ステップ3】
総合評価

○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 統合 ○ 廃止

本事業に係る
所管課の意見

総合評価に係る具体的な理由(根拠)と来年度の実施内容(又は廃止後の対応)を記載します。

- ・「拡充」：レベルアップ
- ・「継続」：現状維持
- ・「改善」：対象範囲、事業規模、実施方法等の変更(一部廃止、縮小を含む)
- ・「統合」：他事業と統合

グループホームは、精神障害者が地域で自立した生活を送ることを支援する有効な手段で、今後ますます利用者が増加していくことが予想されます。区が、事業者に施設借上げ費を補助することで、精神障害者のグループホーム家賃負担が軽減されており、今後も事業を継続していくことが必要です。

評価対象			
事務事業名	知的障害者グループホーム家賃助成等	開始年度	平成 15 年度
所属	保健福祉支援部障害者福祉課障害者事業運営係	種別	—
所管課長	保健福祉支援部障害者福祉課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(23) 障害者のゆたかで自立した地域での生活を支援する		
施策名	③ 地域における自立生活を支える仕組みづくり		

事業概要	
事業の目的	知的障害者グループホーム（以下「グループホーム」という。）入居者が、安定し、自立した生活を送れるよう、入居者に対し、家賃助成を行うとともに、グループホーム（障害者総合支援法に基づく共同生活援助事業を行っていないグループホームに限る。）の運営費を補助します。
事業の対象	(1)グループホーム入居者への家賃助成 グループホームに入居している愛の手帳を受けている港区民で、月額所得額が97,000円未満の人 (2)グループホームの運営に要する助成 障害者総合支援法に基づく共同生活援助事業を行っていないグループホームの運営事業者
事業の概要	(1) グループホームに入居する知的障害者が、安定した生活を送れるよう家賃助成をします。 ①障害者総合支援法に基づくグループホームに入居している人で、所得月額73,000円未満の人の家賃助成限度額は、月額24,000円（国の特定障害者特別給付費月額10,000円を含む）。ただし、家賃の額が24,000円を下回る場合はその額とします。 ②障害者総合支援法に基づくグループホームに入居している人で、所得月額73,000円以上97,000円未満の人の家賃助成限度額は、月額12,000円（国の特定障害者特別給付費月額10,000円を含む）。ただし、家賃の額が12,000円を下回る場合はその額とします。 ③障害者総合支援法に基づかないグループホームに入居している人については、①②と同様の家賃助成額を支給しています。ただし、国の特定障害者特別給付費月額は10,000円は支給されず、区単独経費で支出します。 (2) グループホームに運営費補助することにより、知的障害者の安定した生活の確保を図ります。 障害者総合支援法に基づく共同生活援助事業を行っていないグループホームを運営する費用として、入居者1人当たり日額3,100円を補助します。
根拠法令等	港区知的障害者グループホーム運営要綱

【ステップ1】①事業継続の必要性に係る評価									
開始当時の背景・これまでの経緯	知的障害者グループホーム入居者が、安定し、自立した生活を送るために事業を開始しました。家賃助成算定基準額は、「東京都障害者グループホーム支援事業取扱要領」に基づき算出し、実施をしています。								
評価	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>A 高い</td> <td>B どちらともいえない</td> <td>C 低い</td> </tr> </table>		A 高い	B どちらともいえない	C 低い				
	A 高い	B どちらともいえない	C 低い						
評価の着眼点	<table border="1"> <tr> <td>公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)</td> <td></td> <td>◎</td> <td></td> </tr> <tr> <td>今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)</td> <td>◎</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)		◎		今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)	◎		
公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)		◎							
今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)	◎								
①事業継続の必要性	◎								
①事業継続の必要性評価の理由	(歴史的役割を終えていないか、区の関与は必要か、代替可能な事業はないか) 現時点では東京都障害者グループホーム支援事業取扱要綱に基づき、グループホーム入居者で所得要件を満たす対象者に助成しています。総合支援法に基づく「特定障害者特別給付費（非課税のグループホーム入居者への家賃助成として月額10,000円を支給する制度）」と本事業との合計24,000円の家賃助成が受けられ、知的障害者が地域で自立した生活を送る一助となっています。								

【ステップ2】②事業の効果性・③事業の効率性に係る評価

②事業の効果性に係る評価

事業の成果	指標1	家賃助成受給者数(人)			指標2	運営費助成件数(件)			指標3	当初予定	実績	達成率
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率				
	平成29年度	33	54	163.6%	平成29年度	1	1	100.0%	平成29年度			
	平成30年度	48	52	108.3%	平成30年度	1	1	100.0%	平成30年度			
	令和元年度	65	—	—	令和元年度	1	—	—	令和元年度		—	—
指標から見た事業の成果	・平成30年度の家賃助成受給者数は、当初予定を上回る増加となっています。 ・運営費助成件数は、横ばいとなっています。											

評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
②事業の効果性	◎		
②事業の効果性評価の理由	(事業の目的を実現できているか、区民のニーズに応える手段として妥当か) 入居者の所得状況に応じて支給する家賃助成は、費用負担を軽減することができるため効果的ですが、グループホームに入居せず生活をする障害者との経済格差が生じます。		

③事業の効率性に係る評価

事業費の状況	年度	予算状況の内訳(千円)								決算状況(千円)		
		当初予算額	一般財源割合	一般財源	国庫支出金	都支出金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
	平成29年度	5,575	100%	5,575	0	0	0	1,557	0	7,132	6,459	91%
	平成30年度	7,473	100%	7,473	0	0	0	271	0	7,744	7,667	99%
	令和元年度	9,647	100%	9,647	0	0	0	—	—	—	—	—
事業費から見た事業の状況	家賃助成受給者数は大きく変動していませんが、月額がより大きい受給対象者が増加したため、事業費は増加しています。											

評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
③事業の効率性	◎		
③事業の効率性評価の理由	(費用対効果や受益者負担等の観点から、コストに見合う成果が得られているか) 毎年の税の更新に伴い、対象者へ収入調査を実施しています。所得や控除対象経費が自己申告制となる部分が多く、煩雑な確認作業や追加資料の依頼が対象者への負担となり、効率的ではない部分があります。		

【ステップ3】
総合評価

○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 統合 ○ 廃止

本事業に係る所管課の意見	
総合評価に係る具体的な理由(根拠)と来年度の実施内容(又は廃止後の対応)を記載します。 ・「拡充」：レベルアップ ・「継続」：現状維持 ・「改善」：対象範囲、事業規模、実施方法等の変更(一部廃止、縮小を含む) ・「統合」：他事業と統合	本事業によりグループホーム入居者の経済的負担は減少しますが、自立のためにグループホームではない一般の借家に住む人や、施設入所者に対する類似の事業がないことから、これらの者と経済的格差が生じていると考えられます。現在の家賃助成利用者が50名近くいることから、今年度中の事業改善は困難ですが、今後、受給者の所得状況と生活に必要な経費を分析し、東京都・国の動向を鑑みて、家賃助成算定基準額や助成額の縮小を視野に入れた見直しを行う必要があります。

評価対象

事務事業名	高次脳機能障害理解促進	開始年度	平成 22 年度
所属	保健福祉支援部障害者福祉課精神障害者担当	種別	—
所管課長	保健福祉支援部障害者福祉課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(23) 障害者のゆたかで自立した地域での生活を支援する		
施策名	④ 障害者が安心して暮らせる社会の実現		

事業概要

事業の目的	高次脳機能障害は、病気や交通事故等さまざまな原因で、脳に部分的に損傷を受けたために現れる、言語や記憶等の機能障害を指します。外見から障害があることが分かりづらい場合があるため、周囲の理解が得られにくく、家族が抱え込んでしまう等さまざまな問題が生じることがあります。そこで、障害保健福祉センター等の関係機関と連携を図り、相談支援を行うとともに、講演会等の開催により高次脳機能障害への理解を促進することを目的とします。
事業の対象	高次脳機能障害者、介護する家族、一般区民、支援者等
事業の概要	<p>①相談支援 当事者、家族等からの個別の相談に応じ、適切な指導又は助言を行うとともに、情報提供を行います。区では、各地区総合支所、みなと保健所、障害保健福祉センター、地域活動支援センター等で高次脳機能障害の相談に応じています。また、月1回、障害保健福祉センターにて、当事者相談会を行います。</p> <p>②啓発事業 専門家や家族会代表者等による当事者・家族・一般区民向け講演会を実施します。</p> <p>③家族会支援等 講演会や研修会の会場で、講演会参加者を中心に結成された高次脳機能障害者の家族会「みなと高次脳」の紹介と参加の呼びかけを行うなど、家族会活動を支援します。</p> <p>④支援者向け研修会 家族、障害福祉サービス事業者、介護事業者等高次脳機能障害者の援助をしている方を対象に、高次脳機能障害の専門医による講習と支援の事例報告を内容とする研修会を実施します。</p> <p>⑤社会復帰支援 障害保健福祉センターにて、高次脳機能障害者を対象とした機能訓練を実施します。</p>
根拠法令等	東京都区市町村高次脳機能障害者支援促進事業実施要綱 東京都区市町村高次脳機能障害者支援促進事業補助金交付要綱

【ステップ1】①事業継続の必要性に係る評価

開始当時の背景・これまでの経緯	平成22年11月、高次脳機能障害への理解促進するための第一段階として家族及び関心のある区民を対象に「講演会」を実施しました。翌23年度以降は、講演会及び家族相談交流会を年3回実施、平成26年度には「研修会」、28年度には月1回の「相談会」も事業に加わりました。当初、区民対象としていましたが、近隣区からの要望や相談する場がないことから、区民と限らず対象としました。毎年、事業内容を工夫したことにより、高次脳機能障害理解促進事業が定着しています。		
評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
評価の着眼点	公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)	◎	
	今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)	◎	
①事業継続の必要性	◎		
①事業継続の必要性評価の理由	(歴史的役割を終えていないか、区の関与は必要か、代替可能な事業はないか) 相談会件数は、30年度は18件でした。高次脳機能障害と診断された当事者やご家族の不安や今後の生活等の相談を直接受けることにより、障害に関する理解や方法などを得る機会となっています。医療機関や相談支援事業所からの紹介で相談を希望する方も年々増加していることから、継続的に実施する必要があります。		

【ステップ2】②事業の効果性・③事業の効率性に係る評価

②事業の効果性に係る評価

事業の成果	指標1	相談支援（相談件数）			指標2	支援者研修（参加者数）			指標3	機能訓練（年間利用者数）		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成29年度	—	—	—	平成29年度	140	170	121.4%	平成29年度	—	—	—
	平成30年度	20	18	90.0%	平成30年度	180	278	154.4%	平成30年度	200	218	109.0%
令和元年度	25	—	—	令和元年度	200	—	—	令和元年度	220	—	—	
指標から見た事業の成果		支援者・障害当事者が発表者になった研修会では、事業所の職員等の支援者・障害者本人やその家族が、事例を通じて支援方法を学ぶことができました。 事業に関する周知については、区内施設や関係機関、病院、区内交通機関駅構内にポスター掲示の依頼をしたことにより、前年度よりも参加人数が増加しました。										
評価		A 高い			B どちらともいえない			C 低い				
②事業の効果性												
②事業の効果性評価の理由		（事業の目的を実現できているか、区民のニーズに応える手段として妥当か） 東京都障害者センター等で相談事業実績のある区内NPO団体に事業委託することで、医師や他団体の専門家活用等、有効な事業を行えています。講演会や相談会につなげるため、継続的に周知していく必要があります。										

③事業の効率性に係る評価

		予算状況の内訳（千円）								決算状況（千円）		
事業費の状況	年度	当初予算額	一般財源割合	一般財源	国庫支出金	都支出金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
	平成29年度	1,368	0%	0	0	1,012	356	54	0	1,422	1,404	99%
	平成30年度	1,368	0%	0	0	1,012	356	90	0	1,458	1,450	99%
	令和元年度	1,376	0%	0	0	1,012	364	—	—	—	—	—
事業費から見た事業の状況		平成30年度は、MTBI（軽度外傷性脳損傷）の周知啓発用パンフレットを増刷する必要が生じたため、流用しました。										
評価		A 高い			B どちらともいえない			C 低い				
③事業の効率性												
③事業の効率性評価の理由		（費用対効果や受益者負担等の観点から、コストに見合う成果が得られているか） 障害に関する地域の相談窓口の1つである障害保健福祉センターを活用することで、相談から機能訓練、障がい者福祉事業団と連携ができ、効率的な相談を行えています。今後は、情報共有・提供の場を検討していく必要があります。										

**【ステップ3】
総合評価**

拡充
 継続
 改善
 統合
 廃止

本事業に係る所管課の意見

総合評価に係る具体的な理由（根拠）と来年度の実施内容（又は廃止後の対応）を記載します。

- ・「拡充」：レベルアップ
- ・「継続」：現状維持
- ・「改善」：対象範囲、事業規模、実施方法等の変更（一部廃止、縮小を含む）
- ・「統合」：他事業と統合

講演会や研修会等の事業を通じて、一般に理解が得られにくい高次脳機能障害について、家族・支援者・区民の理解が得られるという効果がみられているため、継続して実施します。

区は、当事業を通じて結成された家族会等を支援すると共に、支援に関わる事業者や機関の連携を図り、より良い支援を続ける必要があります。

平成30年度より、高次脳機能障害者が障害保健福祉センターでの機能訓練の対象となりました。利用者が安心して訓練を受けられるよう引き続き周知し、利用を促進します。

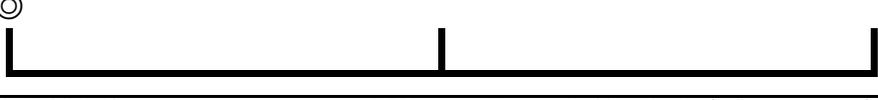
評価対象

事務事業名	重症心身障害者通所事業	開始年度	平成 21 年度
所属	保健福祉支援部障害者福祉課発達障害者担当	種別	—
所管課長	保健福祉支援部障害福祉課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(23) 障害者のゆたかで自立した地域での生活を支援する		
施策名	③ 地域における自立生活を支える仕組みづくり		

事業概要

事業の目的	在宅の重症心身障害者等に対し、通所の方法により地域での生活に必要な支援を行うことによつて、重症心身障害者等の福祉の向上を図ります。
事業の対象	区内に住所を有する在宅の重症心身障害者、特別支援学校を卒業した者、または障害の程度が重度で一定の医療的ケアを必要とするために心身障害者通所施設等に通所できない者とします。
事業の概要	<p>港区重症心身障害者通所事業は、東京都の当事業要領に基づき、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の法内事業として実施します。既存事業である新橋はつつ太陽に「あおぞら」として、社会福祉法人長岡福祉協会に事業運営を委託しています。以下に挙げる内容とします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 医療的ケアの実施 2 理学療法、作業療法及び言語療法による機能回復訓練 3 日常生活における基本的動作訓練 4 集団生活への適応等の訓練 5 家族等の相談に応じ、必要な助言及び支援 6 車両による送迎 <p>定員 1日 5名 通所方法 対象者の心身の状態により、週2～5日と通所日を曜日固定している。</p>
根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、東京都重症心身障害児（者）通所事業実施要領、障害者施策推進区市町村包括補助事業実施要綱、港区重症心身障害者通所事業運営要綱、港区重症心身障害児（者）通所事業補助金交付要綱、港区重症心身障害者利用判定委員会設置要綱

【ステップ1】①事業継続の必要性に係る評価

開始当時の背景・これまでの経緯	平成20年度より、在宅の重症心身障害者（医療的ケアが必要な者を含む）の日中活動の場の運営のため開始しました。障害者総合支援法内の事業であり、障害者支援施設新橋はつつ太陽を活用し、社会福祉法人長岡福祉協会		
評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
評価の着眼点 公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)	◎ 		
今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)	◎ 		
①事業継続の必要性	◎ 		
①事業継続の必要性評価の理由	(歴史的役割を終えていないか、区の関与は必要か、代替可能な事業はないか) 障害者総合支援法内の事業のため、各都道府県、市町村で行われています。		

【ステップ2】②事業の効果性・③事業の効率性に係る評価

②事業の効果性に係る評価

事業の成果	指標1	利用者数(実数)			指標2	医療的ケア実施者数(実数)			指標3			
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成29年度	6	6	100.0%	平成29年度	6	6	100.0%	平成29年度			
	平成30年度	6	6	100.0%	平成30年度	6	6	100.0%	平成30年度			
	令和元年度	7	—	—	令和元年度	6	—	—	令和元年度		—	—

指標から見た事業の成果
特別支援学校高等部を卒業後に、本通所事業に繋がっています。今後も卒業生の希望者が見込まれます。

評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
②事業の効果性	◎		
②事業の効果性評価の理由	(事業の目的を実現できているか、区民のニーズに応える手段として妥当か) 登録者は全員、医療的ケアが必要な人です。医療的なケアと専門性の高い生活介護事業の充実が求められており、妥当です。		

③事業の効率性に係る評価

事業費の状況	年度	予算状況の内訳(千円)								決算状況(千円)		
		当初予算額	一般財源割合	一般財源	国庫支出金	都支出金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
	平成29年度	38,623	67%	25,942	0	12,681	0	0	0	38,623	38,596	100%
	平成30年度	47,006	44%	20,868	0	14,208	11,930	0	0	47,006	46,856	100%
	令和元年度	47,145	37%	17,401	0	17,128	12,616	—	—	—	—	—

事業費から見た事業の状況
医療的ケアなど専門性の高い職員を配置するため増額になっています。包括補助費の歳入を得ています。

評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
③事業の効率性	◎		
③事業の効率性評価の理由	(費用対効果や受益者負担等の観点から、コストに見合う成果が得られているか) 登録者は全員が重症心身障害者であり医療的ケアが必要な人です。民間事業所における運営が厳しく、なかなか増えてこない中で、通所先として継続することは必要です。		

【ステップ3】
総合評価

○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 統合 ○ 廃止

本事業に係る
所管課の意見

総合評価に係る具体的な理由(根拠)と来年度の実施内容(又は廃止後の対応)を記載します。
・「拡充」：レベルアップ
・「継続」：現状維持
・「改善」：対象範囲、事業規模、実施方法等の変更(一部廃止、縮小を含む)
・「統合」：他事業と統合

重症心身障害者は、障害の程度が重度であり、医療的ケアが必要な利用者が多いため、ある程度のハード・ソフト両面の整った環境が必要です。そのため、地域での居場所は限られ、家族にとっては介護負担の増強が心配されます。現事業を継続するとともに、今後迎える特別支援学校高等部卒業生に対し、準備を進める必要があります。

【ステップ2】②事業の効果性・③事業の効率性に係る評価

②事業の効果性に係る評価

事業の成果	指標1	就労支援拠点における精神障害者の従事者数			指標2	カフェ フェアリーチェ利用者勤務時間【平均時間】			指標3			
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成29年度	26	26	100.0%	平成29年度	—	—	—	平成29年度			
	平成30年度	28	25	89.3%	平成30年度	1.4	1.3	92.9%	平成30年度			
	令和元年度	28	—	—	令和元年度	1.4	—	—	令和元年度		—	—
指標から見た事業の成果	みなと保健所内喫茶軽食コーナー「カフェ フェアリーチェ」15名、あいは一と・みなとの日常清掃業務10名、合わせて25名でした。年間を通して、季節の変化等もあるため3月の人数は「カフェ フェアリーチェ」は13名に減少しました。											
評価	A 高い			B どちらともいえない						C 低い		
②事業の効果性	◎											
②事業の効果性評価の理由	(事業の目的を実現できているか、区民のニーズに応える手段として妥当か) 様々な手段を活用して、精神障害者の就労の場や機会を提供出来ています。就労形態に関しては、精神障害の特性から短時間就労や就労日数の調整をするなど、個々に合わせているため、就労の意欲にも繋がっています。											

③事業の効率性に係る評価

予算状況の内訳（千円）												決算状況（千円）	
事業費の状況	年度	当初予算額	一般財源割合	一般財源	国庫支出金	都支出金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率	
		平成29年度	4,746	0%	0	0	0	4,746	0	0	4,746	4,745	100%
平成30年度	5,126	0%	0	0	0	5,126	0	0	5,126	4,900	96%		
令和元年度	2,446	0%	0	0	0	2,446	—	—	—	—	—		
事業費から見た事業の状況	平成31年3月から浜松町の仮施設に移転し、部屋の平米数に変更があったため、平成30年度の3月分のみ請求額に変更がありました。また、仮施設の使用が令和3年3月までのため、令和元年度予算は大幅に下がっています。												
評価	A 高い			B どちらともいえない						C 低い			
③事業の効率性	◎												
③事業の効率性評価の理由	(費用対効果や受益者負担等の観点から、コストに見合う成果が得られているか) 補助事業や給付事業の活用が出来ています。就労意欲のある者への就労の場の提供や支援方法の検討が必要と考えられます。												

**【ステップ3】
総合評価**

○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 統合 ○ 廃止

本事業に係る所管課の意見	精神障害者の就労の拠点を整備するとともに、業務委託を通じて就労の場を提供することにより、一般就労にが困難な精神障害者に対して、日中の活動の機会を提供し、精神障害者の地域生活を充実する効果があります。いずれの事業も登録者数や利用定数を満たしており、区民のニーズは高いと判断します。 また、平成30年度から精神障害者も法定雇用率の算定対象となる等、労働環境の改善も進んでいます。すぐに雇用には結びつかない障害者も多数存在するため、障害者の就労支援の場を確保する目的は妥当です。 引き続き、民間事業所との連携を強化し、適宜、支援を行う必要があります。
総合評価に係る具体的な理由（根拠）と来年度の実施内容（又は廃止後の対応）を記載します。 ・「拡充」：レベルアップ ・「継続」：現状維持 ・「改善」：対象範囲、事業規模、実施方法等の変更（一部廃止、縮小を含む） ・「統合」：他事業と統合	

評価対象			
事務事業名	障害者就労支援事業所設備整備等補助	開始年度	平成 29 年度
所属	保健福祉支援部障害者福祉課障害者支援係	種別	29新規
所管課長	保健福祉支援部障害者福祉課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(23) 障害者のゆたかで自立した地域での生活を支援する		
施策名	④ 障害者が特性に応じて就労できる仕組みづくり		

事業概要	
事業の目的	障害者総合支援法に規定する就労移行支援事業所又は就労継続支援事業所における生産性の向上や新たな販路拡大のために行う設備整備等に要する経費について、予算の範囲内で補助することで、障害者の就労機会を拡大し、安定した就労環境の整備を図ります。
事業の対象	区内に所在する就労移行支援事業所又は就労継続支援事業所（いずれも障害者総合支援法第36条第1項の規定により、東京都知事が指定するサービス事業所）であって、港区に居住する障害者が在籍している事業所を運営する法人
事業の概要	上記対象事業所に対し、次のいずれかに該当する経費を補助することで、各事業所の生産性の向上や新たな販路拡大を促進し、障害者の就労機会の拡大と安定した就労環境の整備を図り、工賃向上を目指します。 (1) 生産性の向上、新たな販路拡大等のために行う設備整備 (2) 知識又は技能の習得若しくは売上げの向上等のために行う研修や相談等 (3) 商品の魅力向上、販路拡大等のために行う販売促進 ※補助対象経費（上限1,000万円）の4分の3（上限750万円）を補助する。
根拠法令等	港区障害者就労支援事業所設備整備等補助金交付要綱

【ステップ1】①事業継続の必要性に係る評価									
開始当時の背景・これまでの経緯	平成28年4月、障害者差別解消法の施行がされ、同時に障害者雇用促進法が改正されました。これにより、雇用分野における障害者差別が禁止されるなど、障害者雇用を取り巻く環境が多く変化しており、区は、これまで以上に、障害者が住み慣れた地域で、必要な支援を受けながら、自立して過ごすことが出来る生活環境を整備することが求められています。 障害者が自らの能力を最大限発揮し、適正に応じて安定的に働くことが出来るよう、地域で働き続けることの多い就労継続支援事業所においては、作業メニューの充実や生産性を高め、工賃向上を目指せる事業展開を、作業スキルを身に付けて一般就労に繋いでいく就労移行支援事業所においては、障害特性に合った個別指導の充実と就労後の定着支援の強化を図る必要があります。								
評価	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>A 高い</td> <td>B どちらともいえない</td> <td>C 低い</td> </tr> </table>		A 高い	B どちらともいえない	C 低い				
	A 高い	B どちらともいえない	C 低い						
評価の着眼点	<table border="1"> <tr> <td>公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)</td> <td>◎</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)</td> <td>◎</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)	◎			今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)	◎		
公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)	◎								
今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)	◎								
①事業継続の必要性	◎								
①事業継続の必要性評価の理由	(歴史的役割を終えていないか、区の関与は必要か、代替可能な事業はないか) 多くの就労移行支援事業所及び就労継続支援事業所では、事業運営費等の面から、就労メニューの充実化や生産性を高めるための設備整備資金の捻出が難しい、という現状があります。設備整備等に係る経費やを区が補助することで、新たな就労メニューを取り入れることが出来るようになり、就労機会の拡大や、安定した就労環境の整備等が図れていると思いますので、本事業は今後も必要であると考えます。								

【ステップ2】②事業の効果性・③事業の効率性に係る評価

②事業の効果性に係る評価

事業の成果	指標1	補助金額（千円）			指標2	補助件数			指標3	補助による効果が見られた事業所数		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成29年度	15,000	2,798	18.7%	平成29年度	2	3	150.0%	平成29年度	2	3	150.0%
	平成30年度	1,500	2,762	184.1%	平成30年度	2	4	200.0%	平成30年度	2	4	200.0%
	令和元年度	2,000	—	—	令和元年度	2	—	—	令和元年度	2	—	—

指標から見た事業の成果
 事業開始当初の想定よりも少額での申請が多くなっていますが、申請件数は想定よりも多くなっています。補助金を活用したことで、新たな仕事を獲得するための設備を購入することができ、就労メニューの充実化や工賃の向上に繋がっています。

評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
②事業の効果性	◎		

②事業の効果性評価の理由
 （事業の目的を実現できているか、区民のニーズに応える手段として妥当か）
 補助金の活用により、①ミシンを購入し、商店街のフラッグを活用したフラッグバッグの作成。区内各所で販売することが出来た。②電線剥離機を3事業所が購入出来たことで、みなとりサイクル清掃事務所から電線剥離作業を受注出来た等、各事業所での仕事の拡大と工賃向上に繋がっています。

③事業の効率性に係る評価

事業費の状況	年度	予算状況の内訳（千円）									決算状況（千円）	
		当初予算額	一般財源割合	一般財源	国庫支出金	都支出金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
	平成29年度	15,000	0%	0	0	0	15,000	0	0	15,000	2,798	19%
	平成30年度	1,500	0%	0	0	0	1,500	1,670	0	3,170	2,762	87%
	令和元年度	2,000	0%	0	0	0	2,000	—	—	—	—	—

事業費から見た事業の状況
 29年度、30年度ともに、複数事業所から申請を受け付けており、需要はあるものと考えていますが、補助額について、事業開始前の想定よりも少額での申請となっています。これは、上限額いっぱいまで申請した場合、補助額は750万円ですが、残りの自己負担分の負担も厳しいということが就労支援施設の現状であると考えます。

評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
③事業の効率性	◎		

③事業の効率性評価の理由
 （費用対効果や受益者負担等の観点から、コストに見合う成果が得られているか）
 補助金の活用により、仕事の拡大を図ったことで、売上や工賃向上が図られています。また、補助金を活用して開催した研修会は、開催した事業所だけでなく、区内の他事業所も参加可能としたことや、購入した機材は区内他事業所への貸し出しをしてもらうこと等、区内事業所全体の就労支援に活用されています。

【ステップ3】
総合評価

○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 統合 ○ 廃止

本事業に係る所管課の意見	補助金を活用し、新たな仕事を獲得するための設備等を購入することで、新しい仕事を受注することができ、工賃向上や就労メニューの充実化を図ることが出来ています。 就労メニューを充実することは、重度心身障害者が就労の場を得ることや、働く場の選択肢が広がることにも繋がりますので、今後も、障害者の就労の場を拡大と安定した就労環境を整備し、さらなる工賃向上を目指すため、継続して実施する必要があると考えます。
総合評価に係る具体的な理由（根拠）と来年度の実施内容（又は廃止後の対応）を記載します。 ・「拡充」：レベルアップ ・「継続」：現状維持 ・「改善」：対象範囲、事業規模、実施方法等の変更（一部廃止、縮小を含む） ・「統合」：他事業と統合	

No 235

令和元年度 港区事務事業評価シート

評価対象

事務事業名	障害者サービス提供事業者育成事業	開始年度	平成 23 年度
所属	保健福祉支援部障害者福祉課障害者支援係	種別	—
所管課長	保健福祉支援部障害者福祉課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(23) 障害者のゆたかで自立した地域での生活を支援する		
施策名	⑤ サービスの質の確保・向上		

事業概要

事業の目的	障害者サービス提供事業者及び障害者ホームヘルプサービス従事者等を対象として、障害者福祉の知識普及や介護技術の向上を目的に実施します。
事業の対象	港区在住・在勤の障害児・者を支援している人
事業の概要	①障害児・者を支援している事業所の職員、家族等への研修 (障害者関係の事業所等で障害者・児を支援しているスタッフや家庭で障害者を介護している区民・その他障害者福祉に関心のある区民を対象) ②特定医療に関する喀痰吸引等の実施可能な第3号研修 平成25年度まで区で研修を開催。平成26年度からさくら会で開催する研修の受講料の一部を助成
根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 地域生活支援事業実施要綱

【ステップ1】①事業継続の必要性に係る評価

開始当時の背景・これまでの経緯	平成19年より障害者福祉の知識の普及や介護技術の向上のための研修を行っています。また、法人後見実施のための研修については、地域生活支援事業のうち区市町村が必ず実施しなければならない必須事業として位置づけられており、障害者の権利擁護に寄与しています。 特定医療に関する喀痰吸引等の実施可能な第3号研修は、平成25年度まで区で研修を開催していましたが、平成26年度からさくら会で開催する研修の受講料の一部を助成しています。		
評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
評価の着眼点 公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)	◎		
今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)	◎		
①事業継続の必要性	◎		
①事業継続の必要性 評価の理由	(歴史的役割を終えていないか、区の関与は必要か、代替可能な事業はないか) 福祉施設での職員の資質向上が課題となっている現状では、さらに必要性が高まっています。		

【ステップ2】②事業の効果性・③事業の効率性に係る評価

②事業の効果性に係る評価

事業の成果	指標1	実施回数			指標2	参加者数			指標3	三号研修参会者数		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成29年度	8	8	100.0%	平成29年度	280	321	114.6%	平成29年度	15	2	13.3%
	平成30年度	8	8	100.0%	平成30年度	280	324	115.7%	平成30年度	8	8	100.0%
	令和元年度	8	—	—	令和元年度	280	—	—	令和元年度	7	—	—

指標から見た事業の成果
 研修の参加により、障害児・者への理解を促進し、住みやすい社会の創出に貢献しています。介護職による特定医療の介護が可能となる研修の随時実施により、ヘルパーによる経度な医療的ケアの実施が可能な環境ができています。

評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
②事業の効果性	◎		
②事業の効果性評価の理由	(事業の目的を実現できているか、区民のニーズに応える手段として妥当か) 区民ニーズに対応して実施し、障害者の理解を深めることに寄与しています。さらに、研修の内容を充実させるために、今後は障害保健福祉センターの地域活動支援センターに移管し、事業を実施してまいります。		

③事業の効率性に係る評価

予算状況の内訳（千円）											決算状況（千円）	
事業費の状況	年度	当初予算額	一般財源割合	一般財源	国庫支出金	都支出金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
		平成29年度	1,134	66%	749	13	6	366	0	0	1,134	464
	平成30年度	742	0%	0	13	6	723	0	0	742	727	98%
	令和元年度	741	0%	0	0	0	741	—	—	—	—	—

事業費から見た事業の状況
 平成30年度予算において、適切な予算規模の要求としたため、執行率が改善しました。

評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
③事業の効率性	◎		
③事業の効率性評価の理由	(費用対効果や受益者負担等の観点から、コストに見合う成果が得られているか) 受講者数は年々増加し、ヘルパーの知識向上や、障害への理解を深めることに寄与しています。一方、研修等の調整については、職員の労力を多く費やしている状況であり、今後は障害保健福祉センターの地域活動支援センターに移管し、事業を実施してまいります。		

【ステップ3】
総合評価

○ 拡充 ○ 継続 ● 改善 ○ 統合 ○ 廃止

本事業に係る所管課の意見	研修等を通じて、障害者が地域で豊かに生活していける環境づくりや、区民の障害への理解が深まっており、事業を継続する必要があります。 ①障害児・者を支援している人への研修については、事務の効率化及び内容の充実を図るため、障害保健福祉センターの地域活動支援センターに移管し、事業を実施してまいります。 また、②専門的な研修に対する補助については、不足している視覚障害者への同行援護のヘルパーに係る研修に対して補助をすることにより、サービス提供事業者を支援してまいります。
総合評価に係る具体的な理由（根拠）と来年度の実施内容（又は廃止後の対応）を記載します。 ・「拡充」：レベルアップ ・「継続」：現状維持 ・「改善」：対象範囲、事業規模、実施方法等の変更（一部廃止、縮小を含む） ・「統合」：他事業と統合	

No 236

令和元年度 港区事務事業評価シート

評価対象			
事務事業名	障害福祉サービス事業所等防犯体制整備支援事業	開始年度	平成 29 年度
所属	保健福祉支援部障害者福祉課障害者福祉係	種別	29新規
所管課長	保健福祉支援部障害者福祉課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(23) 障害者のゆたかで自立した地域での生活を支援する		
施策名	① 障害者が安心して暮らせる社会の実現		

事業概要	
事業の目的	区内の障害福祉サービス事業又は障害児通所支援事業を行う者に対し、障害福祉サービス事業所等防犯体制整備支援事業補助金を交付することにより、障害福祉サービスの利用者等の安全の確保に資することを目的とする。
事業の対象	(1) 区内で障害福祉サービス又は障害児通所支援事業を営む事業者のうち、障害者又は障害児が日常的に日中の間通所するサービスを提供するもの (2) 区内で障害者又は障害児に対して夜間における支援サービスを提供する事業者
事業の概要	防犯カメラの設置工事費用又は不審者の侵入経路となる窓ガラスを防犯用の強化ガラスへの交換工事に要する費用の4分の3の額を補助します。
根拠法令等	港区障害福祉サービス事業所等防犯体制整備支援事業補助金交付要綱

【ステップ1】①事業継続の必要性に係る評価									
開始当時の背景・これまでの経緯	平成28年7月26日未明に発生した相模原障害者施設殺傷事件による悲惨な被害状況を踏まえ、このような痛ましい事件を区内でも発生させることの無いよう、区内の障害福祉サービス事業を行うもの又は障害児通所支援事業を行うものに対し、防犯体制を整備するための経費を補助する制度を臨時的に整備しました。								
評価	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>A 高い</td> <td>B どちらともいえない</td> <td>C 低い</td> </tr> </table>		A 高い	B どちらともいえない	C 低い				
	A 高い	B どちらともいえない	C 低い						
評価の着眼点	<table border="1"> <tr> <td>公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)</td> <td>◎</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)</td> <td></td> <td></td> <td>◎</td> </tr> </table>	公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)	◎			今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)			◎
公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)	◎								
今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)			◎						
①事業継続の必要性	◎								
①事業継続の必要性評価の理由	(歴史的役割を終えていないか、区の関与は必要か、代替可能な事業はないか) 平成28年7月に発生した相模原障害者施設殺傷事件受け区内でも発生させることの無いよう始まった事業であり、速やかに整備することが求められていました。事件から3年が経ち、防犯体制の整備が進んでおり、ニーズは低いと考えられます。								

【ステップ2】②事業の効果性・③事業の効率性に係る評価

②事業の効果性に係る評価

事業の成果	指標1	防犯・監視カメラ補助申請者数			指標2	防犯ガラス交換工事補助申請事業者数			指標3	当初予定	実績	達成率
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率				
	平成29年度	12	5	41.7%	平成29年度	10	0	0.0%	平成29年度			
	平成30年度	1	1	100.0%	平成30年度	1	0	0.0%	平成30年度			
	令和元年度	1	—	—	令和元年度	1	—	—	令和元年度		—	—
指標から見た事業の成果	防犯・監視カメラについては、平成30年度は予定どおり1件申請がありましたが、平成29年は達成率が低くなっています。また、防犯ガラス交換工事については、事業を開始した平成29年度から申請が0件です。これらのことから補助制度の効果性は低いと考えられます。											
評価	A 高い			B どちらともいえない			C 低い					
②事業の効果性												
②事業の効果性評価の理由	(事業の目的を実現できているか、区民のニーズに応える手段として妥当か) 既に防犯体制の整備が進んでいることから、事業者からのニーズが低くなっています。											

③事業の効率性に係る評価

予算状況の内訳 (千円)												決算状況 (千円)	
事業費の状況	年度	当初予算額	一般財源割合	一般財源	国庫支出金	都支出金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率	
		平成29年度	0	—	0	0	0	0	0	18,104	18,104	2,260	12%
	平成30年度	1,641	0%	0	0	820	821	-1,002	0	639	639	100%	
	令和元年度	821	0%	0	0	410	411	—	—	—	—	—	
事業費から見た事業の状況	事業費は年々縮小傾向にあります。その要因として、多くの事業所で整備されていることが推測できます。												
評価	A 高い			B どちらともいえない			C 低い						
③事業の効率性													
③事業の効率性評価の理由	(費用対効果や受益者負担等の観点から、コストに見合う成果が得られているか) 事業者負担は1/4で防犯体制の整備を行なえるため、防犯体制の整備促進に寄与しています。一方職員が個々の対象事業者に電話で事業の案内を行っているにも関わらず申請が伸び悩んでいることから、費用対効果は優れているとは言い難い状況にあります。												

【ステップ3】
総合評価

○ 拡充 ○ 継続 ○ 改善 ○ 統合 ● 廃止

本事業に係る
所管課の意見

総合評価に係る具体的な理由(根拠)と来年度の実施内容(又は廃止後の対応)を記載します。
 ・「拡充」：レベルアップ
 ・「継続」：現状維持
 ・「改善」：対象範囲、事業規模、実施方法等の変更(一部廃止、縮小を含む)
 ・「統合」：他事業と統合

平成28年度の事件を受け、平成29年に補正予算を組み臨時的に始めた事業です。広く広報を行っており、直接事業者にも補助金受審についてご案内の電話を入れましたが、申請は伸びていません。その要因として、多くの事業所で既に防犯体制の整備が進んでいることが考えられ、事業者からのニーズは低くなっています。また、都の包括補助メニューの対象事業ですが、都の方針では原則3年以内に整備することとしており、来年度以降都の補助メニューから廃止される見込みです。
 また、港区内において全ての事業者へ案内し、防犯体制が整備されていることから事業としては廃止します。